

2020

統合報告書



本誌はFSC®認証紙を使用し、「Non-VOCインキ」を使い、環境に配慮して印刷しています。

## 使命

# 金融力で未来をデザインします

金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、  
お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現します。



DBJグループの使命を果たす源泉ともいえるのが、企業理念の共有・追求を通じて形作られ、  
脈々と引き継がれてきた「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」という4つのDNAです。  
これらは、私たち独自の事業活動を支えるDBJの強みともなっています。

長期性

中立性

パブリックマインド

信頼性

## 目次

## 編集方針

DBJグループは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、2003年度に初めて「社会環境報告書」を発行しました。本統合報告書は、財務情報と非財務情報を通じ、DBJグループの事業内容や持続的な価値創造に向けた取り組みについて、広くステークホルダーの皆様にご説明することを目的として編集しています。なお、本統合報告書における記載内容については、経営会議において決定しています。

DBJグループの  
価値創造ストーリー

今日までのあゆみのなかで形作られてきた企業理念体系、そして、その企業理念体系に基づく今後の経営方針について、ご説明しています。



サステナビリティ経営に基づく  
DBJグループの取り組みを  
中心にご説明しています。



DBJグループが実践する  
サステナビリティの実現に向けた  
主な取り組みについて  
ご説明しています。

- P 4 ― DBJグループの企業理念体系
- P 6 ― 価値創造のあゆみ
- P 10 ― サステナビリティ経営
- P 12 ― 社長メッセージ
- P 18 ― 連携・協働による金融市場の活性化・安定化
- P 19 ― 新型コロナウイルス感染症への取り組み
- P 20 ― サステナビリティの実現に向けた主な取り組み

## 報告対象期間・範囲

- 対象期間  
2019年4月～2020年3月  
(一部、対象期間外の情報を含みます。)

- 対象範囲  
原則として、DBJと主要な子会社  
12社について報告しています。

## 参考にしたガイドライン等

- 国際統合報告評議会 (IIRC)  
国際統合報告フレームワーク
- 価値協創のための統合的開示・  
対話ガイダンス

- 発行時期  
2020年8月

Environment  
Social  
Governance  
価値協創  
ガイダンス

## ディスクレーム/免責事項

本統合報告書には、将来予測に関する記述が含まれています。こうした記述は、本統合報告書作成時点における入手可能な情報及び不確実な要因にかかる仮定な判断を前提としており、諸条件の変化によって、実際の結果と大きく異なる可能性があります。



<https://www.dbj.jp>

最新のニュース、金融サービス、投融資事例、各種レポート、IR情報、サステナビリティへの取り組みなどの詳細情報は、DBJウェブサイトにも掲載しています。

## DBJグループの戦略

DBJグループのサステナビリティ経営に基づく各種取り組みについて、事業戦略及び経営基盤戦略の両面からご説明しています。

再生可能エネルギー分野の普及・発展に向けた取り組みについて、DBJグループの具体的な取り組みをご説明しています。



## ▶ 事業戦略

- P 22 ― セクター戦略
- P 28 ― エリア戦略
- P 32 ― 機能戦略

## ▶ 経営基盤戦略

- P 38 ― 財務戦略
- P 40 ― 人材戦略
- P 42 ― ナレッジ/  
連携・協働

## ▶ コーポレート・ガバナンス

- P 46 ― 会長メッセージ
- P 48 ― コーポレート・  
ガバナンス
- P 52 ― 取締役、監査役及び  
執行役員
- P 55 ― 社外取締役による  
メッセージ
- P 56 ― コンプライアンス

## ▶ リスク管理

- P 58 ― リスク管理態勢
- P 58 ― 総合リスク管理
- P 61 ― ストレステスト
- P 61 ― 事業継続への取り組み
- P 62 ― TCFD提言を踏まえた  
取り組み

コーポレート・  
データ

- P 64 ― 財務・非財務ハイライト
- P 66 ― 連結財務サマリー
- P 68 ― 沿革
- P 69 ― 大株主の状況
- P 69 ― 株式会社化以降の  
DBJ法の変遷概要
- P 70 ― 組織体制

## データ編

- P 72 ― 株式会社日本政策投資  
銀行法
- P 89 ― 財務の状況
- P 165 ― 会社情報/グループ会社

DBJグループの  
コーポレート・ガバナンス

DBJグループが戦略を着実に実行するための基盤となるコーポレート・ガバナンス/リスク管理の取り組みをご説明しています。

TCFD  
TASK FORCE ON  
CLIMATE-RELATED  
FINANCIAL  
DISCLOSURES

近年高い注目を集める  
TCFDについて、  
DBJグループの具体的な  
取り組みについて  
ご説明しています。

# DBJグループの企業理念体系

～金融力で未来をデザインします～

DBJグループの企業理念体系は、今日までのあゆみに加え、今後想定される様々な環境変化や社会課題を踏まえて設定された、DBJグループが変わらずに追求し続ける「使命」と共有する「価値観」、そして2030年時点において目指す「ビジョン2030」から構成されます。

また、これらの企業理念の追求を通じて形作られるDBJグループの差別化要素となる「強み」として、引き続き4つのDNA(長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性)を保持していきます。



## 企業理念の共有

企業理念の一層の共有・実践を通して、社会的責任への意識を高めるのはもちろんのこと、

DBJグループの一体感の向上や、コミュニケーションコストの抑制、

志や使命感に基づく職員一人ひとりの成長意欲の高まり、

といった効果を実現していきます。

# 価値創造のあゆみ

DBJグループは、経済環境や社会課題が大きく変遷するなか、常に挑戦と誠実という価値観を胸に、自らも変化しながら時代に即したソリューションを提供し、社会の持続的発展に貢献してきました。

**重要産業の再建**

川崎製鉄(株)(現：JFEスチール(株))：千葉製鉄所建設(千葉県)  
戦後初の高炉建設による鉄工業の近代化



**産業基盤の充実強化**

日本郵船(株)：定期船「讃岐丸」  
計画造船融資による我が国商船隊の再興



**国産技術開発の推進**

ソニー(株)：  
トロンカラーテレビ工場  
新技術企業化による国産技術の振興



**企業価値の源泉に光をあてる  
新たな金融商品の開発**



**「地域・環境・技術」支援の  
金融ソリューション**

(株)バスモ 交通機関の利便性を一新したICカード「PASMO」の開発  
※「PASMO」は、(株)バスモの登録商標です。



**イノベーション分野への対応強化**

日本水素ステーションネットワーク合同会社 (JHyM)：水素社会実現に向けた金融力を通じた支援



写真提供：ENEOS(株)

スペースワン(株)  
新世代小型ロケットの事業化による国内宇宙産業の発展を支援




# 果たしてきた役割

<p><b>経済の再建と自立</b></p> <p>戦後の経済再建・自立を目指し、経済・産業発展の基盤となる重要産業の合理化・近代化・育成のための融資を開始。</p>	<p><b>高度成長への基盤整備</b></p> <p>産業の基盤を支えるエネルギー・輸送力の充実強化に加え、新たな経済発展の原動力となる化学繊維・工作機械・自動車などの新規産業の育成と近代化などへの融資を実行。</p>	<p><b>国際競争力の強化</b></p> <p>経済の開放体制への移行に向けて、国際競争力強化を目指し、産業の体制整備・国産技術開発の支援に注力。</p>	<p><b>国民生活の質的向上</b></p> <p>1970年代には、経済発展に見合った国民生活の質的向上と地域間の不均衡是正が課題となり、公害対策・地域開発・都市開発などの社会開発に取り組む。</p>	<p><b>産業構造転換の円滑化</b></p> <p>1980年代半ばからは、対外経済摩擦の激化を背景に、内需拡大と産業構造転換が急務となり、社会資本整備、創造的技術開発、産業構造転換等の支援に注力。</p>	<p><b>豊かな社会の創造</b></p> <p>社会資本整備、環境対策を重点分野としつつ、新規事業(ベンチャービジネス)の支援にも注力。阪神・淡路大震災の復興融資や金融システム安定化のための金融環境対応融資にも迅速に対応。</p>	<p><b>地域活性化</b></p> <p>豊かな生活の実現に向けた地域経済振興、地域社会基盤整備、広域ネットワーク整備など、地域の抱える様々な課題に対して、地域金融機関等との連携のもと、長期的な視点に基づく適切なソリューション提供に注力。</p>	<p><b>事業再生</b></p> <p>1990年代後半以降、倒産・業績不振企業の増加による不良債権問題とこれに伴う金融システム不安が顕在化するなか、日本経済の活性化に向けて、事業再生ファンドへの出資等を通じて、事業再生支援に注力。</p>	<p><b>金融危機対応・震災復興</b></p> <p>リーマン・ショックに伴う企業の資金繰り悪化等に金融危機対応業務として迅速に対応。東日本大震災においては、他の金融機関と連携して震災危機対応業務に取り組むと共に、「東日本大震災復興ファンド」を通じてリスクマネー供給も実施。</p>	<p><b>リスクマネーの供給</b></p> <p>日本企業の競争力強化や地域活性化に必要な成長資金の供給に向け、「特定投資業務」を創設。また、今後の日本の柱となる新規事業の社会実装・事業化に向けて多様なプレイヤーとの連携・協働のもと、長期視点からプロジェクト形成に取り組む。</p>
---	--	---	--	---	---	---	--	---	---

<p><b>公害対策の推進</b></p> <p>東洋曹達工業(株)(現：東ソー(株))：苛性ソーダ製法転換(山口県) 化学工業の無公害製法への転換促進</p> 	<p><b>セーフティネット機能の発揮 (阪神・淡路大震災復興)</b></p> <p>阪急電鉄(株)：震災復旧工事(兵庫県) 震災により被害を受けた交通インフラの復旧工事</p> 	<p><b>リーマン・ショックによる 世界的な金融危機対応</b></p> <p>2008年秋以降のリーマン・ショックによる世界的な金融危機の影響を受け、社債市場の機能低下に伴う企業の資金繰り悪化等に金融危機対応業務として迅速に対応</p>	<p><b>東日本大震災による危機対応</b></p> <p>常磐興産(株)：スパリゾートハワイアンズ(福島県) 東日本大震災からの復興の象徴となったスパリゾートハワイアンズへの支援</p> 	<p><b>新型コロナウイルス感染症拡大の 影響に対する危機対応</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症による被害への対応として、政府による危機対応の認定を受け、指定金融機関として、民間金融機関との連携・協働のもと、迅速かつ適確な危機対応業務を実施</p>
--	--	--	---	--

<https://www.dbj.jp/co/info/history/history1.html>  
沿革・DBJの歴史に関する詳細情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。

# ビジョン2030

産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、**2030年の経済・社会において独自の役割を果たします。**

## 将来の外部環境の変化

以下をDBJグループのステークホルダーに重要な影響を与える外部環境の変化として特定しています。これらは、国際的な合意である「持続可能な開発目標(SDGs)」と整合的であり、その達成に貢献していきます。



# 持続可能な社会の実現

## 注力する3つの重点領域

これまでDBJグループが果たしてきた役割や機能、実現した社会価値、そして将来の外部環境の変化を踏まえ、インフラ・産業・地域の3領域を重点領域と設定しています。

<p><b>インフラ再構築・強化</b></p> <p>エネルギーシステムの再構築、交通ネットワークの高度化、魅力ある街づくり</p> <p>エネルギー・交通インフラの再構築、公共インフラの更新、都市の成長</p>	<p><b>産業の創造・転換と成長</b></p> <p>新技術の事業化、生産性向上・競争力強化に向けた事業再構築、グローバル市場への事業展開</p> <p>新技術・新事業(イノベーション促進)再編、海外展開</p>	<p><b>地域の自立・活性化</b></p> <p>地域特性に応じた産業振興、海外展開、インバウンド対応、事業承継</p> <p>地域特性を踏まえた課題解決「地域と東京」「地域と地域」「地域とグローバル」を繋ぐ役割</p>
---	--	--

# サステナビリティ経営

～価値創造プロセス～



DBJグループは、サステナビリティ経営のトップランナーとして、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現すべく、サステナビリティ経営を進めています。

DBJグループが目指すサステナビリティ経営とは、持続可能な社会の実現に向けて、投融資一体やコンサルティング・アドバイザーなどの特色を活かしたビジネスモデルに基づく事業活動を通じて、経済価値と社会価値の両立を目指す取り組みです。あわせて、ステークホルダーとの協働・対話を通じて、価値創造プロセスの継続的な改善に努め、サステナビリティ経営の高度化を図りながら、創出価値の更なる拡大に向けた取り組みを推進します。

## サステナビリティ経営で重点領域の課題解決に貢献

DBJグループは、これまで果たしてきた役割やステークホルダーとの対話を踏まえて設定した重点領域(インフラ・産業・地域)のお客様に対し、リスク・アベタイトに沿った投融資一体の金融サービスとコンサルティング・アドバイザーサービスなどを提供するほか、投資家のお客様に対してもシンジケーションや資産運用サービスを提供しています。お客様が直面す

る様々な課題解決に向けて、プロフェッショナルとして創造的なソリューションを提供することで、「持続可能な開発目標(SDGs)」とも整合するサステナブルな社会づくりに貢献していきます。



## 経済価値と社会価値の両立を目指す

DBJグループは、現在の業界・お客様の抱える課題に加え、今後の社会の急速な変化やそれに伴う業界・お客様の変化についてDBJグループとしての仮説やあるべき姿を検討し、それらに応じたソリューションを提案・提供することで、新たに日本経済・社会の柱となり得る産業の創造・取り組みを支援していきます。また、株式会社日本政策投資銀行法(DBJ法)の法定業務として、大規模災害や金融市場の不安定化などが生じた場合、迅速かつ適確な危機対応業務を実施していきます。

このように、お客様と社会のニーズを踏まえ、新たな産業・取り組みの創造と危機時の対応という両面からDBJグループの取り組みを遂行することで、社会の持続的成長に貢献します。このDBJグループの特色あるビジネスモデル遂行のためには、それを支える特色ある経営資源の形成が不可欠です。DBJグループでは、健全な財務資本を確保することは当然として、長期的な財務価値創造能力に影響する人的・知的・関係・社会資本といった非財務資本をそれぞれ定義し、財務・非財務の資本の価値を統合的に高めていきます。

## ステークホルダーとの協働・対話を通じて、サステナビリティ経営の基盤を構築

DBJグループ独自の価値創造プロセスであるサステナビリティ経営の継続的な改善に向けて、様々なステークホルダーの皆様と協働・対話を行っていきます。その一つとして、取締役会の諮問機関であるアドバイザー・ボード、特定投資業務モニタリング・ボードにて、社外有識者及び社外取締役といった第

三者視点からの助言をいただいています。また、お客様、地域、金融機関、投資家、株主等のステークホルダーの皆様との日頃の業務を通じた協働・対話により、DBJグループに今後も期待される役割について再確認し、DBJグループとしての今後のあるべき姿について継続的な検討を行っています。

変容する社会とお客様のニーズを踏まえ、  
経済価値と社会価値を両立するサステナビリティ経営を  
推進し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。



株式会社日本政策投資銀行  
代表取締役社長

渡辺 一

## 新型コロナウイルス感染症への危機対応について

2019年12月より世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症は、日本においても、国内外移動の自粛等により経済活動に甚大な影響を及ぼしています。DBJグループは、この未曾有の危機に対し、リーマン・ショックや東日本大震災等における危機対応の経験を活かしながら、2020年1月に相談窓口を設置、3月に「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」を設置し、全行一体での支援体制を整備すると共に、2月には独自プログラムである「地域緊急対策プログラム」を発動し機動的な対応にあたりました。そのようななか、2020年3月の「新型コロナウイルス感染症に関する事案」の政府による危機認定を踏まえまして、指定金融機関として、迅速かつ適確な危機対応業務の実施にDBJグループの総力で取り組んでいます。

既に、危機対応融資として2020年6月末時点で130件1兆6,212億円、加えて当行独自の「地域緊急対策プログラム」を通じて20件429億円の融資を実行しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復・成長に向けてお客様の新規事業開拓や異分野連携等の取り組みを強くご支援させていただくべく、特定投資業務において2020年5月に「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を設定しております。これらの施策も含め、引き続き、新型コロナウイルス感染症による被害を受けたお客様のニーズに対して、民間金融機関等の皆様とも連携・協働して、迅速かつ適確な危機対応業務の実施に注力してまいります。

## DBJグループのこれまでのあゆみと果たしてきた役割

DBJグループは、その前身である日本開発銀行・北海道東北開発公庫の時代から、戦後復興、高度・安定成長期、バブル経済とその崩壊、グローバル化や少子高齢化の進展、環境や防災意識の高まりなど、その時々々の社会課題に柔軟に対応し、我が国の持続的発展に貢献してまいりました。株式会社後だけを振り返っても、世界的な金融危機や東日本大震災など重大な事案が立て続けに発生する目まぐるしい変化のなかで、社会の期待に応えるべく、将来を見据えた取り組みを進めると共に、DBJグループ自身も大きく変化してまいりました。

具体的には、金融危機対応や震災対応といった未曾有の有事における危機対応業務や、その後の成長を支える

リスクマネー供給機能の強化などを通じて、投融資一体という独自のビジネスモデルを確立してまいりました。

今回の新型コロナウイルス感染症が長期的に社会に及ぼす影響については予断を許しませんが、今後生じる変化を的確に見極め、今までと変わらぬDBJグループの「使命」～金融力で未来をデザインします

- 「行動基準」
- 未来への責任
  - お客様視点
  - 卓越したサービス
  - 個の挑戦と協働

「価値観」～挑戦 (Initiative) と誠実 (Integrity)

を胸に、地域やお客様の課題に柔軟に対応していきます。

“ **ステークホルダーの皆様との対話を踏まえた  
重点領域での貢献を通じ、金融のプロフェッショナルとして  
お客様へ提供する付加価値を高め、  
2030年の経済・社会において独自の役割を果たしていきます。** ”

## 「ビジョン2030」と重点領域

長期的な展望をより具体的に経営ビジョンのなかに反映すべく、DBJグループでは2015年に2030年までの将来に向けて中長期的な視点で今後の私たちの果たすべき役割を改めて考えました。この議論の過程で、DBJグループのステークホルダーに重要な影響を与える外部環境の変化として、我が国の人口減少や気候変動・エネルギー問題など持続可能な社会に向けた世界的なアジェンダ、グローバル競争の激化、AIやFinTechなどのデジタル技術革新などを特定し、これまで私たちが果たしてきた役割や実現してきた価値を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けてDBJグループが中長期的に力を発揮すべき領域を検討しました。

その結果が、2017年に策定したDBJグループの長期ビジョン「ビジョン2030」です。「ビジョン2030」ではDBJ

グループが取り組む重点領域(マテリアリティ)を、「インフラ」「産業」「地域」の3領域として明確に位置づけました。この重点領域での貢献こそ、今日までのあゆみと総合的であり、かつ、今後の社会やステークホルダーからのご期待に沿うものと考えております。私たちは、その使命を達成するために、今後もステークホルダーの皆様の声に耳を傾け、具体的な取り組みを着実に実施することで、金融のプロフェッショナルとして産業・インフラ分野のお客様や地域の皆様へ提供する付加価値を高めるよう努めます。また、幅広いリスクを適切に評価して引き受ける能力を発揮することで事業や市場の創造をリードすると共に、足下の新型コロナウイルス感染症に関する危機対応も含め、これまで同様、その時々での社会的な要請に的確に応えることで、2030年の経済・社会において独自の役割を果たしてまいります。

## DBJグループのサステナビリティ経営

重点3領域を中心とする事業活動を通じた価値創造の仕組みとして、DBJグループは、「サステナビリティ経営」を進めてまいります。DBJグループが目指す「サステナビリティ経営」とは、お客様と社会のニーズを踏まえ、新たな

産業やイノベーションの実現など価値創造と危機時の対応の両面から持続可能な社会の実現に貢献し、経済価値と社会価値を不可分一体的に生み出すことです。

そのためには、現在の業界やお客様の抱える課題はもと



より、長期的な社会の変化やそれに伴う産業界やお客様への影響を的確に把握する必要があります。DBJグループでは、ナレッジ機能を活用して試行錯誤しつつ将来像をお客様や地域の方々と共に考え、その課題に適切に対応したりスクマナー供給など金融面での解決策を提示することで、次なる日本経済・社会の柱となり得る産業の創造や取り組みをリードしてまいります。同時に、大規模災害や金融市場の不安定化等が生じた場合には、迅速かつ適確な危機対応業務を実施する重要な役割を担ってまいります。

こうした業務を進めるにあたっては、DBJグループの強みである産官学の強固なネットワークなどの関係資本や健全な財務資本、そして価値観を共有する人的資本にさらに磨きをかけ、加えてアドバイザリー・ボードや特定投資業務モニタリング・ボードなどを中心とした外部のステークホルダーの皆様との対話を通して、サステナビリティ経営のプロセスの不断の改善を進めていくことが重要だと考えています。

## 中期経営計画について

2017年度から2019年度までの第4次中期経営計画では、インフラ3分野(エネルギー、運輸・交通、都市開発)や、新分野を含めた産業分野のお客様に対する投融資一体の金融サービスの拡充を柱に事業戦略を進めました。融資業務では、ストラクチャード・ファイナンスやメザニン・ファイナンスなど、より付加価値の高いサービスの提供、投資業務では、インフラ3分野への長期投資と産業向けの成長投資を共に推進しました。役員業務としては、インフラ・PE分野におけるアセットマネジメント業務の拡大に取り組み、また、こうした活動を地域・海外においても展開していき、地域と海外を繋ぐ役割を果たすべく、注力しました。

経営基盤戦略としては、DBJグループの経営資源を財務資本、人的資本、知的資本、関係・社会資本として整理し、これらの経営資源の投入と経営活動の成果による各種資本価値の増加・変換を推し進めました。

2019年度の決算は、融資損益が過去の危機対応融資の返済進捗等により、投資損益と役員損益が大型案件の剥落等により、それぞれ前年度比で減益となりましたが、投資損益については、インフラ・不動産での安定的な収益計上や個別案件のExit等により過年度と比べても引き続き高水準を維持しております。

2020年度から始まる第5次中期経営計画については、

### 業務別損益概況(連結)

単位：億円	2018年度	2019年度	前年度比増減
実態業務粗利益	1,877	1,744	△ 132
融資損益	809	766	△ 43
投資損益	815	741	△ 73
役員取引・その他損益等	252	236	△ 15
営業経費	△ 648	△ 673	△ 24
実態業務純益	1,228	1,071	△ 156
その他特別損益等	△ 13	40	54
引当・償却等	53	△ 281	△ 334
融資関連	68	45	△ 22
投資関連	△ 15	△ 327	△ 311
税引前利益	1,267	830	△ 437
法人税等合計	△ 335	△ 315	20
当期純利益	932	515	△ 417
非支配株主に帰属する当期純利益	12	10	△ 2
親会社株主に帰属する当期純利益	919	504	△ 414

※ 業務分野の区分表記は、経営管理上のものです。



DBJグループは、お客様の新たな取り組みに対し、共に挑戦し、将来の持続可能な社会の構築をリードすべく、今後とも投融資一体機能を活用することで、リスクマネーの供給に取り組んでまいります。



新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、しかるべき時期に公表することとしております。抜本的な人口構造・社会構造の変革が進み、社会課題とお客様の経営課題が一体不可分となるなか、様々な金融機関やお客様と連携・協働し、リスクマネーやナレッジを活用しお客様起点で投融資機会を創出することで経済価値と社会価値の両立を

図ります。こうした基本方針を踏まえ、足下の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う産業構造の変化、急速なデジタル化の進展とサステナビリティ潮流の加速、また地域が持つ価値への影響も踏まえて中期経営計画を改めて検討する考えです。

## 特定投資業務について

DBJグループのリスクマネー供給業務の経験を活かして、2015年の株式会社日本政策投資銀行法改正において法定業務とされた特定投資業務におきましては、地域活性化や我が国企業の競争力強化に資する案件として2019年度は19件3,532億円、特定投資業務開始以降の累計では100件7,171億円の投融資を決定しています。また、投融資実績額5,902億円に対して誘発された民間投融資額については、総額4兆420億円であり、民間金融機関などと協働した成長資金供給が図られております。加えて、地域活性化の案件も多数結実しており、地域金融機関などと特色ある地域創生に資するべく今後とも取り組みを強化してまいります。

今般、これまでの取り組みを踏まえ、2020年5月に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(令和2年第29号)」に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されると共に、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されました。また、新型コロナウイルスからの回復・成長に向けて新たに「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」も設置しております。引き続き、年2回開催の「特定投資業務モニタリング・ボード」にて、ステークホルダーの皆様のご意見を頂戴しながら、業務運営に取り組んでまいります。

## サステナビリティ経営を支える人材育成への取り組み

DBJグループの価値創造プロセスであるサステナビリティ経営を支える最も重要な基盤は、経済価値と社会価値の両立を追求し続ける4つのDNAを体現する、挑戦と誠実という価値観を持った人材です。DBJグループの役員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継し、時代の要請に応えるべく、挑戦を続けてきました。また、各役員は、企業やプロジェクトを評価する目利き能力を向上させる不断の努力を続けており、時代あるいは地域の課題を意識した俯瞰的な視点から長期的に審査・評価するノウハウと能力、そして蓄積されたネットワークはDBJグループの財産です。

DBJグループでは、その価値を体現する職員に健康かつ創造的に活躍してもらうために、働き方改革を推進しています。これまでに、柔軟な働き方を支援する取り組みの一環として、在宅勤務やフレックス勤務制度を導入したほか、育児・介護などにかかる就業・休業制度の充実を図っています。また、今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、在宅勤務や時差出勤を機動的に運用し、役職員の安全確保を最優先しつつ、危機対応業務の円滑な遂行を可能にする体制の整備に取り組ましました。



## 皆様との更なる協働に向けて

新型コロナウイルス感染症の影響を含め、世界や日本を取り巻く環境は、今後も大きく変わり続け、不確実性が高まるものと思われます。特に今後10年間は、我が国においては高齢化・人口減少という基調のもと、産業のあり方を一変させるデジタル変革、グローバル競争の一層の激化といった動きが一段と強まることが予想され、産業界でも業界の垣根を越えた新たな連携・協働、ビジネスモデルの変化、新しいエコシステムの誕生といった変化が生じると予想されます。DBJグループは、お客様の新たな取り組みに対し、共に挑戦し、将来の持続可能な社会の構築をリードすべく今後とも投融資一体機能を活用することで、リスクマネーの供給に取り組んでまいります。

また、世界的なアジェンダである持続可能な社会の構築に向けた取り組みも引き続き重要です。足下では2030年に向けたグローバルアジェンダであるSDGsへの貢献に向けた取り組みが官民一体となって盛り上がり、金融市場においてもESGを踏まえた資金の流れへの関心が

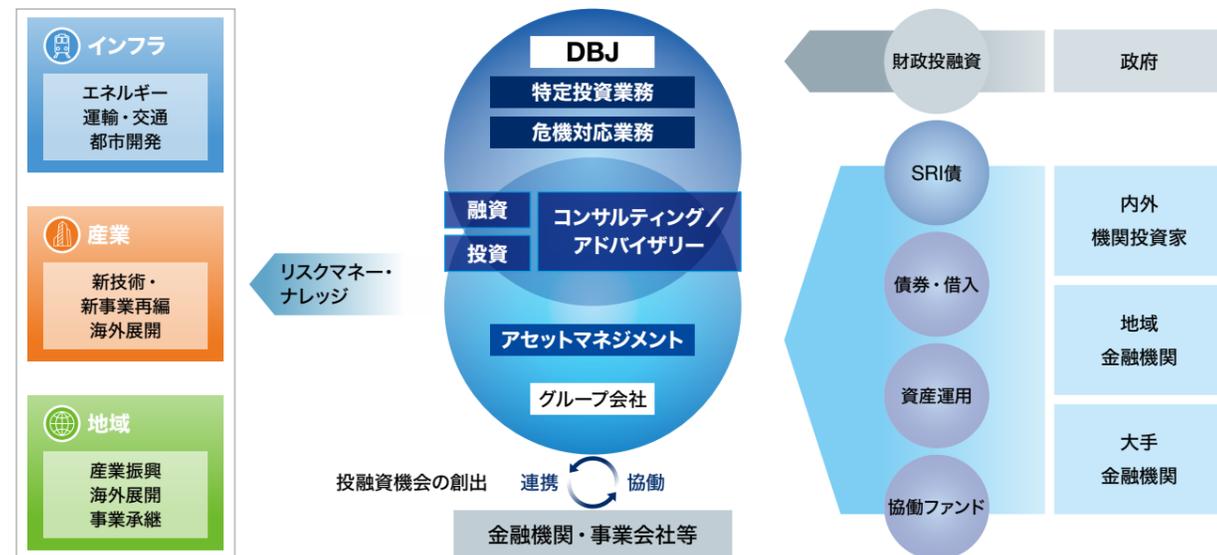
高まっています。DBJグループは、これまで評価認証型融資などによるお客様との対話などを通じて財務諸表には表れない目に見えない資産の積極的な評価を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。今後も、引き続きサステナビリティ経営のトップランナーとしての使命を果たすためには、ステークホルダーの皆様との対話が重要です。この統合報告書が、ステークホルダーの皆様との対話に繋がればと願っております。

2020年8月  
代表取締役社長

渡辺 一

# 連携・協働による金融市場の活性化・安定化

DBJグループは、他の金融機関や事業会社の皆様との連携・協働を重視し、適切なパートナーシップを組むことで、特色あるソリューションを提供します。



## 資金の調達と運用

内外の機関投資家や金融機関の皆様からの資金の調達や運用受託といった様々な形で資金を受け入れ、内外の産業・インフラ分野のお客様に対してリスクマネーを供給します。

## ナレッジの提供

産業・インフラ分野における経験に裏づけられた調査や審査、リスク分析やストラクチャリングなど、ナレッジ面での貢献をあわせて付加価値を創造します。

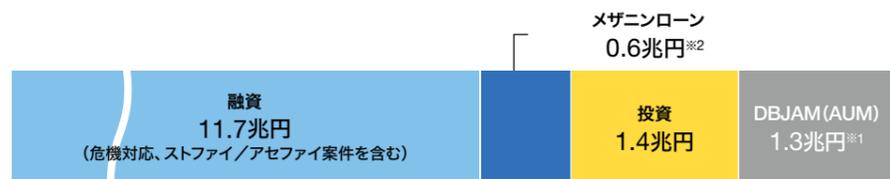
## 危機対応業務及び特定投資業務

DBJ法に定められた業務であり、DBJグループを特徴づける業務として、引き続き適切な運営を行います。

## DBJグループによるリスクマネー供給について

DBJは、有事における危機対応融資、案件のリスク特性に応じたプロジェクト・ファイナンスやメザニン・ファイナンス等の融資業務(残高12.3兆円)に加え、投資(残高1.4兆円)を行うなど多様なリスクに応える業務を実施しています。また、地域金融機関など投資家のお客様の資金運用ニーズに応えるた

め、DBJアセットマネジメント(株)(DBJAM)にて1.3兆円の資金をお預かりし、DBJグループの強みを活かした特色ある資産を中心に資産運用業務を行っています。DBJグループは今後もお客様の多様なニーズに応じるべく、リスクマネー供給業務を強化していきます。



※1 DBJAMの預かり資産残高(Asset Under Management: AUM)からDBJ一任分を相殺消去  
 ※2 メザニンローンのうちSFI案件との重複分については相殺消去  
 ※3 2020年3月末時点

# 新型コロナウイルス感染症への取り組み

## 危機対応業務の実施について

DBJグループは、新型コロナウイルス感染症による被害への対応として、2020年1月末に相談窓口の開設、2月には独自の「地域緊急対策プログラム」にて対応してきました。そのようななか、3月19日に「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されたことを受け、指定金融機関として、危機対応業務に注力しています。

引き続き、「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」のもと、指定金融機関として危機対応業務の迅速かつ適確な実施を図ることに加え、「地域緊急対策プログラム」等による独自の資金供給体制整備、地域金融機関との連携強化等を通じて、本感染症による被害を受けた事業者の皆様へのニーズに対して、雇用確保や与信維持等今次危機対応の趣旨を踏まえつつ、民間金融機関等とも連携・協働して取り組んでいきます。

## 危機対応業務への取り組み状況

これまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月30日 相談窓口開設</li> <li>2月12日 当行独自の「地域緊急対策プログラム」に本事業を追加</li> <li>3月16日 「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」設置(本部長: 渡辺社長)</li> <li>3月19日 政府による危機認定、危機対応業務を開始</li> </ul>
地域金融機関との災害対策業務協力協定*	<ul style="list-style-type: none"> <li>本危機に適切に対応し、地域経済の発展に寄与することを目的に、これまでに74の地域金融機関と協定を締結</li> </ul>
危機対応業務の状況*	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対応融資実績(累計): 130件、1兆6,212億円</li> <li>地域緊急対策プログラム融資実績(累計): 20件、429億円</li> </ul>

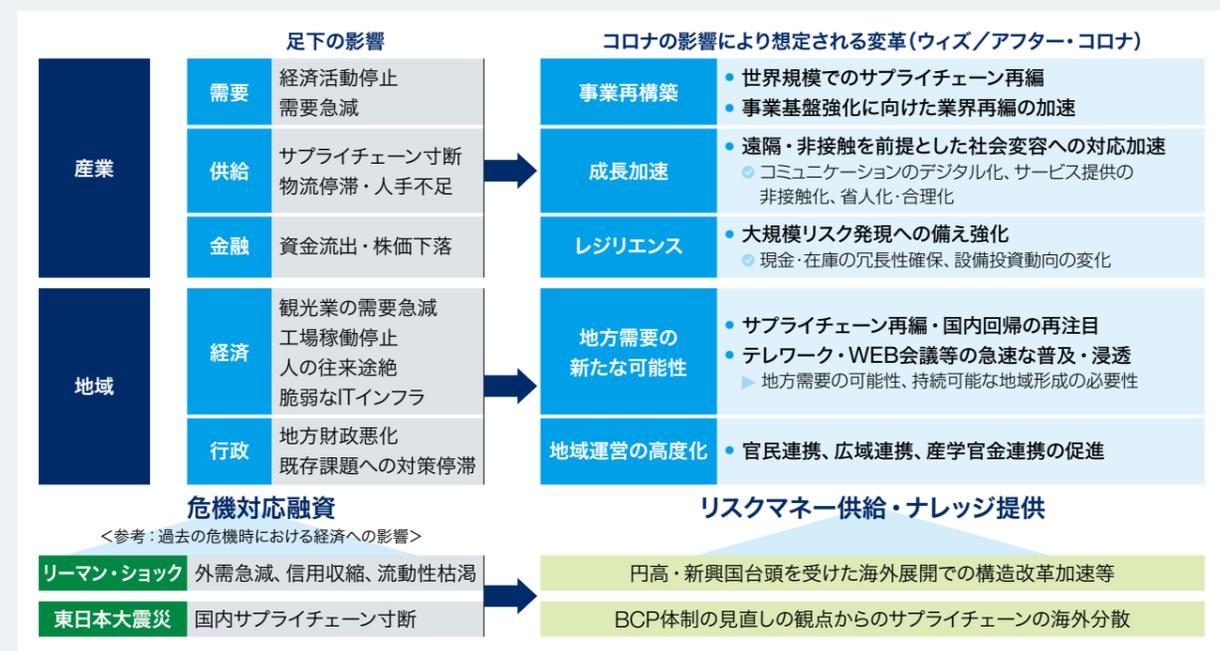
※ 2020年6月末時点

## 新型コロナウイルス感染症の影響とその対応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的危機は、従来社会課題となっていたデジタル化の進展や生産年齢人口の減少、グローバル化、サステナビリティへの意識の高まりに対して大きく影響し、時に加速させ、抜本的な社会変革に繋がる可能性があります。

DBJグループでは、こうした新たな社会の変化や課題に真摯に向き合い、民間金融機関等とも連携・協働し、特定投資業務を含めたリスクマネー供給やナレッジ提供に引き続き注力してまいります。その施策の一つとして、「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を設置し、特定投資業務を活用した企業の新規事業開拓や異分野連携等の取り組みを促進する考えです。

## 新型コロナウイルス感染症が産業・地域に与える影響



## サステナビリティの実現に向けた主な取り組み

DBJグループでは、投融資一体やコンサルティング・アドバイザーなどの特色を活かしたビジネスモデルに基づき、持続可能な社会の実現に向けた様々な取り組みを行っています。

### サステナビリティ基本方針

DBJグループは、その使命である日本と世界の持続的発展の実現に向けて、サステナビリティ経営のもと、特色ある事業活動を通じた経済価値と社会価値の両立を目指しています。2017年には、ステークホルダーの皆様との対話を促進し、価値創造プロセスの継続的な改善に努めるため、「サステナビリティ基本方針」を定めました。

本方針に基づくDBJグループの取り組みのなかから、主なものをご紹介します。



<https://www.dbj.jp/sustainability/management/regular.html>  
「サステナビリティ基本方針」については、DBJウェブサイトをご覧ください。

### 主な取り組み

再生可能エネルギーへの取り組み	再生可能エネルギーの普及に向けて、国内の太陽光・風力発電プロジェクトに導入初期より関与すると共に、海外先進事例にも参画しています。	⇒ 23ページへ
DBJ Green Building 認証の創設	2011年に創設した認証制度で、「環境・社会への配慮」がなされた不動産とその不動産を所有・運営するお客様の支援に取り組んでいます。	⇒ 25ページへ
サステナビリティボンドの発行	日本の発行体として初めて、2014年にグリーンボンドを発行し、2015年からはサステナビリティボンドを毎年発行しています。	⇒ 39ページへ
DBJ評価認証型融資の創設	独自に開発したスクリーニングシステムにより企業の非財務情報を評価する融資メニューを通じて、お客様の環境・防災・健康に向けた取り組みを支援しています。	⇒ 45ページへ
赤道原則の採択	赤道原則に基づき、環境・社会リスクの特定と影響評価を行ったうえで、事業者に対してリスクと影響の緩和に向けた対応を求めています。	⇒ 62ページへ
TCFDのシナリオ分析に着手	気候変動に関係の深い技術のなかから、業務との関連等を踏まえ、試行的に5つの技術(CCS: 二酸化炭素貯留、EV: 電気自動車、バイオマス、水素、再生可能エネルギー)に注目し、技術発展・普及を踏まえた各セクターの成長機会をシナリオ別に分析・評価しています。	⇒ 62ページへ

### ガバナンスの仕組み

サステナビリティ委員会の設置	サステナビリティ委員会を通じて、ESGの観点なども踏まえた重要な社会課題を把握し、投融資や資産運用をはじめとする事業活動にその視点を組み込んでいます。	⇒ 50ページへ
----------------	---	----------

### CASE STUDY

#### 持続可能なエネルギーインフラ構築に向けたイノベーションの支援

エクセルギー・パワー・システムズ(株)は、再生可能エネルギー比率の急速な高まりにより電力供給の不安定化が社会課題となっているアイルランドにおいて、次世代型ニッケル水素蓄電池であるエクセルギー電池をバックアップ電源として現地工場等向けに納入し、送電会社と連携しながら電力需給調整サービスを提供しています。再生可能エネルギーの導入が先行する欧州で実績を積み、将来的には日本を含む他地域でサービス展開することで、持続可能でレジリエントな社会づくりへ貢献することが期待されています。

DBJは、「Society5.0挑戦投資制度」を活用した同社支援や同社及びステークホルダーとの連携を通じて、国内外で当電池の社会的実装を主体的に促進し、持続可能なエネルギー供給が可能な社会インフラの構築に貢献していきます。



[https://www.dbj.jp/topics/dbj\\_news/2020/html/20200706\\_202678.html](https://www.dbj.jp/topics/dbj_news/2020/html/20200706_202678.html)  
「Society5.0挑戦投資制度」の詳細情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。

## DBJグループの戦略

DBJグループのサステナビリティ経営に基づく各種取り組みについて、事業戦略及び経営基盤戦略の両面からご説明しています。

### ▶ 事業戦略

#### P 22 セクター戦略

- P22 ..... エネルギー分野
- P24 ..... 運輸・交通分野
- P25 ..... 都市開発分野
- P26 ..... 産業分野

#### P 28 エリア戦略

- P28 ..... 地域
- P31 ..... 海外

#### P 32 機能戦略

- P32 ..... 特定投資・危機対応
- P36 ..... シンジケーション・アドバイザー・コンサルティング
- P37 ..... アセットマネジメント

### ▶ 経営基盤戦略

- P 38 ..... 財務戦略
- P 40 ..... 人材戦略
- P 42 ..... ナレッジ/連携・協働

### DBJグループ

お客様が直面する様々な課題や社会課題の解決に向け、DBJグループ一体となって付加価値の高い多様なソリューションを提供していきます。

#### 海外拠点

- DBJ Singapore Limited
- DBJ Europe Limited
- 政投銀投資諮詢(北京)有限公司
- DBJ Americas Inc.

#### 投資/証券/アセットマネジメント

- DBJキャピタル株式会社
- DBJ投資アドバイザー株式会社
- DBJ証券株式会社
- DBJアセットマネジメント株式会社

#### 調査/コンサルティング

- 株式会社日本経済研究所
- 株式会社価値総合研究所

#### 不動産管理/ITサービス

- DBJリアルエステート株式会社
- 株式会社コンシスト

# エネルギー分野

エネルギーシステムの再構築、交通ネットワークの高度化、魅力ある街づくり



日本のエネルギー市場の変革を金融面でリードすると共に、日本のエネルギー企業のグローバル化及び世界レベルでの「脱炭素社会」の実現に向けて貢献していきます。

## 主な事業分野

エネルギー分野における事業者・プロジェクトへのファイナンス、アドバイザリーサービスの提供

- 電力
- ガス
- 石油

電気・ガス・石油精製・熱供給・水道業向け融資残高

2020年3月末

# 3.4兆円

## 中長期的な外部環境と社会課題

日本のエネルギー産業は現在大きな岐路に直面しています。人口等マクロ経済構造の変化、省エネルギー化の進展といった環境のもと、CO<sub>2</sub>排出量削減に向けた取り組みと電力・ガス市場の自由化を同時に進めていく必要があります。

このような状況下、エネルギー産業を金融面から支援するための課題として、再生可能エネルギー等の新しい技術の普及支援や増大するリスクに対応するための資本性資金の供給に加え、プロジェクトファイナンスによるリスクを明確化した取り組みを強化し、幅広い事業者の市場参加を可能にする取り組みが求められています。

## 戦略

お客様との強いリレーションを維持し、国内外の経験・知見に基づくアドバイザリー業務、リスクマネーである資本性資金の提供に注力します。加えて、リスク分担を明確化したプロジェクトファイナンスによる取り組みを強化し、国内電力市場の自由化に伴う投資需要に対し、幅広い金融機関と協調し円滑な資金供給に取り組みます。さらに、足下で進められているエネルギー基本計画の見直しに係る議論も注視しつつ低炭素技術の開発・普及や社会経済構造の低炭素化などの取り組みに関するイノベーションの実現への支援等を通じて、「脱炭素社会」の実現に向け貢献していきます。

また、DBJグループはエネルギー分野におけるアセットマネジメント業務の強化を通じて、幅広い金融機関が国内エネルギーインフラ市場に参加できるよう、マーケットの育成に取り組んでいきます。

海外においては、自由化市場育成で先行するマーケットに取り組むことで、国内市場発展に向けたノウハウの還元と日本企業の海外展開を積極的に支援すると共に、世界レベルでの脱炭素化に貢献していきます。

## エネルギー分野における気候変動対策への取り組み

DBJグループは、経済価値と社会価値の両立というサステナビリティ経営の基本理念に立脚し、エネルギー分野において、長年、安定供給確保と環境負荷低減の双方に貢献してきました。

特に、再生可能エネルギー分野では、国内の風力発電や太陽光発電において、導入初期よりプロジェクトファイナンスやメザニン・エクイティ等の多様なリスクマネー供給を積極的に行うと共に、海外の先進的な取り組みを国内に還元すべく、欧州の洋上風力発電等へのファイナンスも実施しています。

今後も、国際的な気候変動にかかる議論やOECD公的輸出信用アレンジメントを考慮しつつ、3E+S\*を基本方針とする我が国エネ

ルギー政策を踏まえたうえで、安定供給確保と気候変動対策の両立を目指します。具体的には、再生可能・代替エネルギーについては、風力・太陽光や新規送電網、水素等に対するリスクマネー供給をさらに強め、導入促進に貢献する一方、温室効果ガス排出量の多い石炭火力発電の新規プロジェクトについては、環境負荷低減の観点から、超々臨界またはそれ以上の発電効率を備えているか等、慎重に検証のうえ、取り組んでいきます。

※ エネルギー基本計画記載のEnergy Security/Economic Efficiency/Environment/Safety

## 再生可能エネルギー分野における取り組み

再生可能エネルギーの普及に向けて、DBJはリスクマネー供給を積極的に実施しており、2019年度末の投融資残高は2,419億円となっています。これまでに、国内の風力発電や太陽光発電において、導入初期より関与すると共に、再生可能エネルギーの拡大において大きな課題となっている系統制約の問題に対しても、送電線事業へのプロジェクトファイナンスを通じた貢献を行っています。また、海外の先進的な取り組みを国内に還元すべく、欧州の洋上風力発電等へのファイナンスも実施しています。

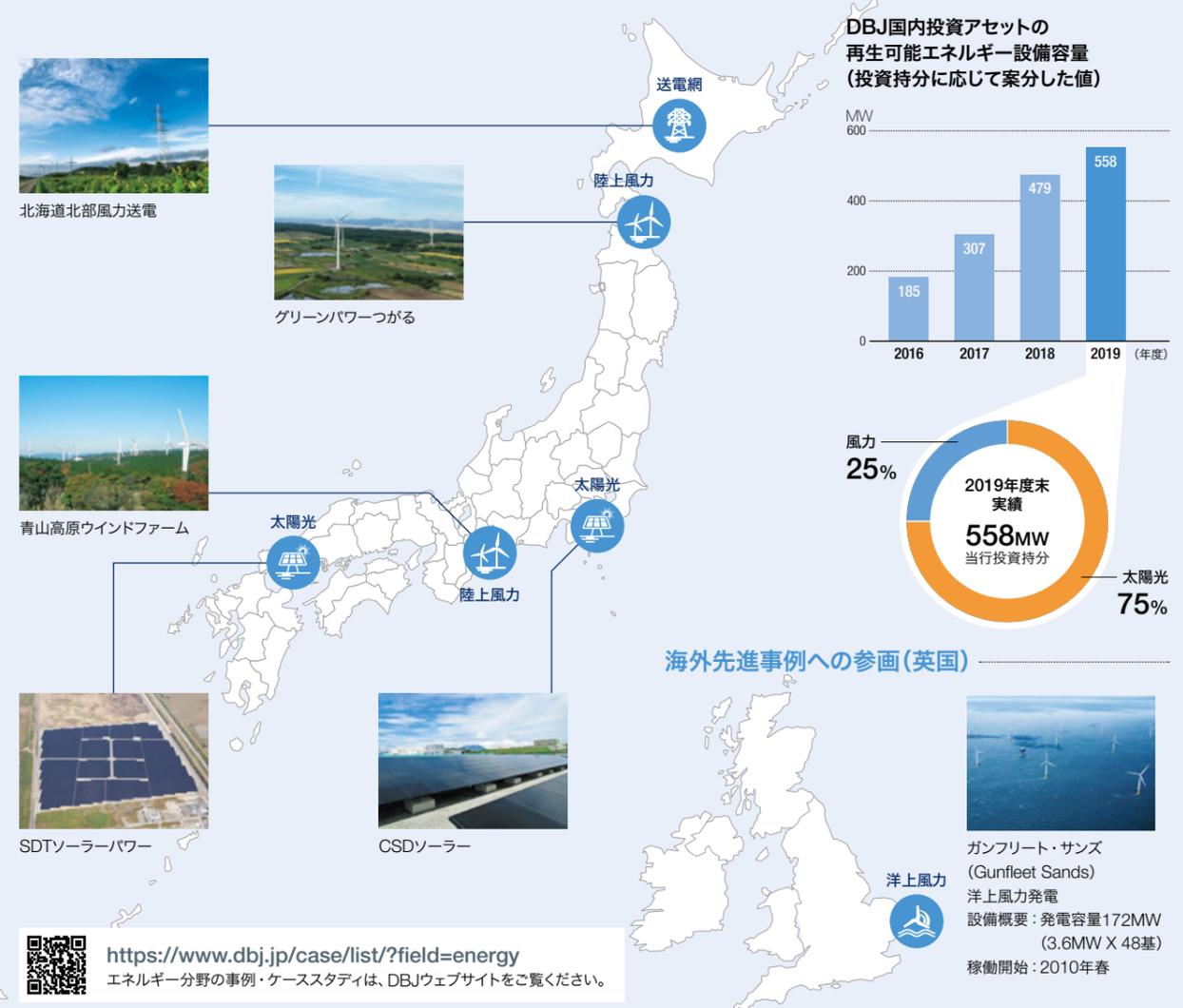
世界的な脱炭素化の流れを受けて、再生可能エネルギーの注目度が高まっているなか、DBJとしても、2030年の政府目標である22~24%の再生可能エネルギー電源比率達成に向けて、太陽光、陸上風力・洋上風力、バイオマス、水力等各エネルギー源の特徴を踏まえつつ、金融面で貢献していきます。

## 再生可能エネルギー※投融資残高



※ 再生可能エネルギー：太陽光、陸上風力、洋上風力、バイオマス、水力、送電線

## 国内普及に向けた主な取り組み



## 運輸・交通分野



日本の運輸・交通セクターの成長及び交通ネットワークの高度化を金融面からリードすると共に、世界のトランスポーター・ファイナンス市場と日本の金融市場を橋渡しします。

### 主な事業分野

運輸・交通分野における事業者・プロジェクトへのファイナンスの提供

- 陸運
- 海運
- 空運

### 交通インフラ向け(運輸業向け)融資残高

2020年3月末

2.3兆円

### 中長期的な外部環境と社会課題

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける運輸・交通セクターにおいては、一時的に市場が縮小している状況にはありますが、中長期的には、ヒト・モノの移動の増加と、これを支える運輸・交通インフラの充実が続きと共に、日本では貿易立国としての物資の安定輸送の維持に加え、人口減少・高齢化、訪日外国人の増加や環境負荷の低減などへの対応が必要となっています。運輸・交通セクターの持続的な成長やネットワークの高度化に向けた様々な課題解決が求められるなか、DBJグループはこうしたお客様を巡る課題を共に解決すべく、様々なニーズにあわせた金融ソリューションを提供しつつ、世界のトランスポーター・ファイナンス市場と日本の金融市場の橋渡しをする役割も果たしていきます。

### 戦略

運輸・交通セクターにおけるお客様とのリレーションを維持しつつ、外部環境や社会課題の変化にあわせた柔軟な対応にも磨きをかけていきます。具体的には、陸・海・空それぞれについて、良質なプロジェクトアセットに依拠した最適なファイナンスの更なる強化や日本企業の国際的な競争力強化のためのリスクマネー供給などの取り組みを推進していきます。また、地方銀行をはじめとした日本の金融機関・投資家に対し、世界のトランスポーター・ファイナンス市場でのより多くのファイナンス機会を提供すべく、従来強化してきたシンジケート・ローンのほか、投資や証券機能も活用した様々な投融資プロダクトの提供にも注力していきます。

### 実績とこれまでの取り組み

川崎汽船



関東鉄道



東京国際空港ターミナル



福岡国際空港



～第3次中期経営計画(～2016)

第4次中期経営計画(2017～2019)



<https://www.dbj.jp/case/list/?field=transport>  
運輸・交通分野の事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。

## 都市開発分野



都市機能の適切な維持・更新・拡充に貢献して都市と共に成長し、また、市場の安定化装置として不動産金融市場と共に成長します。

### 主な事業分野

デベロッパーなどが行う都市開発事業への投融資、不動産保有を目的とする特別目的会社、リートに対する投融資、(一財)日本不動産研究所とのDBJ Green Building認証の運営

- 都市開発事業
- 不動産
- ファイナンス
- DBJ Green Building認証

### 不動産業向け融資残高

2020年3月末

1.8兆円

### 中長期的な外部環境と社会課題

日本の競争力を強化するために、都市の国際競争力を引き上げることが重要な課題となっています。そうしたなかで戦後整備されてきた都市基盤が更新期を迎えており、その更新を円滑に進めることはもちろん、単なる更新にとどまらず、環境や社会に配慮した街づくりを進める必要があります。

一方で、街づくりを進めるうえで必要不可欠な不動産金融市場は、国際的な影響を受けて不安定化しやすくなっています。リーマン・ショック時には、証券化市場を中心に非常に大きな影響が生じ、不動産金融市場は大混乱しましたが、このような状況においても資金供給を安定化し、不動産金融市場を成長させ、都市の成長を促進していくことが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症を受けて、不動産金融市場の安定化はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症の影響による社会・経済の変革を想定して、新たな街づくりのあり方を考えることも必要です。

### 戦略

デベロッパーへの融資や、個々の開発プロジェクトへの投融資などのリスクマネーの供給を通じて都市開発を推進します。また、安定稼働物件の保有主体としてその存在感が増しているリートへの資金供給を通じて、リートの資金調達を安定化し、その成長を支えます。

一方で、運用先を探している国内外の機関投資家や地域金融機関などに対し、良質な資産運用機会を提供すると共に、適切なリスクシェアによる協調融資を実施することで、不動産金融市場への安定的な資金の流れを作っていきます。

また、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価・認証する制度として、2011年度に創設したDBJ Green Building認証を、引き続き(一財)日本不動産研究所と共に運営し、環境・社会への配慮がなされた不動産に対する評価向上に努めます。



### 実績とこれまでの取り組み

東京スカイツリー®



©TOKYO-SKYTREE

新ダイビル



赤坂インターシティAIR



Hareza池袋



～第3次中期経営計画(～2016)

第4次中期経営計画(2017～2019)



<https://www.dbj.jp/case/list/?field=development>  
都市開発分野の事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。



[https://www.dbj.jp/service/program/g\\_building/](https://www.dbj.jp/service/program/g_building/)  
DBJ Green Building認証に関する詳細情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。

## 産業分野

新技術の事業化、生産性向上・競争力強化に向けた事業再構築、グローバル市場への事業展開



今後技術革新・新事業・再編など様々な変化が予想される産業分野では、お客様・社会の課題に真摯に向き合いこれを解決すると共に、こうした取り組みのなかにDBJグループ自身の成長機会を見出し、新たな事業・市場を生み出すインキュベーターとなることで、日本の産業競争力強化にとって欠かせない存在となります。

## 主な事業分野

産業分野における事業者・プロジェクトへのファイナンス、アドバイザーサービスの提供

- 製造業
- 通信・放送・メディア
- 小売・食品
- ヘルスケア
- ホテル・旅館・観光等

## 中長期的な外部環境と社会課題

人口問題やグローバル化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響でより一層加速すると見込まれるデジタル技術革新などの外部環境の変化を受け、お客様は、新技術の事業化等のイノベーションの推進、生産性向上や競争力強化のための事業再編といった課題に直面すると共に、中長期的には再び成長機会を見込み海外展開などへ取り組むことが想定されます。一方、金融環境面では、資金余剰の状況が続き、FinTech等の技術革新も踏まえると今後資金の出し手がますます多様化することが予想されます。資金へのアクセスが一層容易となることも予想されるなか、今後金融面でお客様の課題解決に貢献するためには、独自の付加価値提供が必要となります。

## 戦略

様々な業界で深い専門性を身につけ、各種ファイナンス機能やナレッジ、独自のネットワークを総動員し、事業ポートフォリオの最適化、新規事業開発、海外展開、財務戦略、資本政策などの領域を中心にお客様の課題解決を実現します。2017年より航空・宇宙、通信、ヘルスケアの分野で、さらに、2018年よりロジスティクスの分野で、確固たる事業基盤確立に向け、専門チームを立ち上げました。各業界に深く関与する一方、経済社会のメガトレンドや構造変化にも目を向けながら、従来の枠組みにとらわれない業種横断的な事業開発(水素社会への対応等)など、イノベーションへの各種対応を強化します。

## 実績とこれまでの取り組み

テクセリアルズ



三菱重工航空エンジン



日本充電サービス



DMG森精機



ヤンマー



Cellnex Telecom, S.A.



スペースワン



日本水素ステーションネットワーク



写真提供：ENEOS(株)

～第3次中期経営計画(～2016)

第4次中期経営計画(2017～2019)



<https://www.dbj.jp/case/list/?field=industry>  
産業分野の事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。

## 航空・宇宙

日本開発銀行時代から、約30年にわたり航空分野を支援するなかで蓄積してきた知見やネットワークを活用し、航空分野に加え、今後新たな産業として成長が期待される宇宙分野の発展も実現すべく、2017年4月「航空宇宙室」を発足しました。

航空・宇宙双方の分野で業務協力協定を締結している宇宙航空研究開発機構(JAXA)とも連携のうえ、航空分野では、新たな技術やアイデアの実現サポートのほか、成長を図る地域企業への金融面での支援を行う一方、宇宙分野では、小型ロケットの開発・打ち上げ事業会社(スペースワン(株))の発足など、複数の投資実行に加え、金融の視点からの市場拡大に向けた提言等を行っています。

## 通信

5G移动通信システムの普及を目前にデータ通信量は日々増大を続け、莫大なトラフィックを支える通信ネットワークはその役割がこれまで以上に増えています。今後、あらゆるモノが通信で繋がっていくデジタル主導社会の到来と共に、通信ネットワークは社会の基盤インフラとして、より強靱に、より高度に発展を遂げる必要があります。これまでに、タワーカンパニー、データセンターなどの通信コアセットへのファイナンスを推進し、今後については、投資を通じた知見獲得により、日系企業との協働、国内への還元に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

## ヘルスケア

従来、力を入れている医療・介護分野に加え、ライフサイエンス領域での新たな取り組みを開始しています。これまでに、日欧の医薬品ベンチャー企業を主要投資対象とするファンド等への投資を実施しており、このようなファンド投資等を通じ、

日本企業に対する欧米企業とのネットワーク構築支援を行うことで、企業の成長機会の提供に取り組んでいます。

## ロジスティクス

昨今のAI・IoT等の技術革新に伴う物流業界全体の変革の兆しを踏まえ、ロジスティクス分野に一層注力すべく、2018年5月に「グローバルロジスティクス室」を発足し、金融面からの支援として、新技術を活用した新規産業創出支援、技術革新を担う事業者へのリスクマネー供給、最新の高機能物流施設向けの投融資拡大等を通じて、ロジスティクス分野の競争力強化、生産性向上を支援しています。加えて、情報面からの支援として、「ロジスティクスイノベーション研究会」を開催し、2019年5月に当研究会の報告書をまとめ、イノベーション促進のための方策、企業間、産業間の連携・協調のあり方、金融機関が果たすべき役割などを整理しています。

## イノベーションへの対応

近年、ITや新素材・新エネルギー、生命科学、ロボティクスなど、既存の産業・社会構造を大きく変える可能性を秘めた技術やイノベーションが勃興しつつあります。こうした新技術等の社会実装、事業化に繋げるためには、業界を越えた協業や官民連携を通じた新しい価値観の共有・ルール形成を図っていく視点が重要となります。DBJグループは、2017年4月より業務企画部に「イノベーション推進室」を発足し、多様なプレイヤーの連携を促しつつ、長期的な視座からプロジェクト形成に取り組んでいきます。

また、日本における社会課題の解決に向けて、新たな価値観で新産業創造を目指し、持続可能な社会作りに貢献する活動に対して投資する新たな枠組みとして、2020年に「Society5.0挑戦投資制度」を創設しました。

## 地域

地域特性に応じた産業振興、海外展開、インバウンド対応、事業承継



「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を繋ぐ役割を意識し、地域の課題に応じたソリューションを提供します。

## 概要

国内の10支店・8事務所を拠点として、地域ごとの特色を踏まえた各種サービスを提供

- 投融資業務
- コンサルティング業務
- 企画調査業務

## 業務提携金融機関数の累計

2020年3月末

106機関

## 中長期的な外部環境と社会課題

地域においては、中長期的に人口減少傾向が続き、家計消費支出や借入需要の減少が予想されるなど、厳しい経済環境が見込まれています。今回の新型コロナウイルス感染症においては、ヒトの往来途絶により、地域の中心産業である観光業等の交流人口型産業が大きな打撃を受け、その影響は地域経済全体へ波及する可能性もあります。その一方で、テレワーク等の今後の働き方の変化やサプライチェーンの再配置等を踏まえると、改めて地域の持つ価値が再認識され、地域需要が高まる可能性もあります。そのようななかで、地域の企業にとっては、海外展開を含む成長戦略の追求、事業再構築や事業承継を通じた企業価値の維持向上、良質な資産運用機会の捕捉などが経営課題になると考えられます。

## 戦略

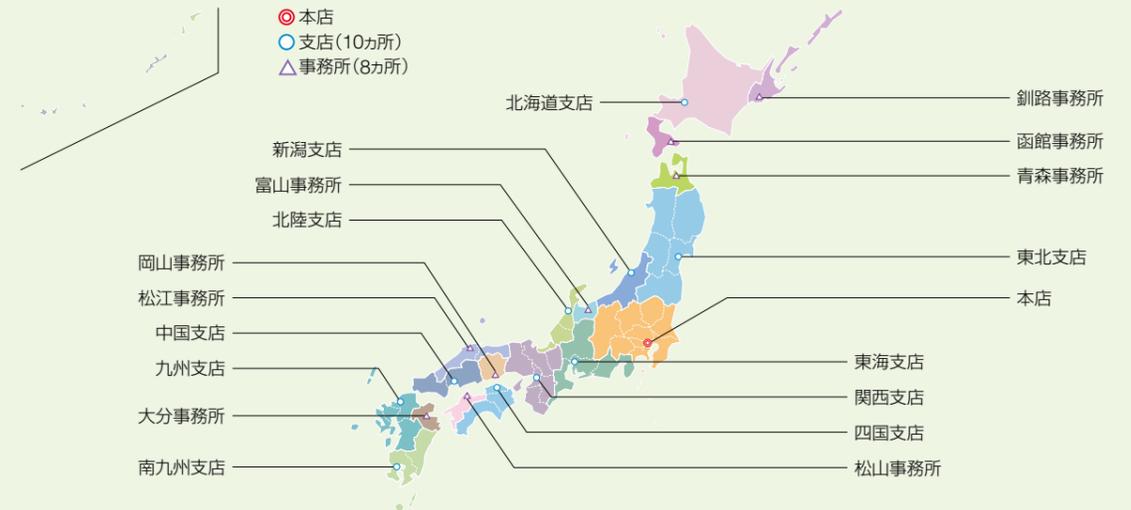
「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーや調査・コンサルティング機能などを活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭にサービスを提供します。

具体的には、各地域の特性に応じた対応を前提とし、地域企業が抱える生産性向上(事業再構築など)や成長戦略(海外展開など)、資産運用機会の創出などの課題に対して、地域金融機関との協働により取り組むことを重点テーマとします。そうした取り組みの一環として、地域金融機関と連携した地域におけるリスクマネー供給をより一層推進するため、2020年6月に投資本部に「地域投資部」を新設しています。

また、地域課題に対するこまやかなソリューション提供を通じて、DBJグループの「人的資本」(=役職員の能力・経験)や

## 実績とこれまでの取り組み

	2018年度	2019年度
特定投資業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 阿寒アドベンチャーツーリズム(北海道)への出資を通じた阿寒地区の観光資源活性化</li> <li>● 新潟エアロスペース(新潟)への出資を通じた地域発の産業振興策への貢献</li> <li>● 石田コーポレーション(鳥取)との共同投資による耕作放棄地の再生と農業の活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本初の多目的アリーナを有するXSM FLAT八戸(青森)への出資を通じたスポーツを中心とした交流拠点の整備支援</li> <li>● コンパクトなまちづくりを官民連携で推進するPPP新桜(富山)へのプロジェクトファイナンスの実施</li> <li>● 北海道エアポート(北海道)への出資を通じ、上下一体での空港施設の効率的・効果的運営と空港利用の増加を通じた観光振興等への貢献</li> </ul>
地域金融機関との連携・協働によるリスクマネー供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 胆振地震への対応として北洋銀行・北海道銀行とのファンド組成</li> <li>● 東北被災地の復興に向けた岩手銀行、東邦銀行とのファンド組成</li> <li>● 百十四銀行とのシンジケート・ローンの組成と特定投資業務の活用による地元インフラ企業の財政基盤強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症への対応に向けた各地域金融機関との災害対策業務協力協定締結</li> <li>● 各地域金融機関とのファンドを通じた協働</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域課題の解決に向けた各種レポートの発行</li> <li>● PPP/PFIの推進や公共インフラの再構築に向けた提言</li> <li>● 地方自治体に対する包括的政策アドバイザーの実施</li> <li>● 公有資産マネジメント支援をはじめとした自治体へのナレッジ提供</li> </ul>	



「関係資本」(=ネットワーク等)の価値向上にも意識して取り組みます。

## 地域金融機関等との連携・協働

## 地域金融機関への事業性評価

地域金融機関とDBJが連携し、地域金融機関のお取引先に対し、経営課題解決型のソリューション提案を行う事業性評価のサポートを行っています。マクロ分析と個社分析からお取引先の経営課題を顕在化させるファクトファイディング、それをわかりやすく伝えるプレゼンテーション、課題解決に向けた様々な金融ソリューションを通じて、お取引先の成長戦略と取引の活性化をサポートしています。地域金融機関からの出向者には、自行のお取引先に対する事業性評価をOJTを通じて学んでいただくと共に、勉強会等を催し、地域金融機関に事業性評価を浸透させていくためのサポートを行っています。

## 国、地方自治体、地域金融機関等との連携によるPPP/PFI、公有資産マネジメントの取り組み

地方自治体が保有する資産を、経営的観点から踏まえ見直す手法は「公有資産マネジメント」と呼ばれ、DBJは、グループシンクタンクと共に計画策定支援、個別プロジェクト形成支援等を通じて多数の地方自治体を支援しています。

また、DBJは、2013年6月に「PPP/PFI推進センター」を創設し、「PPP/PFI大学校」、国との協働による地域プラットフォーム整備等の企画・開催・運営、PFI法施行20周年を契

機とした幅広い調査研究を行うなど、PPP/PFIの活用拡大やそのための推進態勢整備支援等に力を入れています。なかでも「PPP/PFI大学校」は、DBJの全拠点をTV会議システムで結び、双方向型で先進事例共有やディスカッションを行う企画として、第11期までに全国で延べ約8千名の方にご参加いただくなど高い評価をいただいています。

## 地域緊急対策プログラム

近時、地震や台風など全国各地で連続して大きな災害が発生しているなか、初動対応時における被災事業者の緊急的な資金需要に対して、機動的かつ迅速に対応すべく、独自に地域緊急対策プログラムを創設しています。全国に所在する支店及び事務所、ならびに本店関係部の密接な連携により、地域の災害対策にかかる初動対応を適切に実施することを目的とした「地域復興対策本部」の設置にあわせて創設したものであり、地域金融機関等とのファンド設立等も通じて、被災地域の復旧・復興支援に取り組んでいます。

## 地域企業のM&amp;Aや海外情報提供で連携

地域企業が直面している事業の再編や承継、海外展開を含む事業領域の拡大をはじめとする様々な経営課題に対して、地域金融機関と連携した地域創生への取り組みの一環として、地銀M&Aネットワーク(2020年3月末時点加盟機関数:73機関)を通じた地域企業に対するM&A機会の創出等を実施しています。



<https://www.dbj.jp/case/>

各支店の担当エリアにおけるサポート対象は、DBJウェブサイトをご覧ください。

### 地域課題に関するナレッジの提供

#### 地域の人手不足問題に関する調査

2020年3月に「地域の人手不足対応を考える」と題した調査レポートを発行しました。

この数年、人手不足問題は地域・業種を問わず深刻な問題となってきましたが、本レポートでは、前段で地域の人手不足についての分析及びそれに対応した女性・シニアの活躍促進、外国人労働者の活用状況を労働関係の統計を用いて示したうえで、後段では、約40社へのヒアリングをもとに具体的な人手不足対応の実例を紹介し、類型化して、人手不足対策の方向性を示しました。

#### グリーンインフラの社会実装に向けた取り組み

『インパクトファイナンスを活用したサステナビリティ社会の実現に向けて～グリーンインフラ推進の現場から～』と題した調査レポートを発行しました。自然が持つ多様な機能を活用した社会資本整備手法である「グリーンインフラ」がもたらす効果に着目したインパクト投資の一種である環境インパクトボンドに関して、米国での事例調査をまとめたものです。環境インパクトボンドは成果連動型契約(PFS)を活用した資金調達手法であり、官民連携とESG投資の促進に繋がる取り組みです。本調査では事例の分析と日本での活用可能性を探りました。

グリーンインフラに関しては、2020年3月に国土交通省が設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の運営委員に就任し、推進に取り組んでいます。

### スマート・ベニューとスポーツ産業の経済規模推計

全国各地のスタジアム・アリーナ整備を検討している自治体や事業主体からの相談対応等に注力しており、2020年5月には、スタジアム・アリーナ構想を実現するプロセスとポイントの詳細を解説した「スマート・ベニュー ハンドブック」を発行しました。

また、2019年9月に公表した(株)日本経済研究所、同志社大学との共同調査「わが国スポーツ産業の経済規模推計～日本版スポーツサテライトアカウント2018～」では、2016年時点の国内スポーツ産業の経済規模を約7.6兆円と試算しています。

### 古民家の活用による地域活性化

古民家の経済的な価値の創出や、古民家の活用を地域活性化に繋げることを目的とした情報発信やアドバイスを行っています。近年の調査レポートとして修繕・リフォーム等の潜在的な市場規模や、外国人旅行者の古民家への宿泊がもたらす経済効果について考察した『古民家の活用に伴う経済的価値創出がもたらす地域活性化』、古民家活用時の事業スキーム例や事業収支を組み立てる際の参考指標等を紹介した『古民家活用事業のポイント』等を発行しています。



NIPPONIA美濃商家町外観

## 海外



セクター戦略・機能戦略のなかで海外業務を位置づけ、DBJグループがより高い付加価値を提供し得る分野に絞り込む形でグローバル事業を展開します。

#### 概要

ロンドン、シンガポール、北京(上海支社含む)、及びニューヨーク現地法人を設置し、DBJと一体的に活動しています。

### 中長期的な外部環境と社会課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、グローバル経済は一時的に停滞しておりますが、中長期的には成長が見込まれることから、今後もDBJグループの中核顧客である国内産業のグローバル展開ニーズも底堅いものと考えられます。同時に、中長期的には人口増加やヒト・モノの移動量増大は継続し、インフラストラクチャーやトランスポーターションに対する資金需要も堅調な拡大基調となるものと見込まれます。これらの海外における成長機会を、効果的に国内に取り込むことを通じて、日本の経済・産業の持続的な成長に繋げることが課題となります。

### 戦略

新型コロナウイルス感染症の影響を見定めながら、セクター戦略・機能戦略の文脈で海外業務を展開していきます。

- ① エネルギー、運輸・交通などのインフラ分野については、国内産業の海外展開や、国内市場への知見還元の見点も含めて投融資を行います。
- ② 地域を含む産業分野のお客様の海外展開ニーズに対しては、投資及びアドバイザー機能を活かして、課題解決をサポートします。
- ③ 海外の投融資機会を日本の投資家に提供する観点から、インフラ・アセットや企業向け投資の資産運用事業をグループ会社で進めます。

### 実績とこれまでの取り組み

	2018年度	2019年度
他金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 京都銀行との海外プライベート・エクイティ・ファンドへの共同投資プログラムの開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産学官連携によるイノベーションエコシステム形成等を進めるフィンランドにおいてイノベーション基金誘致等を目的とするBUSINESS FINLAND OYと業務提携</li> </ul>
投資業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Jパワーの英国 Triton Knoll 洋上風力発電事業参画に際し、優先株出資を実施</li> <li>● 日欧のアーリーステージ医薬品ベンチャー企業などに投資を行うファンドへの出資契約の締結</li> <li>● 住友商事との海外洋上風力発電事業投資ファンドの設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JERAの海外再生可能エネルギー事業展開(台湾洋上風力発電事業)に際し、優先株出資を実施</li> <li>● アジア地域への積極投資を進めるアイカ工業(愛知)と共同投資を実施</li> <li>● 日米等の医療機器ベンチャー企業に対して投資を行うファンドへの出資契約の締結</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アジア地域におけるお客様のM&amp;Aニーズへの対応</li> </ul>	



<https://www.dbj.jp/investigate/etc/index.html>  
DBJウェブサイト「地域・産業・経済レポート」もご覧ください。

## 特定投資・危機対応



様々なリスクを適切に評価して対応する能力を鍛え上げ、融資からメザニン・投資まで、お客様のニーズに応じたリスクマネーを供給します。

### 概要

適切な事業性分析、リスク評価、スキーム構築を通じて投融資業務を実施します。特に案件ごとの特徴や関係者の意向を踏まえ、融資、メザニン、投資、いずれも柔軟に対応する「投融資一体」モデルを特徴としています。

### DBJ独自のリスクマネー供給の取り組み

#### 特定投資業務

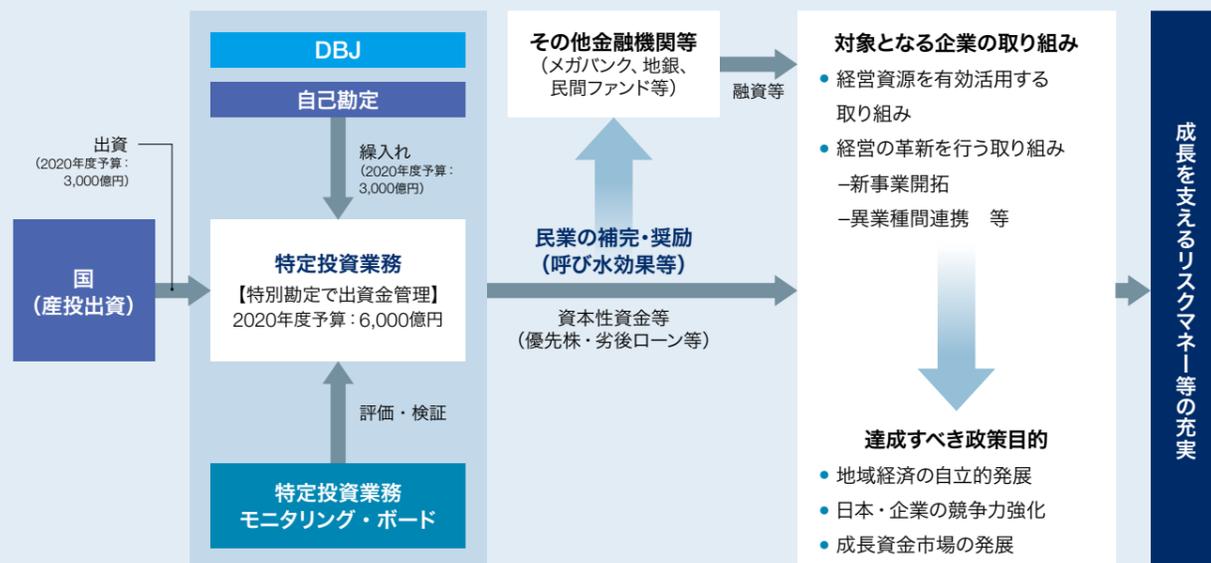
特定投資業務とは、民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資(産投出資)を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施\*することを企図して設けられたものです。2015年6月の開始以来、2020年3月末時点で累計100件、7,171億円の投融資を決定しており、投融資実績額5,902億円に対して誘発された民間投融資額は4兆420億円となっています。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業の補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実

施するための体制整備として、金融資本市場や産業界などの社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」(P49)を取締役会の諮問機関として設置しています。

なお、2020年5月に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(令和2年法律第29号)に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されると共に、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されました。

\* 政府の「成長資金の供給促進に関する検討会」等において、当面はDBJ等を活用して民間資金の呼び水とし、新たな資金供給の担い手・市場・投資家を育成、民間主導の資金循環創出に繋げることが期待されています。



## PROJECT SPOTLIGHT

### 地域のスター企業輩出に向けて、(株)日本M&Aセンターとの共同ファンド設立

DBJと(株)日本M&Aセンターが共同で設立した(株)日本投資ファンドは、2018年2月に日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合(以下「本ファンド」)を設立しました。本ファンドは、全国の中堅中小企業の成長基盤を構築する社会インフラの役割を果たすと共に、投資先企業が地域のスター企業へ成長するよう支援していくことを目的としており、地域経済の活性化や企業の競争力強化に資することから、「特定投資業務」を活用しています。

本ファンドの投資先である熊本県の創業70年を超える菓子メーカー(株)フジパンビは、主力商品である「黒糖ドーナツ棒」が熊本県内で高い知名度を誇り、地元で愛される老舗企業ですが、経営陣の高齢化や全国への販売拡大等に課題を抱えていました。このようななか、経営の承継と今後の成長戦略について、メインバンクを通じて本ファンドに相談があり、資本業務提携の実現に至りました。本ファンドによる投資実行後は、新社長を招き、フジパンビとファン

ド、メインバンクが一丸となって、新規販路開拓、新商品開発、管理体制強化を進めています。

DBJは、豊富なファンド事業・地域活性化事業経験、地域ネットワーク力を活かし、中堅中小企業の開拓力等に強みを有する日本M&Aセンターとの適切な協働のもと、日本の中堅中小企業の成長発展に取り組んでいきます。



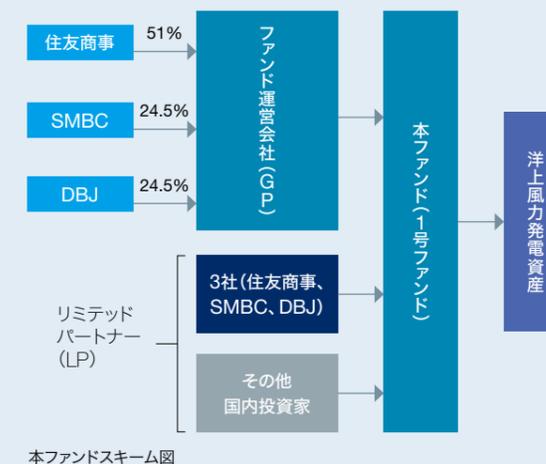
(株)フジパンビ主力商品「黒糖ドーナツ棒」

### 住友商事(株)及び(株)三井住友銀行との海外再生可能エネルギーファンドの設立

DBJは、住友商事(株)及び(株)三井住友銀行と共に、共同で出資するファンド運営会社であるスプリング・インフラストラクチャー・キャピタル(株)を通じ、海外再生可能エネルギーファンド(以下「本ファンド」)を設立しました。

本ファンドは、国内投資家から資金を集め、海外の洋上風力発電事業に投融資するもので、既に住友商事より取得した英国洋上風力発電資産をシードアセットとして一部組み入れ、運用を開始しています。欧州では、急速に普及する洋上風力発電が社会の低炭素化に貢献すると共に、投資家に優良な投資機会を提供しています。我が国においても複数の海域において新規洋上風力発電プロジェクトが計画されているなど、今後市場の拡大が期待されています。このようななか、DBJは、本ファンドの取り組みが、再生可能エネルギー分野に対する国内投資家への投資機会の提供や、住友商事の同分野における事業展開の加速への貢献といった高い意義を持つものであることに鑑み、「特定投資業務」を活用した資金供給を行いました。

DBJは、再生可能エネルギー分野での豊富な投資実績を通じて獲得してきた知見を活用し、ファンド運営会社に対してノウハウ、人材等を提供することで、円滑なファンド運営に貢献すると共に、今後も金融面から国内外の再生可能エネルギーの普及促進を支えることで、世界レベルでの低炭素化に貢献していきます。



本ファンドスキーム図



<https://www.dbj.jp/service/invest/special/index.html>  
特定投資業務の実績等については、DBJウェブサイトをご覧ください。

危機対応

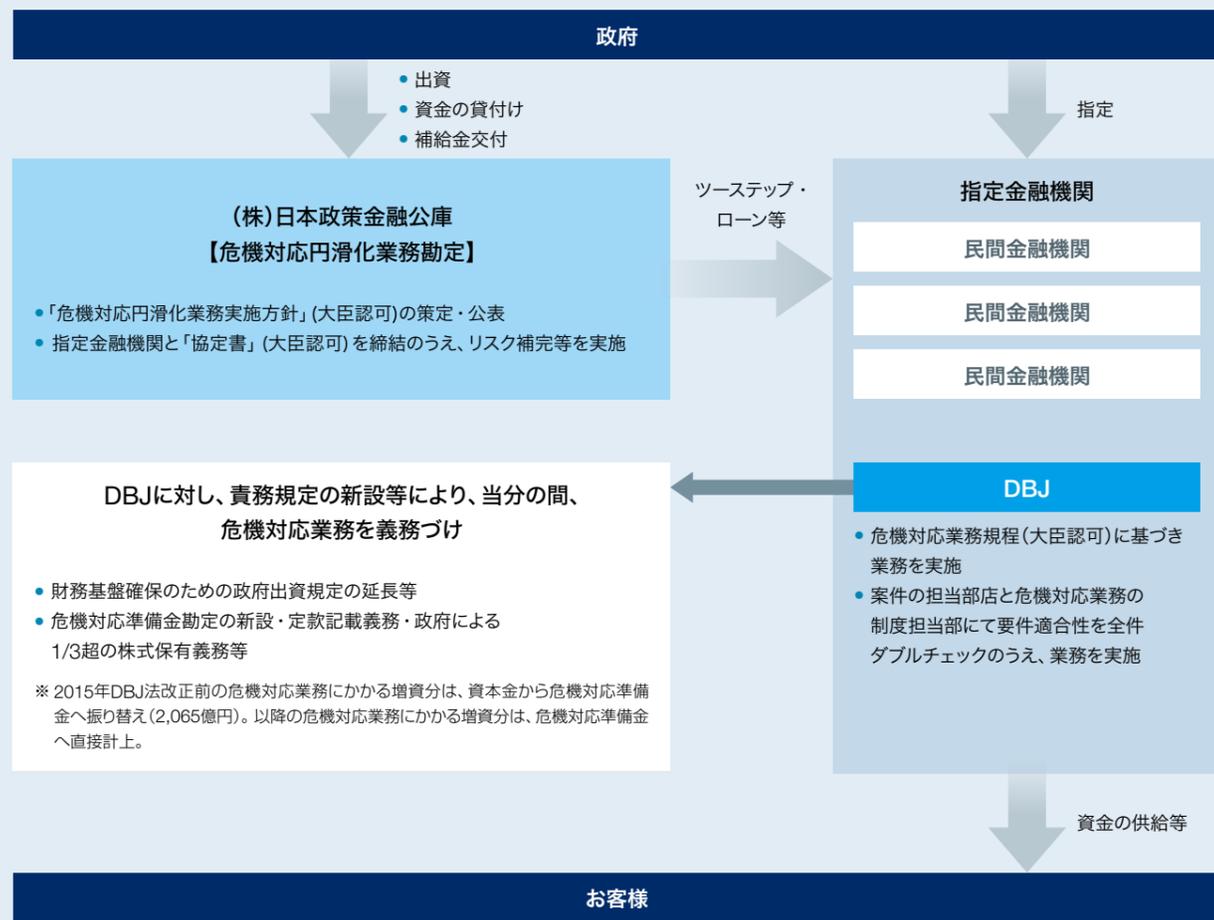
危機対応業務を通じ、経済社会・市場が内包する不安定性に対するスタビライザーとしての機能を果たします。

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。その後の改正を含む。)に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、(株)日本政策金融公庫(日本公庫)からソースステップ・ローンなどのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関(指定金融機

関)が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

なお、2020年3月には、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されております(P19「新型コロナウイルス感染症への取り組み」参照)。DBJは、指定金融機関として、民間金融機関との連携・協働のもと、迅速かつ適確な危機対応業務の実施に取り組んでいきます。

危機対応業務のスキーム



実績とこれまでの取り組み



PROJECT SPOTLIGHT

平成23年(2011年)東日本大震災について

東日本大震災に対処すべく取りまとめられた2011年度補正予算において、(株)日本政策金融公庫に対し危機対応業務の中堅・大企業向けとして2.5兆円が措置され、DBJは直接・間接の被害を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してきました。

また、被災地域の金融機関と共同で東日本大震災復興ファンドをそれぞれ組成し、投融資に取り組んできました。

2014年12月には、震災復興のステージが、生産設備の回復等といった〈復旧段階〉から、生産を再開した企業の販路開拓や、複数企業の協働による産業競争力強化、インフ

ラ整備・機能強化等の〈復興・成長段階〉へと移行しつつあることに対応して、(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)と連携した復興・成長支援ファンドを設立しました。

2018年度には、復興需要の落ち着きが見られるなかで、被災地域の持続的経済発展を支えるべく、中長期の資本性資金等のリスクマネー供給を目的として、新たなファンドを設立しました。

引き続き、地域金融機関と連携しつつ、被災地域のステージにあわせた取り組みを推進していきます。

平成28年(2016年)熊本地震について

DBJは、平成28年熊本地震に対処するため、復興支援に有益な知見・金融ノウハウの提供を目的とした「熊本地震復興支援室」を九州支店内に設置しました。

同年7月に被災地域の金融機関である肥後銀行及び鹿児島銀行と共同で「くまもと復興応援ファンド」を組成しました。本ファンドは、被災した皆様に対して、シニアローン(期限一括返済型、無担保・無保証)や劣後ローン等を活用したリスクマネーを提供しています。

あわせて、部店横断的な体制で、復旧・復興に関する有益な情報等の提供や、関係する自治体、国の機関・経済

団体、地域金融機関等と連携した調査・企画業務を実施しています。



被災した熊本城(二の丸駐車場より)

## シンジケーション・ アドバイザー・ コンサルティング

連携・協働によるシンジケート・ローンの提供、日本企業の成長戦略や国際競争力強化に向けたM&Aのサポート、中立性・長期性に基づくコンサルティング等、多様なサービスの提供を通じ、お客様の課題解決、金融市場の活性化に貢献します。

### 概要

#### シンジケーション

中立的な立場を活かした幅広い参加金融機関への呼びかけ、DBJ評価認証型融資などDBJ独自の融資メニュー等との組み合わせによる付加価値の高いシンジケート・ローンを提供します。

#### アドバイザー

業界再編、海外展開、事業領域の拡大、事業承継、ファンド投資とExitなど、様々な局面で未来に向けた企業のM&Aについて、戦略策定から対象候補先の選定、交渉、企業価値評価やストラクチャー策定、M&A後の統合支援まで専門的なアドバイスをを行います。

#### コンサルティング

大学、研究機関、有識者、国・地方自治体など内外の幅広いネットワークを活かして、都市開発、地域開発、社会資本整備、エネルギー、経済・産業における施策・政策立案、ビジネス戦略に関わる調査及び解決策立案等のサポートを行っています。

### 戦略とこれまでの取り組み

#### シンジケーション

DBJの強みを活かしたエネルギー分野でのシンジケート・ローンの取り組み、シンジケート・ローン提供にかかる業務協力協定など地域金融機関との連携・協働などを一層強化し、企業の資金調達のみならず金融機関への投融資機会の提供という観点でも貢献していきます。

これまで、2017年度に広島銀行と共同で創設した「震災時元本免除特約付き融資」に関し、他の地域金融機関への知見提供を行ったほか、福岡空港コンセッション等の大型シンジケート・ローン等、特徴的な案件に取り組んでいます。

#### アドバイザー

DBJグループの中立性を背景とした、国内企業はもとより外資系企業やプライベート・エクイティ・ファンドとの幅広いネットワークを活用したアドバイザーサービスを提供します。

2017年度には、アジアなど海外への事業展開ニーズの高まりを受け、BDA Partners(本社：ニューヨーク)との間で、アジア・欧米等の海外におけるM&Aアドバイザーに関する業務協力協定を締結しました。同社の海外ネットワークとDBJグループのM&Aアドバイザー業務体制・国内外ネットワークとの相乗効果のもと、お客様に対して、より一層効果的かつ効率的に、海外M&Aのアドバイザーサービスをご提供しています。

#### コンサルティング

(株)日本経済研究所は、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野を柱とする総合シンクタンクで、とりわけPPP/PFI分野では日本トップクラスの実績と経験・ノウハウを有するシンクタンクとして評価されています。

(株)価値総合研究所は、先端的技术知見や独自の経済モデルを用いた分析力に強みを有する総合シンクタンクです。専門性の高いナレッジは、全国自治体の総合戦略策定をはじめ、様々な政策分野で幅広く活用されています。

## アセットマネジメント

DBJアセットマネジメント(株)(DBJAM)は、DBJグループの企業理念や総合的な金融力を背景としながら、お客様である投資家の最善の利益を追求して良質な投資機会・運用サービスを提供することを通じ、その多様な運用ニーズに適切に応え、もって資金循環を活性化し、我が国金融市場の発展に寄与することを目的としています。

### 概要

DBJAMは、不動産、プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー分野への投資(オルタナティブ投資)を専門に取り扱う投資運用事業者です。

- 不動産
- プライベート・エクイティ
- インフラ

### 中長期的な外部環境と社会課題

日本は1,800兆円を超える家計金融資産や400兆円の年金資産などを擁する資産大国です。一方、人口の減少や高齢化の進展に直面する日本経済にとって、そのような国民の富(金融資産)を安定的に増大させていくことは極めて重要であると指摘されています。

また、国民の安定的な資産形成を実現していくうえで、日本に活力ある資本市場を形成していくことが最も重要な政策課題の一つとされ、活力ある金融市場を形成していくためには、年金基金・金融機関等の機関投資家の更なる運用の高度化を実現していくことが必要とされています。

DBJAMは、このような政策課題の達成に貢献し、日本の金融市場の発展を実現すべく、業務を推進していきます。

### 戦略

DBJAMは、機関投資家であるお客様の先にいる最終受益者の利益も意識しながらお客様の最善の利益を追求し、お客様の投資収益の中長期的な拡大を図り、その運用の高度化の実現を共に目指します。

この目的を達成するため、お客様との密接な対話を通じてその資産状況、運用方針、ニーズ等を的確に捉えると共に、提案内容に対する十分な理解を得たうえで、お客様にとって最適な投資機会・運用サービスを提供します。

そして、このような業務運営に徹することを通じ、資金循環を活性化し日本の金融市場の発展のほか、国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換に寄与します。

### 実績とこれまでの取り組み

DBJAMは、2006年11月、日本の不動産金融市場の活性化を目的に設立されました。以降、不動産ファンドの運用・アセットマネジメントを中心に取り組み、2016年にはDBJプライベートリート投資法人(私募リート)の運用を開始しています。また、2013年以降、プライベート・エクイティ・ファンド、インフラストラクチャー・ファンド、海外不動産ファンド等への投資にかかる投資一任業務・投資助言・代理業務を開始、オルタナティブ投資専門の投資運用事業者として日々お客様の多様なニーズにお応えしています。

2020年7月までに7つの地域金融機関と海外のプライベート・エクイティ・ファンドを対象とした共同投資プログラムを開始し、投資機会の発掘・提供を担っています。また、2018年より、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の国内インフラストラクチャーを中心とした特化型運用の運用受託機関に選定されています。

こうした活動の結果、2020年3月末時点の預かり資産残高は1兆7,600億円となっています。

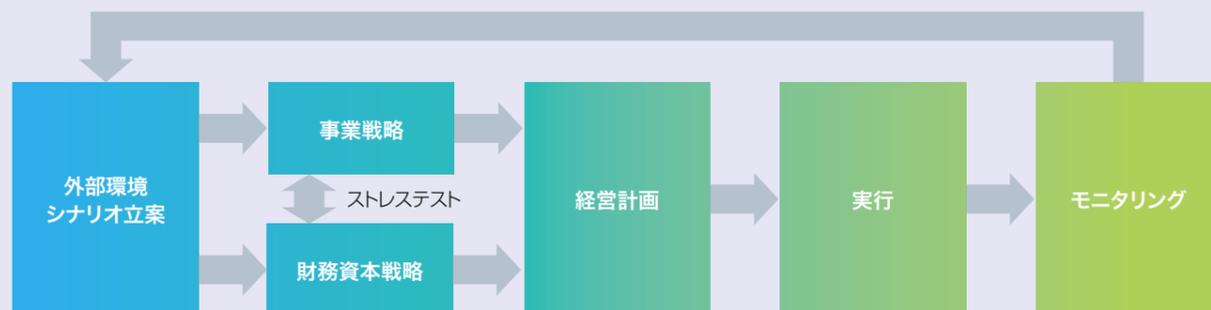
# 財務戦略

投融資一体などの特色ある事業活動を支える強固な財務基盤を維持・強化すると共に、適切なリスク・リターンポートフォリオを構築して、持続的な成長を目指します。

## 基本方針

セクター戦略(P22～)と機能戦略(P32～)を軸とする事業戦略の推進に際し、財務資本は重要な経営基盤の一つとなります。DBJグループのセクター戦略、リスクマネー供給業務の推進や、危機対応業務の実施に際しては資金・資本等の強固

な財務基盤が必要であり、規制資本(自己資本比率を中心とする管理)や経済資本(ストレステスト等を活用した資本管理)を加味したリスク/リターン分析の高度化を行い、リスクアペタイトフレームワークの考え方を活用した経営管理を通じて、財務資本の維持・強化を図っていきます。



## 健全性指標

発行体格付	A1 (Moody's)、A (S&P)、AA+ (R&I)、AAA (JCR)	(2020年6月末時点)
連結普通株式等Tier1比率	17.26%	(2020年3月末時点)

## 財務資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

DBJグループの事業戦略の柱の一つはインフラ分野等への長期性資金の提供であり、これを実現するために社債や財政投融資資金等を活用した長期の資金調達を実施しています。近年は、財政投融資資金を活用した安定的な調達基盤に

加え、社債発行等による調達を行ってきており、年限や手法の多様化を進めることで調達基盤の拡充を進めています。特に、2014年度以降、グリーンボンドやサステナビリティボンドを継続的に発行しており、資金調達基盤を拡充すると共にSRI債市場の活性化にも寄与しています。

## DBJ社会的責任投資債(SRI債)

DBJは、日本の発行体として初めて、2014年にグリーンボンドを発行し、2015年からはサステナビリティボンドを毎年発行しています。2019年度には、DBJ発行の米ドル建てのサステナビリティボンドとしては最大規模となる10億米ドルの起債を行いました。SRI債の発行によって調達した資金は、DBJ Green Building認証の対象不動産への融資、環境格付融資、再生可能エネルギープロジェクト向け資金提供等を通じ、持続可能な社会の実現に寄与しています。SRI債で調達した資金の管理や用途の報告については第三者機関からの評価を受け、透明性を高める工夫を行っています。

また、DBJは2017年1月に我が国で初めてGreen Bond Principles\*に発行体メンバーとして参加したほか、2020年

3月に環境省が改訂した「グリーンボンドガイドライン2020年版」の検討会に委員として参加するなど、国内外のSRI債市場の発展に貢献しています。今後も継続的なSRI債の発行とイニシアチブへの積極的な参加により市場の拡大を後押しします。

※ Green Bond Principles : 国際資本市場協会(ICMA)及び投資家、発行体、証券会社のメンバーで構成され、グリーンボンド市場の透明性向上と情報公開を目指す自主的なガイドラインである「グリーンボンド原則」の年次更新、メンバー間での情報共有及び社会への情報発信等を行う団体



### SRI債の発行実績

(2020年3月末時点)

2019年	10億米ドル
2018年	7億ユーロ
2017年	10億米ドル
2016年	5億米ドル
2015年	3億ユーロ
2014年	2.5億ユーロ

## 資金調達実績(単体)

単位: 億円

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
資金調達額(フロー)	40,126	31,534	37,908	39,518
財政投融資	11,277	9,227	6,433	11,429
うち財政融資資金等*	8,000	5,800	3,000	8,000
うち政府保証債(国内債)	1,504	1,502	1,502	1,502
うち政府保証債(外債)	1,773	1,925	1,930	1,927
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)	—	1,002	1,003	1,002
社債(財投機関債)	4,971	5,358	5,494	5,793
長期借入金	8,615	5,895	4,463	5,831
うち回収等	15,261	10,050	20,514	15,461

\* 2016年度財政融資資金等については、「未来への投資を実現する経済対策」を受けた補正予算5,000億円を含む。

## 職員からのコメント

### IR活動を通じたDBJの理念・業務への理解浸透

DBJは、財政融資や政府保証債の発行等による政府信用調達に加え、国内外の投資家向けに社債(財投機関債)の発行を行うほか、地方銀行を中心に系統金融機関や生損保等からの借入を行うなど、自己信用調達にも取り組んでいます。自己信用調達にあたっては、DBJの理念や業務について投資家の方々に理解を深め共感していただくこと

が重要と考え、国内各地に加え海外へも直接足を運び、面談等を通じたIR活動を積極的に行っています。

特に借入による資金調達にあたっては、DBJの国内外及び地域での投融資事例等の紹介等を通じてDBJの業務をより深くご理解いただくことに加え、DBJもお借入先の問題意識を深く理解し、借入にとどまらず、投融資案件等で更なる協働の機会を創出できるよう心がけています。



<https://www.dbj.jp/ir/>

IR情報に関する詳細情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。

# 人材戦略

職員の能力開発やモチベーション向上に徹底して取り組み、多様な人材が活躍する組織を目指します。

連結従業員数 2020年3月末	1,703人
単体従業員数 2020年3月末	1,195人
平均勤続年数(単体) 2020年3月末	13.4年

## 基本方針

経済価値と社会価値の同時向上を目指すDBJグループの価値創造プロセスの確実な実行や、目指すべき将来像「ビジョン2030」の実現にあたっては、DBJグループの投融資一体など特色あるビジネスモデルを実践する優れた人材の獲得と育成が鍵となります。

そのための人材がモチベーション高く活躍できる仕組みづくりが重要であると考えており、人的資本の価値向上を最重要課題の一つとして位置づけ、具体的な取り組みを推進しています。

## 人材開発ビジョン

DBJにおいては、最も重要な資源である「人材」の開発に関し、「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとして自律的かつ先駆的な行動を促す人材育成を行っています。スペシャリティを身につけることはもちろん重要ですが、刻々と変化する時代のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する力も重要です。こうした考えのもと、様々な制度構築を行っています。

## 人材教育制度

階層別	キャリア形成/マネジメント/リーダーシップ		新入行員研修	
	ローテーション×OJTによる戦略的人材育成	業務スキル	マネジメント/リーダーシップ キャリア・ディベロップメント・プログラム	ファイナンス
行内研修	フロント	ファイナンス 財務会計 法務	提案力	コーポレートファイナンス等
	機能		審査力	
外部派遣	国内	共通スキル	ロジカルシンキング/ファシリテーション/プレゼンテーション等	
	海外		グループ会社・外部機関等出向	海外大学戦略提携プログラム/トップビジネススクール等短期派遣/留学/トレーニー/海外機関出向等
自己啓発	知識・スキル		語学/財務/法務/会計等	

## 人的資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

### 採用の強化・グループ全体での人事交流

セクター・機能・エリア等DBJグループの戦略遂行に必要な人材をグループ全体で確保すべく、人材採用を強化します。

また、グループ全体での人事交流を強化することで、DBJグループのビジョン・価値創造プロセスのより一層の浸透に努めます。

### 能力開発

実践的なOJTと豊富な研修機会を通じて、グループ全体で人材育成に取り組めます。

- 複数の部署や外部機関\*で多様な実務経験と幅広い視野を獲得した後に、高い専門能力を着実に育成する「戦略的ローテーション」

\* 中央官庁、国内外グループ会社及び投資先企業への派遣

- 新卒採用者に対しては、約3か月にわたるDBJ独自の会計・財務分析をはじめ、1年を通じた各種新入行員研修プログラムを通じて、徹底した成長支援を実施
- 業務関連研修のみならず、自己研鑽を促す補助制度を用意すると共に、必要なものを必要な時点で習得可能な階層別研修等、質・量の両面で豊富な能力開発プログラムを整備
- グローバル人材育成のため、充実した海外大学院留学・トレーニー制度を用意。また、若手職員やマネジメント層などの階層別に海外トップ大学と連携したDBJ独自のリーダーシップ育成プログラム(全編英語)を運営
- 新型コロナウイルス感染症拡大に対して、研修のほとんどをオンラインに切り替え。今後も研修受講環境の一層の高度化・柔軟化を積極的に推進予定



新入行員研修プログラム(オンライン)

## ダイバーシティマネジメントと生産性向上

多様な人材が働ける職場づくりを進めるために、相互理解の促進、各人の生産性を高めることを目指した取り組みを行っています。

- 在宅勤務や時短・フレックス勤務等、育児・介護等にかかる就業・休業制度の充実を図ると共に、保活・育児・介護等に関する各種専門家を招聘したセミナーを開催
- 「仕事と育児・介護両立支援ガイド」の作成・配布や、各種制度利用者を支えながらチームの生産性を高める管理職育成を目的とした「育ボス研修」の実施、障がい者への理解促進にかかるセミナー開催を通じて、制度利用者のみならず、職員同士が協力し合える関係構築を促進
- ワークシフトを含む業務効率化に向けて、「ワークシフト推進本部」を設置し、全庁的な意識改革や取り組みを推進
- 定期健康診断のみならず、外部専門家によるカウンセリング体制の整備、役職員を対象にした睡眠マネジメントやストレスコーピング等の研修を通じて、役職員の心身の健康をサポート。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、在宅勤務や時差出勤の運用を大幅に柔軟化し、役職員の安全を最優先で確保しつつ、業務遂行可能な体制を整備

## モチベーションとエンゲージメント

DBJグループの企業理念に照らして、役職員が本当に取り組むべきこと・取り組みたいことに挑戦する土壌となっているかを、常に問い続けています。

- 従業員向けエンゲージメント調査の実施、調査結果の検討・各部署でのアクションプランの作成と、改善活動を通じたモチベーションの向上
- キャリア形成に向けた研修において、企業理念の理解とその改善・実践に向けた建設的な議論の機会を設定

## 出産・育児等関連制度利用状況、各種研修受講者数(単体)

育児休業復職率 (2019年度内育児休業期間満了者)	32/34名(94%)
男性育児関連休暇取得率 (2018年度内に出生した子を持つ職員)	71.8%
再雇用制度登録者(2020年3月末時点)	33名
育児・介護時短勤務・フレックス勤務利用者	131名
育ボス研修参加者(累計)	約200名
保活セミナー受講者(同上)	約180名

# ナレッジ / 連携・協働



DBJグループの経営資源である知的資本、関係・社会資本の向上に向けて、ナレッジを蓄積すると共に、多様なステークホルダーとの連携・協働を推進していきます。

## 基本方針

### 知的資本

#### ナレッジ

「産業」を軸にした調査・研究・審査・リスク管理をビジネスモデルの差別化に必要な「中核業務」として位置づけ、能力を粘り強く高めめます。

### プロセス等

お客様のニーズに迅速かつ適切に対応するため、顧客視点での各種業務プロセスの透明化・簡素化を徹底し、加えてICT (Information and Communication Technology) 投資も含めて業務改善を推進します。

### 関係資本

#### 連携・協働

DBJグループは従来、お客様、金融機関、投資家、官庁・地方自治体などとの情報交流や利害調整を通じ、多方面でのネットワークを構築してきました。経済・社会が抱える課題の抽出や、投融資等の業務を行ううえでも、こうしたネットワークを活かし、DBJグループならではの取り組みを実現します。また、お客様にサービスを訴求するうえで、レピュテーション維持やブランド価値の向上を目指します。

### 社会資本

DBJグループは、社会資本を「市場経済の基盤を支える社会全体にとっての共通の財産」と定義し、その価値拡大を持続可能な社会の実現に向けた基礎条件として捉えています。具体的には、以下の通り、①自然環境、②社会的インフラストラクチャー、③制度資本の観点から、様々な特色ある取り組みを推進しています。

社会資本	内容	取り組みの事例
① 自然環境	森林、山川、湖沼、 土壌、大気	環境格付融資 DBJ Green Building 認証
② 社会的インフラ ストラクチャー	エネルギー/ 運輸・交通/ 都市インフラ 産業のバリューチェーン	インフラ・産業向け 投融資 BCM格付融資
③ 制度資本	金融システムの安定、 金融市場の発展・ 活性化	危機対応業務 リスクマネー供給 SRI債発行

## 知的資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

### ナレッジ

#### 産業調査

マクロ経済動向や主要産業の動きなど、内外の経済産業動向を分析・情報発信すると共に、投融資活動をサポートするのが産業調査部の役割です。ビッグデータ・AI、CASE、VR/AR、FinTechなど、最新動向も含めた知的資本の蓄積と活用に積極的に取り組んでいます。

2017年4月より産業調査本部を設置し、産業調査部とサステナビリティ企画部を傘下に配置。業種知見に加えて、ESG・SDGsの観点を含めたナレッジソリューションを提供します。



<https://www.dbj.jp/investigate/>  
各種レポート詳細は、DBJウェブサイトをご覧ください。

### 設備投資計画調査

1956年以来、60年以上の歴史を持つDBJの「設備投資計画調査」では、企業の国内設備投資動向に加えて、海外での設備投資や研究開発、M&A、人的投資などの「広義の投資」などについても調査しています。調査結果は、国の経済運営をはじめ、研究機関や大学における研究・教育など様々な場面で活用されるほか、調査結果を踏まえた企業経営トップとの意見交換の場も設けています。

### セクター横断会議

業界横断的なイノベーションが急速に進展し、産業調査が分析すべきテーマの多様化が進むなか、深い業種知見と産業横断的な視点の両立を目指して、DBJグループでは、2017年度より、産業調査部、営業部、グループ企業を交えた「セクター横断会議」を開催しています。講演会形式やワークショップ形式など、様々なスタイルを通じて業種横断的なナレッジを創造すべく、2019年度はMaaS、中国物流などをテーマに開催しました。

### 設備投資研究所

戦後の高度成長を理論的に支えた下村治博士を初代所長に迎え1964年に設立された設備投資研究所は、DBJ職員と大学など外部有識者との連携・協働による知的資本創造の場を形成し、「アカデミックかつリアル」な立場から、サステナブルな経済社会の構築に向けた研究活動を推進しています。

近年もサステナビリティに関する新研究会の創設、国際的な学術出版社Springerからの研究書の刊行開始、海外の学術誌やシンクタンクと連携した国際学術会議の開催などに取り組んでいます。

### プロセス等

#### ワークシフト推進本部

2018年度に、副社長を本部長とし、部店横断メンバーからなるワークシフト推進本部を設置し、お客様への付加価値をより高める観点から、DBJグループ一体での大胆なワークスタイル改革、業務プロセスの合理化、生産性向上等に取り組んでおり、投資管理プロセスの合理化、RPA (Robotic Process Automation) を活用したバックオフィス事務の効率化、リモートアクセス環境の整備、ペーパーレス化等の取り組みを推進しています。

## 関係・社会資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

### ステークホルダーとの連携・協働・対話

お客様	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価認証型融資の提供</li> <li>女性ビジネスプランコンペティションの開催</li> <li>DBJコネクによるプラットフォームの提供</li> <li>iHubによるイノベーション創出の支援</li> </ul>
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>LTICとの連携</li> <li>英ソーシャル・インパクト・ファンド (Bridges Fund Management Limited) との業務協力</li> </ul>
政府	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG金融ハイレベル・パネルへの参画</li> <li>TCFDシナリオ分析支援事業への参画</li> </ul>
研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資研究所による金融アカデミーの開催</li> </ul>

### 外部イニシアチブへの参画と評価



### DBJ女性起業サポートセンター(DBJ-WEC)

女性による新たな視点でのビジネスを、社会や経済に変革をもたらす成長事業として育成するため、2011年にDBJ女性起業サポートセンターを立ち上げ、起業ノウハウやネットワーク提供等の総合的なサポートを行っています。その一環として、2012年より女性経営者を対象としたビジネスプランコンペティションをこれまでに8回開催しています。

第8回コンペからは、最優秀ソーシャル・デザイン賞、最優秀グロース・ポテンシャル賞、最優秀リージョナル・インパクト賞という3分野の最優秀賞を設定し、そのなかからDBJ女性起業大賞を選定しています。優れた新ビジネスに対し最大1,000万円の事業奨励金を支給すると共に、コンペティション終了後も外部専門家や起業経験者と連携し、ビジネスプランの実現や成長・発展に向けた「事後支援」を行っています。

過去8回のコンペに対し累計2,500件を超えるご応募をいただき、受賞者やファイナリストのなかから事業拡大を果たす方も現れています。また、地域における女性の起業を後押しする取り組みにも協力しており、女性起業家の裾野拡大に貢献しています。



<https://www.jeri.or.jp/wec/>  
女性起業サポートセンターの詳細は、DBJウェブサイトをご覧ください。

### DBJ iHub(DBJ innovation Hub)

(一財)日本経済研究所と共に、イノベーション創出のための場「DBJ iHub」や「価値研修」などの活動を展開しています。中立的な立場や広範なネットワークを活かして、理論的かつイノベティブに社会課題をビジネスで解決することを目指しています。



<https://www.jeri.or.jp/sctm/about/ihub.php>  
詳細は、DBJのウェブサイトをご覧ください。

### DBJコネクト

2017年6月から、若手職員の発案により、国内最大級のスタートアップコミュニティを運営するCreww(株)と業務提携し、「DBJコネクト」の提供を開始しています。

「DBJコネクト」は、大手・中堅企業のお客様が新しい取り組みを開始する際に、プロセス・ノウハウ・アイデア・人材の不足等の課題解決に向け、スタートアップ企業からインターネット上で協業案を公募し、大手・中堅企業のお客様とスタートアップ企業の両者の協業に必要な行程をDBJが全てファシリテートすることで、両者の取り組みを加速させるプログラムです。

「DBJコネクト」では、両者の「実証実験の開始」をゴールに据え、限られた時間と人材で実行可能な最大限の成果を引き出すことを目指します。

2019年度には、「CHUDEN CTI & STARTUP PROGRAM」を実行し、約40件のスタートアップ企業の提案のなかから、(株)中電シーティーアイとスタートアップ企業2社の連携に至りました。



<https://dbj-i.net/ja>  
詳細は、DBJウェブサイトをご覧ください。

### 外部イニシアチブへの参画と評価

DBJ及びDBJアセットマネジメント(株)は、2016年12月にPRI(責任投資原則)に署名し、2018年2月よりPRIのInfrastructure Advisory Committeeメンバーにも就任しています。また、LTIC(長期的目線に立った投資活動を重要視する投資家の国際団体)に加盟しており、2019年5月には国際協力銀行と共に年次総会及びG20各国の金融機関等から構成される意見交換会を共催しました。そのほか、GRESB(グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク)の投資家メンバーや環境省のESG金融ハイレベル・パネルへの参加、21世紀金融行動原則への署名及び預金・貸出・リース業務ワーキンググループにおける座長としての参画など、サステナビリティ経営を推進する外部イニシアチブに積極的に参加・貢献しています。

外部イニシアチブからの評価としては、2018年2月には健康経営の取り組み、2019年2月には災害・気候変動に対する各種取り組みについて実績が認められ、ADFIAP(アジア太平洋開発金融機関協会)より表彰を受けました。

### DBJ評価認証型融資

DBJ評価認証型融資は、DBJが独自に開発したスクリーニングシステムにより企業の非財務情報を評価し、これを融資条件に反映するという融資メニューです。

2004年に世界で初めて「環境格付融資」を開始して以来、2006年に防災や事業継続の対策を評価する「BCM格付融資」を、2012年には健康経営の取り組みを評価する「健康経営格付融資」を開始しています。DBJ評価認証型融資の最大の特徴は、直接対話を重視した評価プロセスにあり、公表情報のみでは判断しきれないお客様の取り組みについて、対面でお話をお伺いしながら確認しています。評価内容(スクリーニングシート)は、世界の最新課題や潮流を取り入れながら、外部有識者により構成されるアドバイザー委員会での審議を経て、毎年見直しています。

アフターサービスとしては、評価実施後に表彰式という形で企業経営トップ同士の意見交換の場を設けているほか、フィードバックを実施し、評価結果の詳細に加え今後期待したい事項や他社の優れた取り組み等の情報を直接お伝えすることで今後の取り組みの高度化をサポートしています。

また、「BCM格付融資」を利用したお客様を対象に「BCM格付クラブ」を毎年開催することで危機管理担当者の交流・情報交換の場を提供しています。DBJは、評価認証型融資を通じ、お客様の取り組みを幅広く支援すると共に、持続可能な社会の形成に貢献していきます。

なお、このDBJの取り組みは、環境省が2019年に創設した「ESGファイナンス・アワード」にて銀賞を受賞しました。



<https://www.dbj-sustainability-rating.jp/>  
詳細は、評価認証型融資のウェブサイトをご覧ください。

### DBJ評価認証型融資の評価フロー



### DBJ評価認証型融資実績の推移



## 会長メッセージ

ガバナンスの強化に継続して取り組み、  
独自の価値創造プロセスを実現していくことで、  
持続可能な成長に貢献していきます。



## 独自のビジネスモデルの構築に向けて

DBJグループは、株式会社日本政策投資銀行法の主旨を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して経済価値と社会価値を両立させる「サステナビリティ経営」を進めています。足下においては、特定投資業務などを通じてリスクマネーを供給することで、時代を先取りする取り組みをサポートすると共に、こうした取り組みについて民間金融機関などと連携・協働することで我が国のリスクマネーの資金循環を厚くしていくことを目指しています。また、新しい分野への投融資を通じて我が国経済の競争力強化に貢献すると共に、地域金融機関との協働ファンドを立ち上げ、地域ごとの課題に応じたリスクマネー供給を行っています。

他方、災害時など危機対応時には迅速に資金を供給する役割も担っており、これまでも国際的な金融秩序の混乱や、東日本大震災、熊本地震などの事案において必要な資金供給など迅速な対応を実施してまいりました。昨今の新型コロナウイルス感染症による被害への対応についても、2020年1月に相談窓口の設置、2月には当行独自の「地域緊急対策プログラム」に本事案を追加して対応してきましたところ、3月の「新型コロナウイルス感染症に関する事案」の政府による危機認定を受けまして、指定金融機関として危機対応業務の迅速かつ適確な実施に取り組んでおります。

独自のビジネスモデルに則した  
ガバナンスとステークホルダーの皆様との対話

こうしたユニークな役割を担い続けていくうえでコーポレート・ガバナンスの充実が極めて重要であり、経営の透明性の確保、外部有識者の知見反映の観点から、取締役会の諮問機関として業務監査委員会、報酬委員会、人事評価委員会を設置しております。こうした仕組みの実効性を高めるためには、ステークホルダーの皆様のご意見にしっかり耳を傾けることが大事だと考えています。

なかでも、適正な競争環境のもとで、民間金融機関の皆様と連携・協働を図ることが極めて重要であることから、具体的な活動として民間金融機関の皆様との定期的な意見交換の場を年に2回程度設けております。また、特定投資業務に関しては、業務の実績や民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保などの状況について審議・評価を受けるため、別途、「特定投資業務モニタリング・ボード」(P49)を取締役会の諮問機関として設置し、年2回開催しています。

こうした民間金融機関の皆様との定期的な意見交換及び特定投資業務モニタリング・ボードでの議論を通じて得られた

ご意見はアドバイザリー・ボードに報告され、ご審議いただいています。「アドバイザリー・ボード」(P49)は取締役会の諮問機関として、インフラ、産業、地域、金融など各分野の社外有識者と社外取締役から構成され、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関する事項やDBJグループの経営計画などに関して貴重なご意見をいただいております。このような多様なステークホルダーの皆様との対話を通じて、独自の価値創造プロセスの不断の見直しを行っていくことも、DBJグループとしてのコーポレート・ガバナンスの特徴であると考えております。

また、リスクマネーの供給を中心に時代を先取りする取り組みを進めていくべく社会からの信頼を確かなものとするためにも、会社法に基づき業務の適正を確保することが重要です。そのために内部統制基本方針を取締役会で定め、法令遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢などを経営上の重要な課題として位置づけています。

## 経済価値と社会価値を両立させる価値創造プロセスの実現

持続可能な開発目標(SDGs)の採択やパリ協定の成立など、近年、持続可能性という観点から改めて企業経営を見直す必要性が高まっており、DBJグループではサステナビリティ委員会を設置し、刻々と変化する社会の課題について経営面で重要な事項となり得る事案を審議しております。2019年度にはエネルギー・気候変動問題やSDGsに関するDBJグループの取り組みについて取締役間で活発な意見交換が行われており、2020年度においてもグローバル・アジェンダであるESGや持続可能な社会の構築に対して新型コロナウイルス感染症が与える影響等につき、中長期的な視点から議論しております。

DBJグループは、社会やお客様の課題を解決し、経済価値と社会価値を両立しながら持続可能な社会を実現します。これまでも、この両立に向けた価値創造プロセス、すなわちサステナビリティ経営を進めてまいりましたが、より一層この

両立に向けた社会的重要性が増してきており、リスクマネー供給を軸とした独自のビジネスモデルを構築すると共に、お客様そして社会から信頼していただくべくベストプラクティスを積み上げていくことがさらに重要であり、多様なステークホルダーの皆様との対話及び実効的なガバナンスの充実に向け、引き続き努めてまいります。

2020年8月  
代表取締役会長

木下 康司

# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは株式会社日本政策投資銀行法(DBJ法)において、下記の通り、その目的を規定されています。

### 第一条

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、(中略)長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

上記目的の適切な遂行と、投融資一体などの特色を活かしたビジネスモデルに基づく事業活動を通じて、投入する有形・無形の経営資源の価値を高め、経済価値と社会価値の両立を目指すサステナビリティ経営を実現すべく、取締役会・監査役(監査役会)設置会社としての通常の経営監督機能に加え、DBJ独自のガバナンス機能を強化しています。

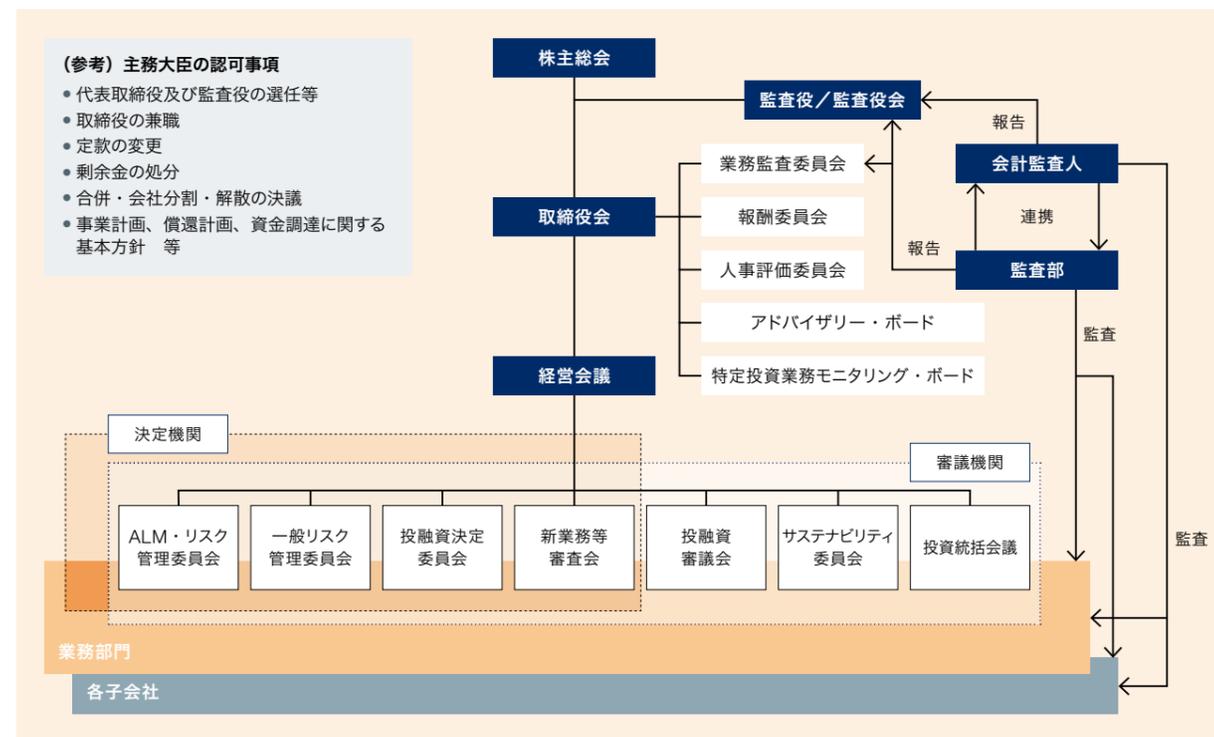
具体的には、2015年DBJ法改正において、業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務づけられたこと、特定投資業務が創設されたことを踏まえ、取締役会の諮問機関として、社外有識者及び社外取締役により構成されるアドバイザー・ボード、社外有識者により構成される特定投資業務モニタリング・ボードを設置し、経営全般への助言や民間金融機関との

適正な競争関係の確保に関する審議・評価、特定投資業務の政策目的との整合性を含む業務実績等の審議・評価を受けています。

### DBJのコーポレート・ガバナンス体制一覧表

機関設計の形態	取締役会・監査役(監査役会)設置会社
取締役の人数	10名
うち、社外取締役の人数	(2名)
当事業年度の取締役会開催回数	13回
監査役(監査役会)の人数	5名
うち、社外監査役(監査役会)の人数	(3名)
当事業年度の監査役会開催回数	14回
執行役員制度の採用	有
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

### DBJのコーポレート・ガバナンス体制の概要



### 監査役会及び監査役

監査役会は5名の監査役で構成され、会社法の規定に基づき、半数以上(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。監査役会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席すると共に、取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

### 取締役会の諮問機関

DBJの企業目的とサステナビリティ経営の追求のため、経営における透明性の確保・外部有識者の知見反映の観点から取締役会の諮問機関として、下記の委員会を設置しています。

### 業務監査委員会

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、2019年度においては、2回開催しています。

### 報酬委員会

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、構成員の過半数を社外役員とする報酬委員会を設置し、DBJにふさわしい役員報酬制度のあり方等について検討を行っています。

### 人事評価委員会

社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役及び監査役の選任等にかかる人事案の評価を行っています。

### アドバイザー・ボード

DBJは、2008年10月に株式会社として設立されて以来、経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置してきました。2015年DBJ法改正において、当分の間、DBJに対し、その業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのない

よう特に配慮することが義務づけられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を受けることとしています。なお、2019年度においては2回開催しています。同ボードは産業、インフラ、地域、金融分野などの社外有識者と社外取締役により構成されています。

### 社外有識者(五十音順、敬称略)

秋池 玲子	(株式会社ポストン・コンサルティング・グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー)
奥 正之	(株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問)
釜 和明	(株式会社IH特別顧問)
中西 勝則	(株式会社静岡銀行代表取締役会長)
根津 嘉澄	(東武鉄道株式会社代表取締役社長)

### 社外取締役

三村 明夫	(日本製鉄株式会社名誉会長)
植田 和男	(共立女子大学ビジネス学部長 教授)

### 特定投資業務モニタリング・ボード

2015年DBJ法改正において措置された特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価を受けるため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しています。なお、2019年度においては、2回開催しています。同ボードは産業、インフラ、地域、金融などからの社外有識者により構成されています。

また、他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況等を検証するため、(一社)全国銀行協会、(一社)全国地方銀行協会及び(一社)第二地方銀行協会(会員の民間金融機関を含む)との間で定期的に意見交換会を実施しています。2019年度はそれぞれ2回(計6回)実施しました。そこでなされた議論や意見の内容等はアドバイザー・ボード、特定投資業務モニタリング・ボードにて報告・議論しています。

### 社外有識者(五十音順、敬称略)

岩本 秀治	(一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事)
奥 正之	(株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問)
中西 勝則	(株式会社静岡銀行代表取締役会長)
山内 孝	(マツダ株式会社相談役)
横尾 敬介	(株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO)
渡 文明	(ENEOSホールディングス株式会社名誉顧問)

## 経営会議

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、2019年度においては、29回開催しています。

### 経営会議傘下の社内委員会等

名称	役割
ALM・リスク管理委員会	ポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議
一般リスク管理委員会	オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、顧客保護等管理に関する重要事項の決定及び審議
投融資決定委員会	投融資案件及び投融資管理案件に関する決定及び審議ならびに海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する決定
新業務等審査会	新業務等の取り組みの開始に関する決定及び審議
投融資審議会	投融資案件の事前審議及びモニタリングならびに海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する事項の審議
サステナビリティ委員会	経済価値と社会価値の両立及びステークホルダーとの対話に関する事項の審議
投資統括会議	投資案件に関するモニタリング及びその高度化ならびに投資方針の企画立案に関する審議

## 内部監査の実施

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しています。監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。なお、2020年6月26日時点の監査部の人員は21名です。

## 会計監査の実施

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。

## 三様監査

DBJでは、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

コーポレート・ガバナンスに関するより詳しい情報については下記をご参照ください。

 <p>有価証券報告書(コーポレート・ガバナンスの状況等)  <a href="https://www.dbj.jp/ir/financial/report.html">https://www.dbj.jp/ir/financial/report.html</a></p>	 <p>サステナビリティ基本方針  <a href="https://www.dbj.jp/co/csr/regular/index.html">https://www.dbj.jp/co/csr/regular/index.html</a></p>
<p>内部統制基本方針  <a href="https://www.dbj.jp/co/info/governance_policy.html">https://www.dbj.jp/co/info/governance_policy.html</a></p> 	<p>日本版ステewardシップ・コードへの対応  <a href="https://www.dbj.jp/co/info/stewardship.html">https://www.dbj.jp/co/info/stewardship.html</a></p> 

## 役員の報酬

DBJは、取締役会の諮問機関として、構成員の過半数を社外役員とする報酬委員会を設置し、DBJの取締役の報酬制度等について審議を行うと共に、DBJにふさわしい報酬制度のあり方等について検討を行っています。

DBJにおける役員報酬の基本的な考え方は以下の通りです。

- 役員報酬に関する社会的動向を踏まえること
- DBJの経済価値と社会価値の実現に向けた、単年度及び中長期的な取り組みへの動機づけ

これらの基本的考え方に基づき、DBJの役員報酬は、「固定報酬」、「役員賞与」、「役員退職慰労金」で構成しています。

- ① 「固定報酬」は、役職に基づく額を毎月支給しています。
- ② 「役員賞与」は、各取締役の年度の業務実績に基づき支給するものであり、役職に基づく基準額に、連結当期純利益の目標額に対する達成度に応じて予め定めた支給率に応じ決定される定量評価部分、及び各取締役の担当部門の業績達成度等を総合的に勘案し予め定めた支給率に応じ決定される定性評価部分により構成されています。
- ③ 「役員退職慰労金」は、各役員の中長期の功労に対し退任時に支給しています。

取締役の報酬構成については、以下の通りです。

常勤取締役については、「固定報酬」、「役員賞与」、及び「役員退職慰労金」にて構成しています。非常勤取締役については、独立性の観点から「固定報酬」に一本化しています。

監査役の報酬構成については、常勤監査役は「固定報酬」及び「役員退職慰労金」にて構成しています。非常勤監査役については、「固定報酬」に一本化しています。

取締役の報酬等の額は、取締役の報酬に関する社会的動向、DBJの業績、職員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を勘案のうえ、取締役の職位及び職責に応じ、報酬委員会での審議を踏まえて、株主総会にて承認

された報酬上限額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しています。なお、取締役の報酬にかかる総額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、その上限を年270百万円とすることが決議されています。また、監査役の報酬にかかる総額は、2008年9月22日開催の当行創立株主総会において、その上限を年80百万円とすることが決議され、この範囲内で監査役の協議を経て決定しています。

報酬委員会は、2008年に、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から設置しています。メンバーの過半を社外役員で構成することで、独立社外役員の適切な関与と助言を得られる体制としています。

2019年度の開催実績は以下の通りです。

2019年度開催回数	
報酬委員会	2回

報酬委員会の構成員は以下の通りです。

代表取締役会長	木下 康司(議長)
代表取締役社長	渡辺 一
社外取締役	三村 明夫
社外取締役	植田 和男
社外監査役	山崎 俊男

2019年度におけるDBJ役員に対する報酬実績は、下記の通りです。

区分	支給人数	報酬等 百万円
取締役 (社外取締役を除く)	9	204
監査役 (社外監査役を除く)	2	39
社外役員	5	63
計	16	307

- (注)1. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額(取締役17百万円、監査役4百万円)が含まれています。  
 2. 支給人数及び報酬等の額には、当該事業年度に退任した取締役1名が含まれています。

## 取締役、監査役及び執行役員 (2020年7月末時点)

### 取締役



代表取締役会長  
**木下 康司**

1979年 大蔵省入省  
2013年 財務事務次官  
2015年 当行代表取締役副社長・副社長執行役員  
2018年 当行代表取締役会長



代表取締役社長  
**渡辺 一**

1981年 日本開発銀行入行  
2008年 当行都市開発部長  
2009年 当行執行役員経営企画部長  
2011年 当行取締役常務執行役員  
2015年 当行代表取締役副社長・副社長執行役員  
2018年 当行代表取締役社長



代表取締役副社長  
**地下 誠二**

1986年 日本開発銀行入行  
2011年 当行特命担当執行役員  
2013年 当行執行役員経営企画部長  
2015年 当行常務執行役員  
2018年 当行取締役常務執行役員  
2020年 当行代表取締役副社長



取締役常務執行役員  
**福田 健吉**

経営企画部、情報企画部、管理部担当  
1983年 日本開発銀行入行  
2009年 当行中国支店長  
2012年 当行執行役員人事部長  
2014年 当行常務執行役員 関西支店長  
2016年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員  
**穴山 眞**

リスク統括部、経理部、審査部、法務・コンプライアンス部、設備投資研究所担当  
1986年 日本開発銀行入行  
2011年 当行産業調査部長  
2013年 当行執行役員業務企画部長  
2015年 当行常務執行役員  
2018年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員  
**山根 英一郎**

財務部、シンジケーション・クレジット業務部、サステナビリティ企画部担当  
1988年 大蔵省入省  
2017年 財務省大臣官房付兼内閣官房 内閣審議官(内閣官房副長官補付) 兼内閣官房行政改革推進本部 事務局次長  
2019年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員  
**杉元 宣文**

業務企画部担当  
1988年 日本開発銀行入行  
2013年 当行秘書室長  
2015年 当行執行役員経営企画部長  
2018年 当行常務執行役員  
2020年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員  
**窪田 昌一郎**

企業ファイナンス部、企業投資部、地域投資部、企業戦略部担当  
1990年 日本開発銀行入行  
2014年 当行アセットファイナンス部長  
2018年 当行執行役員企業投資部長  
2020年 当行取締役常務執行役員



社外取締役  
**三村 明夫**

日本製鉄株式会社名誉会長、東京商工会議所会頭、日本商工会議所会頭  
2008年 当行取締役



社外取締役  
**植田 和男**

共立女子大学ビジネス学部教授 兼 ビジネス学部長、東京大学金融教育研究センターセンター長  
2008年 当行取締役

※ 男性14名 女性1名(取締役・監査役のうち女性の比率6.7%)  
※ 社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について、該当事項はありません。  
※ 社外取締役である三村明夫氏は日本製鉄株式会社の名誉会長ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、日本製鉄株式会社との通常の営業取引があります。また、社外監査役である齋木尚子氏は双日株式会社の社外取締役ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、双日株式会社との通常の営業取引があります。その他の社外取締役及び社外監査役と、DBJとの間に特別な利害関係はありません。  
※ DBJは、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

## 監査役



常勤監査役  
**藏重 敦**

1986年 日本開発銀行入行  
2010年 当行審査部担当部長  
2011年 当行秘書室長  
2013年 当行都市開発部長  
2017年 当行常勤監査役



常勤監査役  
**玉越 茂**

1989年 日本開発銀行入行  
2014年 当行企業金融第2部長  
2016年 当行企業金融第5部長  
2018年 当行執行役員業務企画部長  
2020年 当行常勤監査役



常勤監査役(社外)  
**山崎 俊男**

1982年 住友信託銀行株式会社入社  
2017年 三井住友トラスト総合サービス株式会社代表取締役社長  
2018年 同社顧問  
2018年 当行常勤監査役



社外監査役  
**道垣内 正人**

早稲田大学大学院法務研究科教授  
長島・大野・常松法律事務所  
シニア・カウンセラー  
2020年 当行監査役



社外監査役  
**齋木 尚子**

東京大学公共政策大学院客員教授  
双日株式会社社外取締役  
2020年 当行監査役

## 執行役員（取締役兼務者を除く）

常務執行役員

**池田 良直**

企業金融第1部、  
企業金融第2部担当

常務執行役員(関西支店長)

**清水 博**

関西支店、中国支店、  
四国支店担当

常務執行役員

**岸本 道弘**

企業金融第5部担当

常務執行役員

**瀬川 隆盛**

産業調査部、北海道支店、  
新潟支店、東海支店担当

常務執行役員

**村上 努**

都市開発部、  
アセットファイナンス部、  
企業金融第3部、  
ストラクチャードファイナンス部  
担当

常務執行役員

**松嶋 一重**

企業金融第6部、東北支店担当

常務執行役員

**熊谷 匡史**

金融法人部、地域企画部、  
北陸支店、九州支店、  
南九州支店担当

常務執行役員

**新垣 慶太**

企業金融第4部担当

執行役員

**竹ヶ原 啓介**

産業調査本部副本部長兼  
経営企画部サステナビリティ  
経営室長

執行役員

**高澤 利康**

経営企画部長

執行役員

**北所 克史**

人事部長

執行役員

**池田 和重**

内部監査担当

執行役員

**増田 真男**

業務企画部長

## 社外取締役によるメッセージ

社会課題解決への貢献に向けて  
コーポレート・ガバナンスの面から後押し

社外取締役

**三村 明夫**



2008年のDBJの株式会社化時より社外取締役を務め、現在では外部有識者の知見をDBJの経営に取り込む独自のコーポレート・ガバナンス機関であるアドバイザリー・ボードの委員も務めております。当ボードは2015年のDBJ法改正に伴い、取締役会の諮問機関として位置づけられ、経済価値と社会価値を両立しようとするDBJの経営全般に対する助言に加え、民間金融機関との適正な競争関係の確保についても審議しております。これまで、法定業務である特定投資業務や危機対応業務の適切な遂行、民間金融機関との連携・協働、DBJのサステナビリティ経営の取り組みなどについて第三者視点でチェックする役割を果たしているものと考えております。

新型コロナウイルス感染症がいつ収束するのか、状況は依然として不透明ではありますが、コロナ禍を通じて日本の強みと課題が浮き彫りになりました。特に日本全体としてデジタル化の遅れ、東京一極集中のリスク、企業のサプライチェーン強靱化等の課題にどう対応するのかが求められています。今後、急速に変化する社会のなかで、DBJが様々な社会課題の解決に貢献していくためには、ステークホルダーとの不断の対話・協働が不可欠であり、それをガバナンス面から後押しできるよう、引き続きその責務を全うしてまいります。

経歴

1963年 4月 富士製鉄株式会社(現 日本製鉄株式会社)入社  
2000年 4月 新日本製鉄株式会社(現 日本製鉄株式会社)  
代表取締役副社長  
2003年 4月 同社代表取締役社長  
2008年 4月 同社代表取締役会長  
2008年 10月 当行取締役(現職)  
2012年 10月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社)取締役  
相談役  
2013年 6月 同社相談役  
2013年 11月 同社相談役名誉会長  
東京商工会議所会頭(現職)  
日本商工会議所会頭(現職)  
2018年 6月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社)名誉会長(現職)

サステナビリティ経営の推進に向けた  
コーポレート・ガバナンスの強化に向けて

社外取締役

**植田 和男**



新型コロナウイルス感染症の災禍は、パリ協定の採択以降ESGやSDGsといった社会の持続可能性への国際的な関心の高まりに伴う“Environment”の視点に加えて、従業員の安全配慮を含む“Social”の観点も重視するよう経営に促していると考えられます。これまでDBJは、評価認証型融資の開発、民間事業会社・金融機関との連携によるリスクマネー供給など、移り変わる社会課題を捉まえ時代に即したソリューションを提供してきましたが、コロナ禍に伴う世の中の動きをしっかりと見定め、今後も社会価値と経済価値の調和的実現により一層邁進したいと考えております。

こうしたDBJの取り組みは、引き続き、持続可能な社会の実現、そして社会・経済の発展という中長期的な視野のもとで行われるべきであり、適切なガバナンスが求められます。そのための体制として、アドバイザリー・ボード、特定投資業務モニタリング・ボードがあり、DBJ独自のビジネスモデルを支えています。私は社外取締役としての職務に加え、アドバイザリー・ボードの委員として、社外有識者と共に経営全般に対する助言等を行っており、DBJが目指すサステナビリティ経営、社会の持続可能な発展に向けてしっかりとその任を果たしてまいります。

経歴

1980年 7月 プリティッシュコロンビア大学経済学部助教授  
1982年 4月 大阪大学経済学部助教授  
1989年 4月 東京大学経済学部助教授  
1993年 3月 同大学経済学部教授  
1998年 4月 日本銀行政策委員会審議委員  
2005年 4月 東京大学経済学部教授  
2008年 10月 当行取締役(現職)  
2017年 4月 共立女子大学新学部設置準備室長兼国際学部教授  
東京大学金融教育研究センター センター長(現職)  
2020年 4月 共立女子大学ビジネス学部教授(現職)  
同大学ビジネス学部長(現職)

# コンプライアンス

## 基本的な考え方

コンプライアンスは、経営の根幹そのものであり、ビジネスモデルや経営戦略と表裏一体となるものであって、社会的要請や社会的期待も踏まえた企業理念を实践するうえで、リスクとして組織の各レベルにおいて適切な管理が求められるものであると考えています。そして、役職員一人ひとりが主体的・能動的に業務に取り組むなかで、コンプライアンスマインドを育むことによって実現されるものであると考えています。

## 業務運営とコンプライアンス

DBJグループは、融資・投資・アドバイザー・アセットマネジメント等の業務を一体的に展開するユニークな金融グループであり、グループ内連携をより一層強化しながら、能動的かつ先進的な業務戦略・基盤戦略を構築しています。DBJは、金融機関として顧客の正当かつ合理的な期待に応えることを第一の責務として、危機対応業務や特定投資業務の取り組みにおいても顧客本位の業務運営を行うと共に、これらを遂行していくうえでコンプライアンスを全うしながら業務を実施しています。また、企業理念を実現するためグループ役職員の判断・行動の基準として行動基準を定め、役職員一人ひとりが経済的価値と社会的価値を追求しながら業務を行っています。

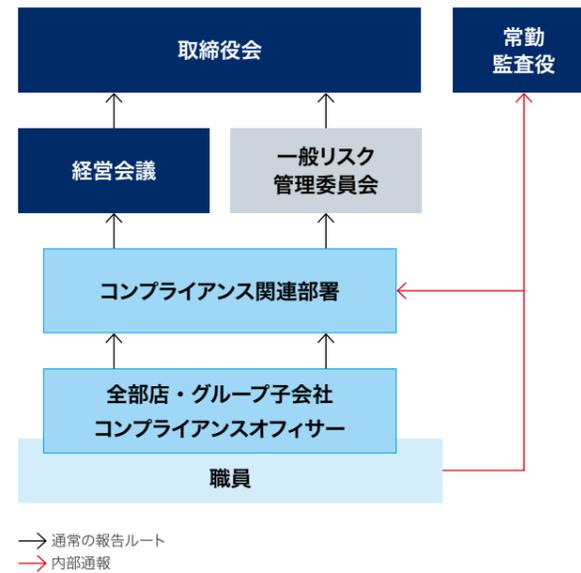
## コンプライアンス態勢の概要

DBJグループでは、コンプライアンスに関する基本方針や規程類を定めると共に、役職員一人ひとりがコンプライアンスを实践するため、コンプライアンスマニュアルを策定、配布し、研修・説明会の実施等によりその内容の周知徹底を図っています。また、年度ごとにDBJグループ各社でコンプライアンスプログラムを策定し、各社の実情に沿ってコンプライアンスに関する具体的な行動計画を实践し、検証しています。

DBJでは、コンプライアンス関連部署を設置し、経営会議や取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を実施しています。また、各部署の役職員によるコンプライアンス確保のため、各部署にコンプライアンスオフィサーを置いています。コン

プライアンスオフィサーは、内部管理責任者として内部管理を行うと共に部店内のコンプライアンスに関する事項を総括し、コンプライアンス関連事項の報告・連絡窓口として機能しています。コンプライアンス関連部署は、コンプライアンスオフィサーを通じ、必要に応じて各部署に助言・指導等を行うことで、コンプライアンスの確保に努めています。さらに、コンプライアンスに関する問題を早期に把握し解決するため、通常の職制ラインによる報告ルートとは別に、コンプライアンス関連部署や常勤監査役に内部通報窓口を設けているほか、法律事務所にも外部通報窓口を設置しています。

## コンプライアンスレポートライン



## 当行グループの具体的な取り組み

DBJグループは、法令等遵守をお客様からの信頼の維持、業務の健全性及び適切性確保のため必要不可欠なものであると考えており、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の一つとして位置づけています。役職員は、DBJの公共的使命と社会的責任の重みを深く自覚すると共に、リスクマネーの供給や時代を先取りする取り組みにおいても、あらゆる法令やルールを遵守するとともに、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行していきます。

## インサイダー取引未然防止体制

DBJグループは、投融資一体型の金融サービスを提供するうえで、インサイダー取引規制の遵守がDBJの信頼維持のために不可欠なものであると考えています。DBJでは、役職員の株券等の売買等について規程を設けているほか、投資業務における厳格な取引の確認・執行手続や調査業務における会社情報の慎重な管理や取り扱いを定め、インサイダー取引未然防止体制を構築しています。

## 反社会的勢力等との関係遮断

DBJグループは、「反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然として対処し、一切の関係を遮断する」旨の基本方針の下、規程類の整備や研修実施等の徹底に努めています。個別事案ごとに丁寧にリスクを把握・管理し、必要に応じて外部専門機関とも連携しながら、適切に対処しています。

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

DBJグループは、グローバルな事業を展開するなかで、国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性を認識しており、単に法令等を遵守するとともに、リスクに応じてグローバル金融犯罪防止のための対策を実施しています。適切な手続実施のための体制確保や定期的なリスク管理業務の実施に加え、役職員の研修実施等の徹底にも努めています。また、諸施策について検証を実施し、継続的に体制強化を図っています。

## 顧客保護に関する方針

DBJグループは、「お客様視点」を重要な行動基準の一つとして定め、お客様本位の業務運営を目指すなかで、お客様の保護及び利便性の向上の観点のみならず、業務の健全性及び適切性の観点から、顧客保護に関する基本方針を策定し、顧客保護等管理態勢を整備しています。役職員は、お客様への適切かつ十分な情報提供や説明等を通じてお客様のサポートを実施しています。

## 利益相反管理

DBJがグループ会社と共に、融資・投資・アドバイザー・アセットマネジメント等の金融サービスをお客様に提供するうえで、DBJグループの利益を優先してお客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引について取引類型やリスクの程度に応じて管理する体制を構築しています。また、取引に際して、お客様から同意を取得する際には、適切かつ十分な説明を実施する等の措置を講じています。

## 顧客情報管理

DBJグループでは、グループ会社との顧客情報の共有に関する規制やインサイダー取引未然防止、利益相反管理といった法令上の要請にとどまらず、お客様からの信頼維持の観点から、顧客情報の管理には細心の注意を払っており、顧客情報を慎重に取り扱うための管理体制やシステムを構築しています。

 <https://www.dbj.jp/privacy.html>  
DBJは個人情報の保護に関して、「個人情報保護宣言」を制定し、公表しています。個人情報保護宣言に関するより詳しい情報については、DBJウェブサイトをご覧ください。

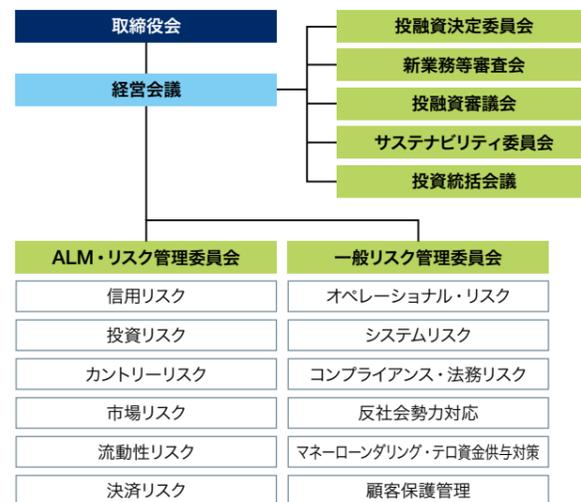
## リスク管理

### リスク管理態勢

DBJでは、経営計画に基づき業務を遂行するなかで、経営の健全性及び信用力の維持を図るため、様々なリスク特性に応じたリスク管理態勢を整備しています。具体的には、リスクカテゴリーごとにまたは横断的にリスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールを行うことにより、各リスクを統合的に把握のうえ経営体力の範囲内に管理します。

取締役会は統合的なリスク管理の基本方針を定め、リスク管理状況に関する報告を受けて、リスク管理機能の実効性確保に向けた態勢整備を行います。経営会議は、基本方針を実施するための関連規程を制定し、経営方針に直結するような重要事項を決議します。ALM・リスク管理委員会は信用リスク等の財務リスクに関し、一般リスク管理委員会は事務リスク等の非財務リスクに関し、基本方針や諸規程に基づき、リスク管理態勢整備に必要な事項を審議・決定すると共に、定期的または随時にリスクモニタリングを実施しています。

#### リスク管理態勢の概要



### 統合リスク管理

DBJでは、リスクカテゴリーごとの特性を考慮しつつ、可能な限り統一的な合理的手法により各種リスク量を計量化し、その合計額である統合リスク量がリスクガイドラインの範囲内に収まるよう管理しています。リスクガイドラインは、自己資本額をベースとした資本配賦の枠組みにおいて、既存ポートフォリオのリスク状況及び当面の業務計画を反映し、経営会議が決定します。

### 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。DBJでは、コーポレートローンに加えてノンリコースローン等による与信を行っており、信用リスクの取得は収益の源泉として最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけ、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を行っています。

### 個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。また、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に準じて、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、投融資部店と審査部署にて、相互に牽制が働く態勢としています。

また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。

これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

### 債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

### 資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の

毀損の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

### 債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	金融再生法開示債権区分
正常先	1～8格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	
破綻先	15格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

### ポートフォリオ管理

債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の確率で生じ得る最大損失から平均的に発生すると予想される期待損失(EL: Expected Loss)を差し引いた非期待損失(UL: Unexpected Loss)によって把握されます。

また、債務者格付の水準に応じて定める基準残高に基づき大口管理先を特定し、管理方針を立案し随時モニタリングを行っています。

### 投資リスク

投資リスクは、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産の経済価値が減少ないし消失する結果、損失を被るリスクをいいます。DBJでは、企業、ファンド、インフラ、不動産などに対して未上場を中心としたメザニン・エクイティなどに投資を行っており、DBJの収益の源泉として最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけ、個別案件の投資決定・管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を実施しています。

類型	主なリスク	リターン
企業メザニン	信用リスク等	配当等
企業投資(上場株含む)	事業リスク マーケットリスク	キャピタルゲイン
不動産・インフラ等	資産価値変動リスク 運営主体による 運営リスク等	インカムゲイン

### 投資方針

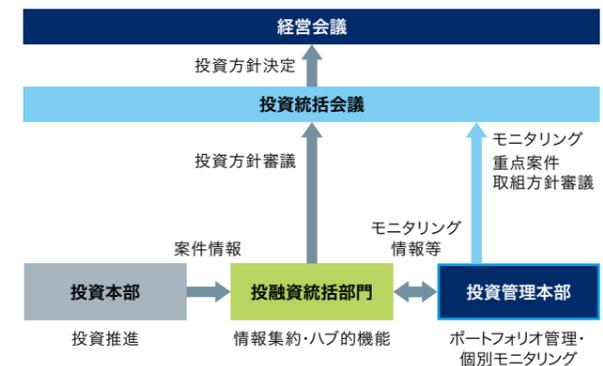
投資方針は、社会価値と経済価値の両立を目指す経営理念のもと、投資統括会議において年度ごとに審議し、経営会議で決定しています。市場環境や産業構造の変化等の外部環境や既存ポートフォリオのパフォーマンス分析を踏まえ、ポートフォリオ全体のリスクとリターンのバランスにも配慮して策定されます。

### 個別案件の与信管理

個別案件の取り組みにあたっては、信用リスク管理に準じた審査に加え、投資類型に応じた目標リターンを定め、ダウンサイドシナリオも踏まえたExit方針を設定して投資判断を行います。

案件管理においては、全ての個別案件の定期的なモニタリングに加え、投資管理本部を設置して、重点案件のモニタリングの強化やポートフォリオ全体の投資リスクマネジメントの高度化にも取り組んでいます。

### 投資管理態勢の概要



## ポートフォリオ管理

投資ポートフォリオの主な構成資産は非上場株式やメザニンであり、そのリスク量は、対象資産のカテゴリーごとのリスク特性や回収方法の差異に着目して計量化を行っています。

具体的には、主に事業CFによる回収を図る類型では信用リスクを主体とした評価を行う一方、第三者や市場への売却による回収を想定する類型では市場リスクを織り込むなど、信用リスク計測及び市場リスク計測の方法を応用してリスクを計量化しています。

## 市場リスク

DBJでは、市場リスクとして、金利リスクと為替リスクを主な管理対象としています。DBJでは、市場リスクを投融資業務に付随する受動的なリスクと位置づけております。なお、特定取引(トレーディング)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

## 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJでは、金利感応度(Duration及びBasis Point Value)、VaR (Value at Risk)といった多面的な指標を用いたモニタリングを行うと共に、ALM・リスク管理委員会が定めたALM方針に基づき、金利リスクを適切にコントロールすることを通じて、全体の金利収支や経済価値の最適化を図る経常資産負債の総合管理を実施しています。

金利リスクのコントロールに関連し、金利スワップ取引等を行っています。スワップ取引等に伴うカウンターパーティリスクは、取引相手の信用力に応じた限度枠により管理しており、中央清算機関の利用及び相対のCSA(Credit Support Annex)契約に基づく証拠金授受によりリスク低減を図っています。

## 為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替レートが変動することにより損失が発生するリスクです。為替リスクは外貨建投融資及び外貨建債券発行等により発生しますが、外貨建資産・負債のネットベースのポジションについては為替スワップ取引等により為替リスクを抑制しています。

## 流動性リスク

流動性リスクには、運用と調達の間期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金流動性リスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)があります。

DBJの主な資金調達は、CP等の短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金に依拠しています。

金融市場ショック等による不測の資金繰り逼迫状況に備えるため、一定のストレス想定のもとでも、予定された資金流出額をカバーできるだけの手元流動性を確保する資金運営を行っています。資金繰りの逼迫度合いに応じた資金運営モードを区分しているほか、コンティンジェンシープランに基づく対応策を立案・実行することを定めています。

## オペレーショナル・リスク

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下の通りです。

## 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じて、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

## システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、

## ストレステスト

リスク量に基づく統合リスク管理に加えて、ストレス下においても経営の健全性を確保しつつ危機対応業務等を含む金融機能を円滑に発揮できるよう、ストレステストを実施して自己資本の充実度を評価しています。ストレステストは、中期経営計画や業務計画の策定及び見直しにあたり自己資本への影響度の評価に用いられるほか、経営上の様々な課題への対応を検討する際にも活用されます。

## 事業継続への取り組み

DBJは、お客様や株主、役職員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害(とりわけ大規模地震)、インフルエンザ等感染症の蔓延(パンデミック)、システム障害、停電などの様々な緊急事態発生時に、業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定しています。

## 事業継続のための対策

確実な事業継続を図るため、各種の対策を講じています。

## システムの堅牢性向上

メインセンターで高度なセキュリティ水準を確保すると共に、万一メインセンターが稼働できない場合に備え、バックアップセンターを構築しています。

## 重層的な通信手段の確保

夜間・休日における対応も含め、役職員の安否や参集の可否等を迅速に把握し、情報伝達を確実にするため、安否確認システムを導入しているほか、主要拠点・要員に対しては衛星電話等を配備することで、重層的な通信手段を確保しています。

システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用及び利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

ストレステストでは、最新の経済環境の見通しを踏まえDBJの財務内容等も勘案してシナリオを設定します。当該シナリオ発生時の自己資本の毀損や投融資ポートフォリオの変化によるリスク量の増加を反映することで自己資本の充実度を再評価するほか、資金流動性リスク管理の十分性の確認等も行います。

BCPにおいては、災害対策委員会の体制、各業務の優先度及び有事の際の具体的な行動手順等をわかりやすくまとめています。また、業務の継続・復旧にかかる方針策定にあたっては、具体的なインシデント(首都直下地震等、新型インフルエンザ等感染症)を想定し、インシデントごとの被害想定に応じた対応を定める手法を採っています。

## 指揮命令系統と権限委任

業務の継続にかかる意思決定を迅速・確実に実施していくため、災害対策委員会が設置された場合における指揮命令系統と職務権限の代行順位を定めています。

## 初動対応及び業務の継続・復旧手順の明確化

緊急時の初動対応や業務の継続・復旧について、予め業務単位で整理することで、混乱状態にあっても、関係部署が迅速・確実に業務に対応できる態勢を確立しています。

## BCPの実効性維持・向上のための取り組み

BCPの実効性の維持・向上を図るべく、役職員向けに各種の研修や訓練を実施しています。また、訓練結果や最新の情報を踏まえたBCPの見直しについて、定期的に、また必要に応じて随時検討し、PDCAサイクルを回すこととしています。

## TCFD提言を踏まえた取り組み

2015年のパリ協定採択以降、気候変動への対応は、日本及び世界で取り組むべき重要課題となっています。気候変動は、サステナビリティ経営を目指すDBJにとっても優先的に取り組むべき重要な経営課題の一つであり、これまでもお客様をはじめとするステークホルダーとの対話を重ねながら、環境格付融資(P45)やDBJ Green Building認証(P25)などを通じ

### TCFD提言に基づく気候関連情報開示の推進

DBJは、気候関連財務情報開示の重要性を認識し、2018年6月に、金融安定理事会(FSB)が設置したTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言の趣旨に賛同を表明しました。また、TCFD提言に賛同する企業や金融機関等が一体となって議論する場として2019年5月に設立された「TCFDコンソーシアム」に参画し、「グリーン投資の促進に向けた気候関連情報活用ガイダンス(グリーン投資ガイダンス)\*」の策定にあたって主導的な役割を果たすと共に、環境省「TCFDに沿った気候リスク・機会のシナリオ分析支援事業」のサポート

た、温室効果ガス排出量の削減に向けた事業活動を行ってまいりました。

DBJは、今後も気候変動対策に主体的に取り組むと共に、金融機関として、低炭素・脱炭素社会に向けたお客様の取り組みを支援し、低炭素・脱炭素社会への移行推進に注力していきます。

を受けながらシナリオ分析に試行的に取り組むなど、DBJとしても気候変動に関するリスクと機会を認識したうえで、TCFDのフレームワークを踏まえた情報開示の拡充を推進・検討しています。

※ 投資家等がTCFD提言に基づく開示情報を読み解く際の視点について解説を行っているもので、「TCFDサミット」(2019年10月8日)で公表された。



グリーン投資ガイダンス

ガバナンス	DBJは、経済価値と社会価値の両立を実現し、持続可能な社会の実現に貢献していくため、2017年5月にサステナビリティ基本方針を制定し、グループ一体となって環境や社会への影響に配慮した事業活動を行っています。また、気候変動等を含む環境・社会課題や関連するリスク・機会、それらを踏まえた対応方針について、経営会議傘下のサステナビリティ委員会(P50)において取締役を中心に審議し、取り組み状況のモニタリングを行うと共に、その内容を経営戦略やリスク管理、投融资決定プロセスへ組み込んでいます。
戦略	DBJは、長期ビジョン「ビジョン2030」(P9)の策定にあたり、気候変動・資源エネルギーをDBJグループのステークホルダーに重要な影響を与える外部環境の変化として特定しており、気候変動による様々なリスクへの適切な対応と成長機会の取り込みを行うことが、事業戦略上の重要な観点の一つであることを認識しています。 新たな事業機会と、気候変動という不確実性に対する事業耐性を評価するため、2019年度には環境省の支援を受けながら、2030年から2050年の中長期を対象としてシナリオ分析に着手、特に機会に着目しながら事業インパクト評価を行いました(分析にかかる3つの特徴については次ページ参照)。今後、「物理的リスク」等も踏まえた総合的な枠組みのなかで、引き続き分析の精緻・高度化、情報開示の拡充に努めていきます。
リスクマネジメント	DBJは、気候変動に起因する様々なリスクを特定、評価、モニタリング及びコントロールを行っています。また、大規模プロジェクト等の環境・社会リスクについて、その評価と配慮状況の確認を今後より丁寧に行っていく必要があると考え、2019年4月にストラクチャードファイナンス部内に「環境社会評価室」を設置し、「赤道原則(Equator Principles)」に基づく環境・社会リスクの特定、評価、管理を行っています。
測定基準とターゲット	DBJは、企業活動に伴う温室効果ガス(GHG)排出量に該当するScope1(直接)・Scope2(間接)に関連する環境配慮活動につき進捗状況を把握すると共に、投融资業務を通じた環境への取り組みや環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進など環境保全に資する各種の取り組みについて、全行及び部署ごとの具体的な目標を設定し、環境保全活動を体系的かつ継続的に展開しています。

### 2019年度の取り組み～独自のアプローチでシナリオ分析に着手

#### 気候変動関連技術の発展・普及度に着目し、移行機会に焦点を当てた分析を実施

金融機関は、気候変動に伴う将来の不確実性を踏まえ、様々な経済社会像を想定し、それらに応じたポートフォリオの変化や対応策を検討する必要があります。そこで、シナリオ分析にあたっての最初のアプローチとして、低炭素・脱炭素社会に向けた技術革新や、政策・規制等による「移行機会」に焦点を当て、2050年までに想定されるDBJの事業への影響を分析・評価しました。具体的には、気候変動に関係の深い技術のなかから、試行的に5つの技術(CCS: 二酸化炭素貯留、EV: 電気自動車、バイオマス、水素、再生可能エネルギー)に注目し、技術発展・普及を踏まえた各分析対象セクターの成長機会・事業耐性をシナリオ別に分析・評価しています。

#### シナリオに「共通社会経済経路(SSP)」を利用

地球温暖化による気温上昇幅が仮に同じであっても、想定する各国の人口、経済成長等の動向によって、気候変動問題の解決に向けて期待される技術の進展や社会受容の程度は変わってくると考えられます。そこで、こうした世界における

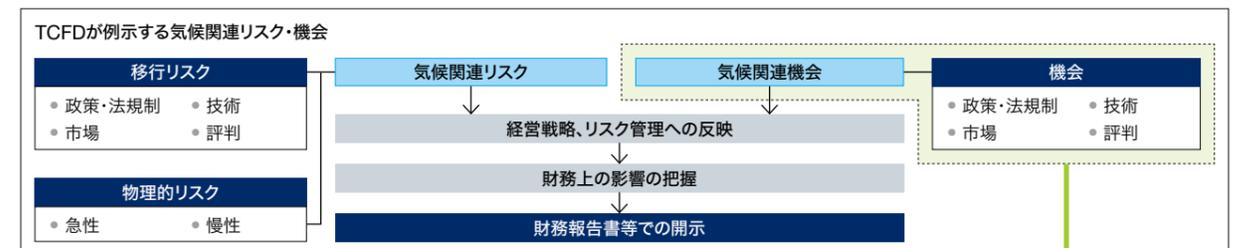
社会経済動向の不確実性を考慮するため、将来の仮定としてのシナリオに社会経済シナリオ「共通社会経済経路(SSP)\*」を利用し、気温上昇幅1.5度・2度・4度環境下における社会経済動向を踏まえた分析を実施しています。

※ Shared Socioeconomic Pathways: 国立環境研究所をはじめとする5つの国際研究機関によるコンソーシアムが策定した人口動態、GDP等に見られる外的環境の変化を踏まえた気候変動にかかる社会経済シナリオ。社会経済の多様な発展の可能性を、温室効果ガス排出量を減らす緩和策と気候変動への適応策の困難度で5種類に区分している。

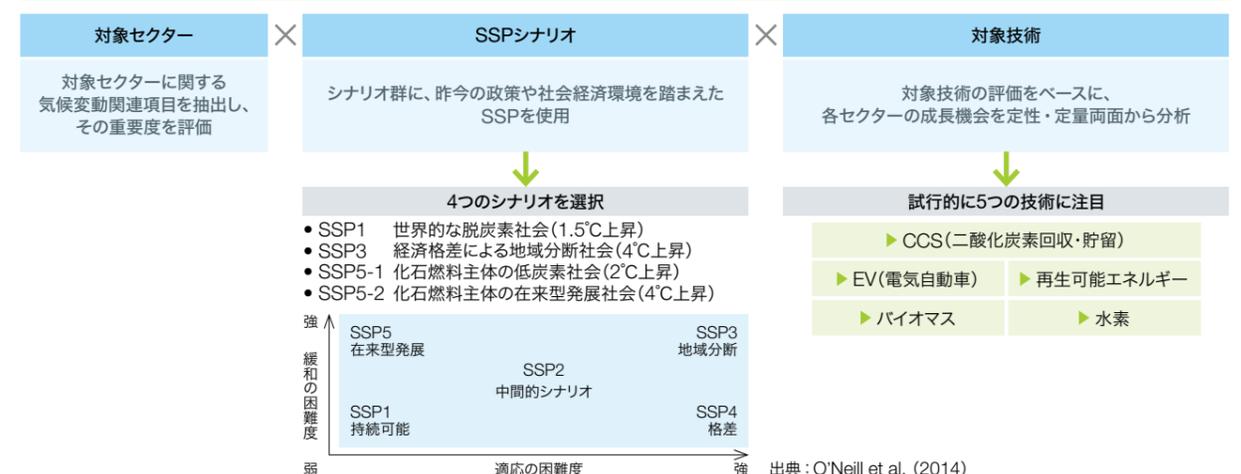
#### 各分析対象セクターについてシナリオごとに成長機会を分析・評価

想定したシナリオごとに、5つの技術の影響度を定性・定量両面から分析し、日本の強みを踏まえながら、各分析対象セクターにおける成長機会・事業耐性を総合的に評価しています。DBJはこの分析を足がかりに今後分析の精緻・高度化を進め、気候変動をはじめとする外部環境や関連リスクの把握に努めると共に、お客様をはじめとするステークホルダーとの対話を深めながら低炭素・脱炭素社会に向けた金融支援を行うことで、機会の側面からも、気候変動への適切なアクションを実行していきます。

#### シナリオ分析の概要



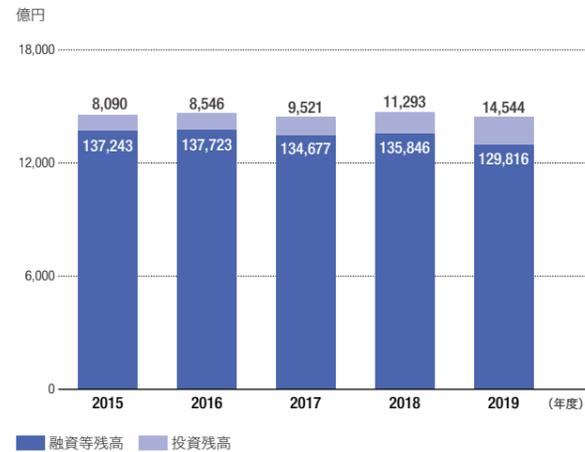
#### 移行機会に焦点を当て、シナリオごとに分析対象セクターの成長機会を分析・評価



# 財務・非財務ハイライト

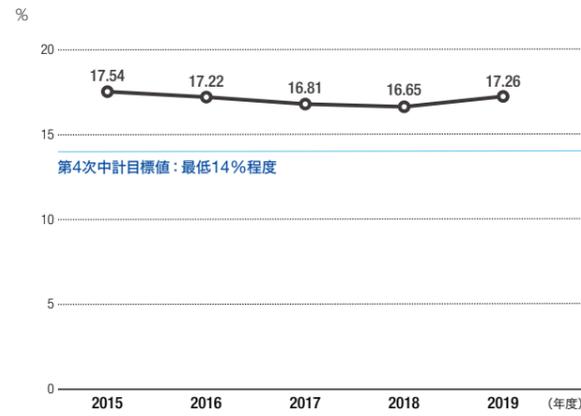
## 財務

### 投融資残高(単体)



投融資残高(単体)は、2019年度末時点で14.4兆円程度となりました。融資等残高について、メザニン案件や評価認証型融資の残高は増加していますが、2020年3月末時点では危機対応融資を含めた一般的な貸出残高が減少した結果、2019年度末時点で13兆円程度となりました。投資残高は、投資業務への注力の結果、この5年間で6,500億円程度増加しており、2019年度末時点で1兆4,500億円まで伸長しました。

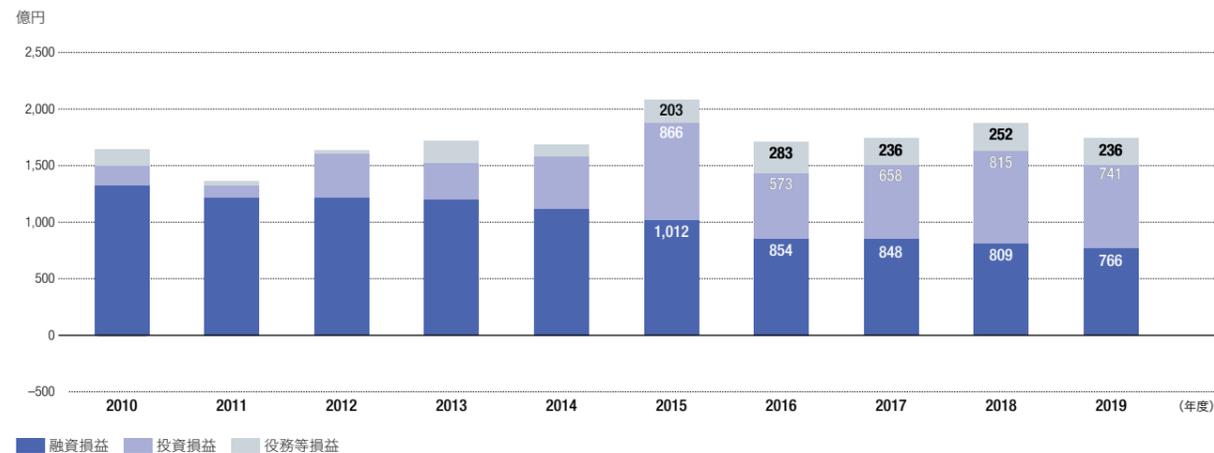
### 自己資本比率※(連結)



※ 普通株式等Tier1比率

自己資本比率(連結)は2019年度末時点で17.26%となりました。今後も投資業務の強化等リスクマネー供給を進めていく過程で、同比率は低下することもあり得ますが、引き続き健全性の確保に努めていきます。

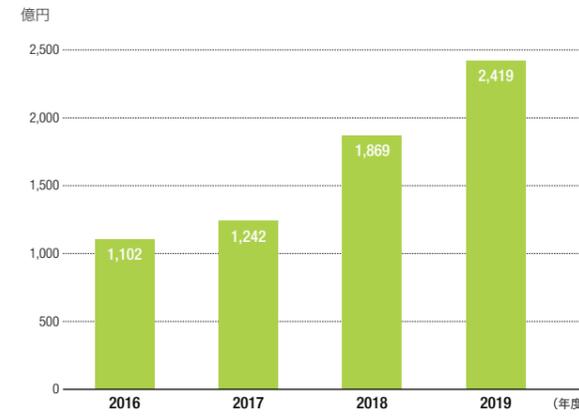
### 実態業務粗利益(連結)



2019年度は、融資業務について、高付加価値融資へ注力していますが、近時の低金利環境の影響を受けた貸出利回りの低下や、融資平均残高の減少により、融資損益は減益でした。投資業務については、減益ではありますが、インフラ等の安定収益に資するポートフォリオ構築や複数案件のExitにより741億円を計上しています。以上の結果、実態業務粗利益は1,744億円となりました。

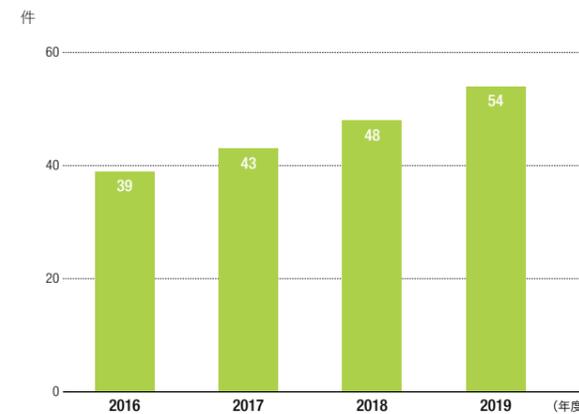
## 非財務

### 再生可能エネルギー投融資残高



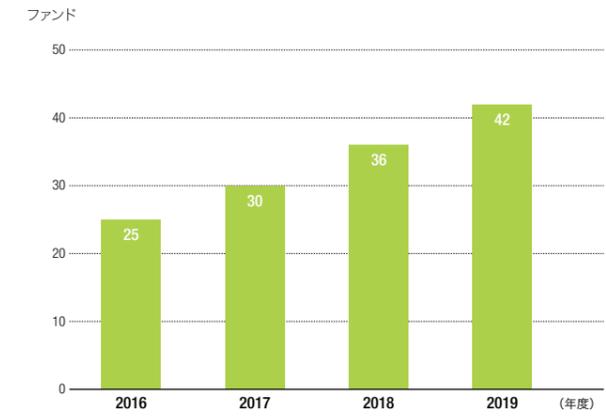
再生可能エネルギー投融資残高は、2019年度末時点で2,419億円となっています。世界的な脱炭素化の流れを受け、再生可能エネルギーの注目度が高まっているなか、DBJとしても、2030年の政府目標である22~24%の再生可能エネルギー電源比率達成に向けて、太陽光、陸上風力・洋上風力、バイオマス、水力等、各エネルギー源の特徴を踏まえつつ、金融面で貢献していきます。

### 人材育成(行内向け研修件数)



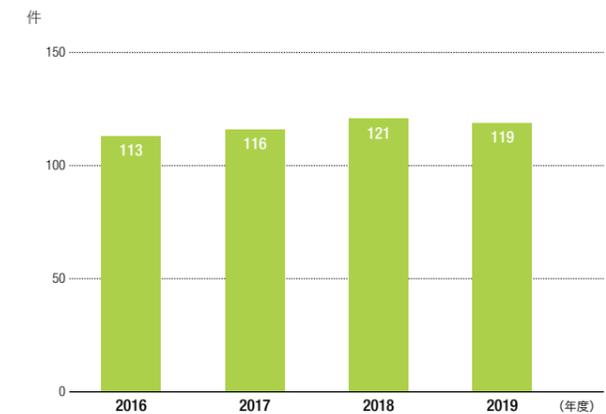
人材育成のため、階層別研修や業務関連研修等、豊富な機会を提供しています。2019年度については、グローバル人材育成に向けた研修の拡充に加えて、育児や介護と仕事の両立に向けたセミナーの開催等、職員の多様な働き方を支える研修を実施しています。今後はオンライン研修等も活用しながら、引き続き人材育成に取り組んでいきます。

### 地域金融機関との連携・協働(地銀ファンド数累計)



2019年度末までに地域金融機関等と協働ファンドを42ファンド組成しました。引き続き、多様化する地域課題に対する取り組みを後押しすべく、各地域に顧客基盤を有する地域金融機関とDBJがそれぞれの強みを活かして連携し、地域企業へのリスクマネー供給を推し進めていきます。

### 評価認証型融資による顧客との対話件数



DBJ評価認証型融資(P45)では、ご活用いただいたお客様からの希望に応じ、評価結果について第三者の視点からフィードバックを対面で行い、今後取り組むべき課題の把握や経営の高度化に向けてサポートしています。例年100件を超えるお客様との対話を通じて、お客様のサステナビリティ経営の更なる成長に貢献していきます。

# 連結財務サマリー

## 参考(長期損益・財政状況の推移)

単位：億円

連結	2008～2010 第1次中計CHALLENGE 2010		2011～2013 第2次中計Endeavor 2013		2014～2016 第3次中計「課題先進国」日本の持続的成長に貢献				2017～2019 第4次中計「変化に挑み、未来を創る3年間」		
	2009年度 (2009年4月1日～ 2010年3月31日)	2010年度 (2010年4月1日～ 2011年3月31日)	2011年度 (2011年4月1日～ 2012年3月31日)	2012年度 (2012年4月1日～ 2013年3月31日)	2013年度 (2013年4月1日～ 2014年3月31日)	2014年度 (2014年4月1日～ 2015年3月31日)	2015年度 (2015年4月1日～ 2016年3月31日)	2016年度 (2016年4月1日～ 2017年3月31日)	2017年度 (2017年4月1日～ 2018年3月31日)	2018年度 (2018年4月1日～ 2019年3月31日)	2019年度 (2019年4月1日～ 2020年3月31日)
	経常収益	3,479	3,451	3,187	3,400	3,616	3,390	3,586	2,854	2,917	3,012
経常利益	519	950	992	1,156	1,657	1,530	1,851	1,225	1,271	1,281	789
うち株式・ファンド関係損益	△ 267	△ 29	△ 13	300	303	321	708	411	397	405	72
特別損益	△ 8	93	109	6	2	6	15	△ 0	22	△ 13	40
税金等調整前当期純利益	511	1,043	1,102	1,162	1,660	1,536	1,867	1,224	1,294	1,267	830
法人税等合計	△ 108	△ 13	△ 319	△ 445	△ 408	△ 589	△ 576	△ 346	△ 350	△ 335	△ 315
親会社株主に帰属する当期純利益	398	1,015	773	713	1,243	927	1,289	876	919	919	504
配当金総額	100	500	373	352	308	225	292	197	221	210	99
総資産	155,957	148,452	155,798	162,487	163,107	163,606	159,071	165,704	169,522	170,795	176,936
貸出金	135,146	130,314	136,454	139,182	138,384	132,613	129,525	130,395	127,252	129,239	124,159
有価証券	12,894	11,655	11,766	13,570	16,375	18,879	18,030	17,503	18,664	19,610	23,742
負債	132,682	124,352	131,188	137,101	136,829	136,133	130,229	135,842	138,421	137,832	142,596
借入金	90,824	85,764	91,705	94,483	91,826	85,982	78,921	84,723	85,741	79,878	80,709
債券及び社債	37,463	36,293	36,718	39,245	42,374	45,693	47,279	47,118	49,329	52,969	56,968
純資産	23,275	24,099	24,610	25,385	26,277	27,472	28,842	29,862	31,101	32,963	34,340
資本金	11,811	11,811	11,877	12,069	12,069	12,069	10,004	10,004	10,004	10,004	10,004
自己資本比率(バーゼルIIベース・国際統一基準)	19.13%	20.50%	18.56%	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(バーゼルIIIベース・国際統一基準)	—	—	—	15.52%	15.83%	16.80%	17.87%	17.47%	16.94%	16.74%	17.37%
銀行法基準リスク管理債権比率	5.07%	1.28%	1.47%	1.23%	0.99%	0.77%	0.64%	0.54%	0.47%	0.40%	0.46%
総資産利益率(ROA)	0.27%	0.67%	0.51%	0.45%	0.76%	0.57%	0.80%	0.54%	0.55%	0.54%	0.29%
自己資本利益率(ROE)	1.82%	4.31%	3.18%	2.86%	4.83%	3.47%	4.60%	2.99%	3.03%	2.88%	1.51%
従業員数	1,181人	1,203人	1,270人	1,315人	1,391人	1,407人	1,435人	1,546人	1,631人	1,650人	1,703人
<b>運用・調達フロー(単体)</b>											
投融資額(フロー)	37,931	21,166	29,270	26,524	29,433	25,442	30,277	40,126	31,534	37,908	39,518
融資等	36,820	20,344	28,490	25,245	28,051	22,627	28,613	38,058	29,736	34,904	34,015
投資	1,111	822	780	1,278	1,382	2,814	1,663	2,067	1,797	3,004	5,503
資金調達額(フロー)	37,931	21,166	29,270	26,524	29,433	25,442	30,277	40,126	31,534	37,908	39,518
うち回収等	8,409	12,128	6,917	5,022	13,075	11,299	16,397	15,261	10,050	20,514	15,461

## 沿革

## 日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年	月	事項
1951年	4月	日本開発銀行(以下「開銀」)設立
1952年		開銀：大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
1956年	6月	北海道開発公庫設立
1957年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
1960年		開銀：高松支店(現四国支店)を開設
1961年		開銀：広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
1962年	4月	開銀：ニューヨーク駐在員事務所を開設
1963年		開銀：鹿児島(1999年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
1964年	7月	開銀：ロンドン駐在員事務所を開設
1972年	1月	北東公庫：新潟事務所(1989年7月より新潟支店)を開設
1985年	6月	日本開発銀行法を改正 1)出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等にかかる事業で政令で定めるもの) 2)研究開発資金融資機能を追加
1987年	9月	開銀及び北東公庫：NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
1989年		開銀：大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫：函館、青森の各事務所を開設
1995年	2月	開銀：震災復旧融資開始
1997年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀及び北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
1998年	12月	開銀及び北東公庫：金融環境対応融資開始(2000年度末までの時限的措置)
1999年	6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
	10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
2002年	5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
2005年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
2006年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
2007年	6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

## 株式会社日本政策投資銀行

年	月	事項
2008年	10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円) 指定金融機関として危機対応業務を開始
	12月	DBJ Singapore Limited開業
2009年	6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立
	9月	資本金を1兆1,032億32百万円に増資
	11月	DBJ Europe Limited開業
2010年	3月	資本金を1兆1,811億94百万円に増資
2011年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部改正等(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)成立によるもの)
	12月	資本金を1兆1,873億64百万円に増資
2012年	3月	資本金を1兆1,877億88百万円に増資
	6月	資本金を1兆1,983億16百万円に増資
	12月	資本金を1兆2,069億53百万円に増資
2014年	6月	政投銀投資諮詢(北京)有限公司(旧 政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司)を完全子会社化
2015年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号)成立 特定投資業務を開始 取締役会の諮問機関としてアドバイザー・ボードを位置づけ 特定投資業務モニタリング・ボードを設置
	8月	資本金の額を2,065億2,900万円減少し、その減少額全額を危機対応準備金として計上
2018年	10月	DBJ Americas Inc. 開業
2020年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(令和2年法律第29号)成立

## 大株主の状況

2020年3月末時点

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	—	43,632	100.00

## 株式会社化以降のDBJ法の変遷概要

DBJは、2008年10月1日に特殊法人から株式会社となりました。政府保有株式を全部処分した後の完全民営化に備え、DBJは、従前から取り組んできた長期の融資業務に加え、エクイティ、メザニンなどのリスクマネーの供給や、M&Aのアドバイザー業務など、投融資一体の金融サービス提供を通じた企業価値の向上に努めてきました。

他方、株式会社化直後より、リーマン・ショックや東日本大震災が発生し、DBJは、政府より、大規模な危機対応業務の着実な実行が求められました。これらの危機に対応するため、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号)が2度改正等され、政府による増資が受けられるようになると共に、2014年度末を目前に、政府による株式保有を含めたDBJの組織のあり方を見直すこととされました。

そして、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」での議論等を踏まえ、2015年5月20日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(平成27年法律第23号)では、完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対応するための資金の供給確保に万全を期すために、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務づけられました。また、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、国から一部出資(産投出資)を受け、「競争力強化ファンド」を強化・発展する形で、

新たな投資の仕組みである「特定投資業務」が創設されました。さらに、危機対応及び成長資金の供給に対しDBJの投融資機能を活用することを踏まえ、政府によるDBJの一定以上の株式保有の義務づけなど所要の措置が講じられることとなりました。こうした組織のあり方の見直しは、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」等で議論された結果を踏まえたものですが、危機対応業務の的確な対応はもとより、日本の金融資本市場において不足していると指摘された成長資金(エクイティやメザニン)供給への取り組みが重要等、株式会社化後のDBJの取り組みが評価され、見直し内容に反映されたものと考えています。

なお、2019年に開催された政府における「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」での議論等を踏まえ、2020年5月22日施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(令和2年法律第29号)では、特定投資業務について、以下の通り所要の措置を講ずることとされています。

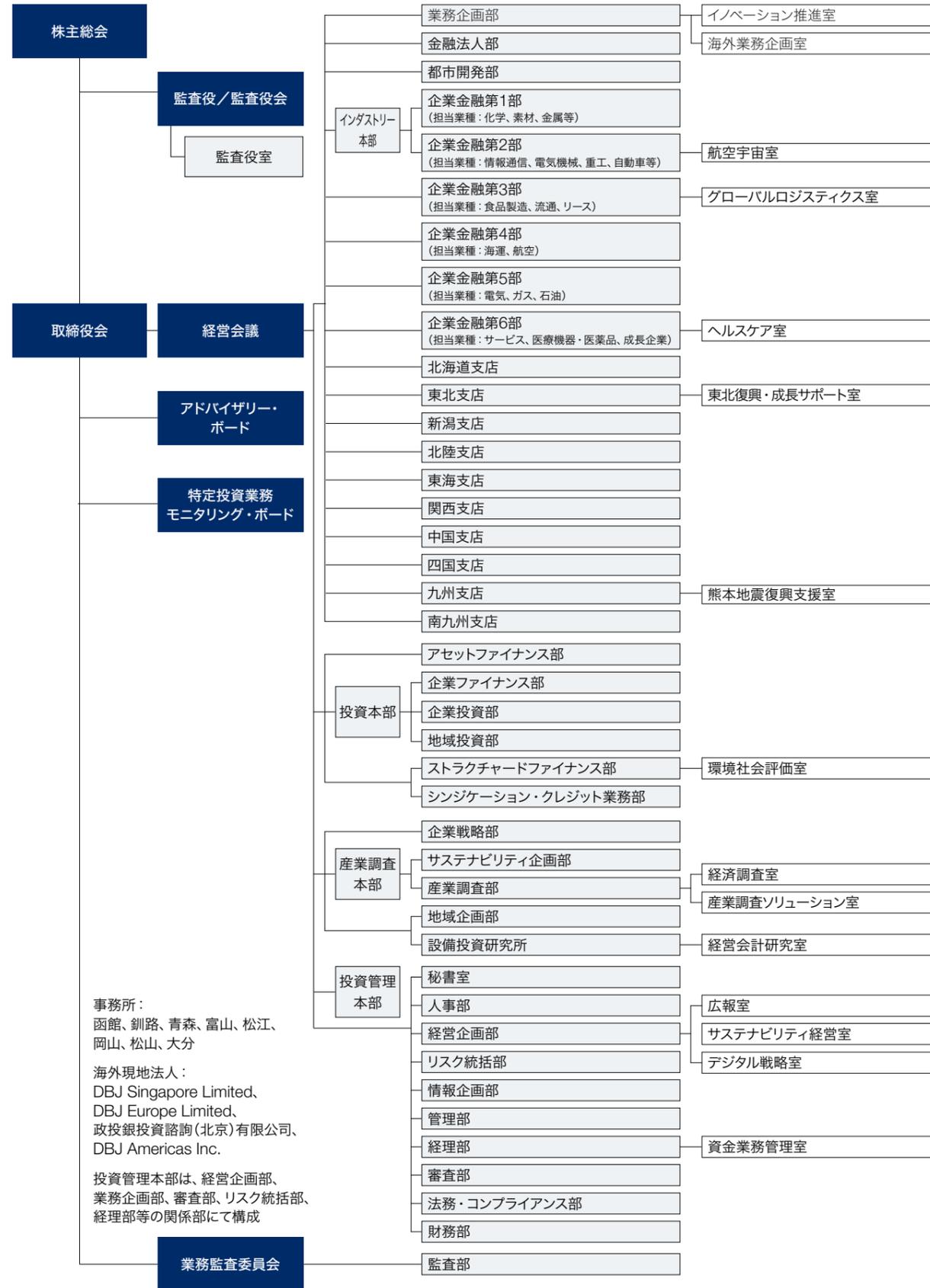
- (1)投資決定期限及び政府による出資期限を2021年3月31日から2026年3月31日まで延長。
- (2)業務完了期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

(注) DBJ法全文はデータ編を参照

## 2015年(平成27年)DBJ法改正のポイント

<b>1</b>	<b>完全民営化の方向性は引き続き維持</b>	
改正前	2015年4月1日から概ね5年後から7年後を目途として、全株式を処分し、完全民営化	改正後
		<ul style="list-style-type: none"> <li>目的規定(第1条)をはじめ本則は変更なし</li> <li>株式処分については、(会社の目的の達成に与える影響等を踏まえて)できる限り早期に</li> </ul>
<b>2</b>	<b>危機対応業務の的確な実施を図るための措置を講ずる</b>	
改正前	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関として危機対応業務を実施</li> <li>2015年3月末まで危機対応のための政府出資が可能</li> </ul>	改正後
		<ul style="list-style-type: none"> <li>当分の間、危機対応業務を行う責務を有する(併せて定款への記載義務)</li> <li>財務基盤確保のための政府出資規定の延長、当分の間、政府による1/3超の株式保有義務 等</li> </ul>
<b>3</b>	<b>成長資金を集中的に供給する新たな投資(「特定投資」)の仕組みを時限的に創設</b>	
改正前	競争力強化ファンド等を通じたリスクマネーの供給	改正後
		<ul style="list-style-type: none"> <li>競争力強化ファンドを強化(一部、産投出資による財源措置を実施)する形で、2025年度までの時限措置として「特定投資業務」を実施(併せて定款への記載義務、民業の補完・奨励等)</li> <li>「特定投資業務」が完了するまでの間、政府による1/2以上の株式保有義務</li> </ul>
<b>4</b>	<b>政府関与の継続等を受けた民間金融機関等への配慮規定など</b>	
改正前	第3次中期経営計画でも掲げている通り、一般金融機関との協働を業務の中心に据えつつ、緊密なコミュニケーションを実施	改正後
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務全体に対する「適正な競争関係」への配慮義務</li> <li>政府における危機対応・特定投資業務の随時見直しと、その際の民間金融機関の代表者等からの意見聴取義務</li> </ul>

# 組織体制 (2020年8月現在)



## データ編

P 72 株式会社日本政策投資銀行法

P 89 財務の状況

# 株式会社日本政策投資銀行法

(平成19年法律第85号)

制定：平成19年6月13日法律第85号

施行：令和2年5月22日

改正：令和2年5月22日法律第29号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

## 第二章 業務等

### (業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 資金の貸付けを行うこと。
- 資金の出資を行うこと。
- 債務の保証を行うこと。
- 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。))を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 有価証券の貸付けを行うこと。
- 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するもの)に限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。)その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

### 第一章 総則(第一条・第二条)

### 第二章 業務等(第三条―第二十五条)

### 第三章 雑則(第二十六条―第二十九条)

### 第四章 罰則(第三十条―第三十五条)

### 附則

### (商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本政策投資銀行という文字を使用してはならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。

十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。))の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。

十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。

十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。

十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)

十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。

十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。

二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 第一項第五号及び第六号並びに第五項の「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 第一項第五号及び第九号並びに次項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第三百十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

三 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債

四 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ 利息の支払期限を、口の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

5 第一項第七号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第九号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第一項第八号の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」、「特定短期社債」又は「優先出資証券」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項又は第七項から第九項までに規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債、特定短期社債又は優先出資証券をいう。

7 会社が第一項第十号に掲げる業務を営む場合には、銀行法第五十二条の三十六第一項の規定その他同号に規定する政令で定める金融業を行う者に関し適用される同項の規定に相当する規定であって政令で定めるものは、適用しない。

### (金融商品取引法の規定の読替え適用等)

第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。)	「協同組織金融機関」という。)、株式会社日本政策投資銀行
第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十条の十四第一項、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
第三十三条の八第一項	金融機関である場合	金融機関である場合又は株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第三条第一項第十六号に掲げる業務を行う場合

2 会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。)、監査役若しくは執行役又は使用人は、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。以下この項において同じ。)の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合(金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。)又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならぬ。

### (日本政策投資銀行債の発行)

第五条 会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二条の規定は、会社が日本政策投資銀行債を発行する場合には、適用しない。

3 会社は、外国を発行地とする日本政策投資銀行債に限り、その社債券(その利札を含む。以下この項並びに第十三条第三項及び第四項第一号において同じ。)を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、日本政策投資銀行債の社債券を発行することができる。

### (日本政策投資銀行債の発行方法)

第六条 日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券の応募者との間で、当該社債券に係る保護預り契約であって財務省令・内閣府令で定める事項を内容とするものを締結してはならない。

3 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

## 株式会社日本政策投資銀行法

- 4 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 会社の商号
  - 二 当該社債券に係る社債の金額
  - 三 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の利率
  - 四 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の償還の方法及び期限
  - 五 当該社債券の番号
- 5 会社は、売出しの方法により日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 売出期間
  - 二 日本政策投資銀行債の総額
  - 三 数回に分けて日本政策投資銀行債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期
  - 四 日本政策投資銀行債発行の価額又はその最低価額
  - 五 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨
  - 六 前項第一号から第四号までに掲げる事項
- 6 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合には、割引の方法によることができる。

### (日本政策投資銀行債の消滅時効)

第七条 会社が発行する日本政策投資銀行債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

### (通貨及証券模造取締法の準用)

第八条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、会社が発行する日本政策投資銀行債の社債券の模造について準用する。

### (預金の受入れ等を開始する場合の特例)

- 第九条 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、財務大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定による協議があった場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 会社が第一項の承認を受けた場合における会社が営む業務については、銀行法第四条第一項及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第四条第一項の規定は、適用しない。

### (銀行法の準用)

- 第十条 銀行法第十二条の二(第三項を除く。)、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十四条、第十四条の二、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第五十七条の四(第一号に係る部分に限る。)の規定は、前条第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定(同法第十三条の四後段及び第二十条第七項を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三条の四中「第三十八号第一号、第二号、第七号」とあるのは「第三十八号第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 前項において読み替えて準用する銀行法第十三条の四において読み替えて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。
- 3 政府は、第一項において読み替えて準用する銀行法の規定に基づき命令を定めるに当たっては、前条第一項の承認をする時点における会社の資金の貸付けその他の業務の利用者の利益が不当に侵害されないよう、配慮しなければならない。

### (事業年度)

第十一条 会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

### (株式)

- 第十二条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 会社は、新株予約権の行使により株式を交付した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

### (社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

- 第十三条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 会社は、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行したとき、又は借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。
- 3 会社は、外国を発行地とする社債に限り、その社債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、社債券を発行することができる。

- 4 第一項後段及び第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて、社債の社債券又は日本政策投資銀行債の社債券(次号及び第二十五条第二項において「社債券等」という。)を発行した場合
  - 二 第五条第三項又は前項の規定により社債券等を発行した場合

### (受信限度額及び与信限度額)

- 第十四条 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金(資本準備金及び利益準備金をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額の十四倍に相当する額を超えることとなってはならない。ただし、社債及び日本政策投資銀行債については、発行済みの旧銀行債券(附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号。以下「旧政投銀法」という。)第四十三条第一項又は第四項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する銀行債券をいう。以下同じ。)、社債又は日本政策投資銀行債の借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、当該額を超えて発行することができる。
- 一 預金の現在額
  - 二 借入金の現在額
  - 三 旧政投銀法第四十二条第五項の規定に基づき受け入れた寄託金の現在額
  - 四 旧銀行債券の元本に係る債務の現在額
  - 五 発行した社債及び日本政策投資銀行債の元本に係る債務の現在額
  - 六 いずれの名義をもってするかを問わず、前各号に掲げるものと同様の経済的性質を有するものの現在額
- 2 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金の額並びに前項本文の規定による限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- 一 資金の貸付け及び譲り受けた債権(第三号に規定する有価証券に係るものを除く。)の現在額
  - 二 保証した債務の現在額
  - 三 取得した有価証券(第三条第三項に規定する有価証券をいい、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。))並びに次号の資金の出資に係るものを除く。)の現在額
  - 四 資金の出資の現在額

### (代表取締役等の選定等の決議)

第十五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

### (取締役の兼職の認可)

第十六条 会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

- 2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

### (事業計画)

第十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### (償還計画)

第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### (認可対象子会社)

- 第十九条 会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 銀行
  - 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
  - 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
  - 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
  - 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
  - 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
  - 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

### (定款の変更等)

- 第二十条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 財務大臣は、前項の認可(合併、会社分割及び解散の決議に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

### (貸借対照表等の提出)

第二十一条 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。

## 株式会社日本政策投資銀行法

### (財政融資資金の運用に関する特例)

第二十二条 財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

2 財政融資資金を社債等又は旧銀行債券に運用する場合においては、社債等及び旧銀行債券の発行残高の十分の五又は会社の一回に発行する社債等の十分の六を超える割合の社債等又は旧銀行債券の引受け、応募又は買入れ(旧銀行債券にあっては、買入れに限る。以下この項において「引受け等」という。)を行ってはならない。この場合において、財政融資資金により引受け等を行う社債等又は旧銀行債券は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、

## 第三章 雑則

### (監督上の措置)

第二十六条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、会社の業務若しくは財産又は会社及びその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社であって、認可対象子会社に該当するものに限る。次条第二項及び第五項並びに第三十三条第二項において同じ。)の財産の状況に照らして会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは会社の財産の供託を命ずることその他業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

### (報告及び検査)

第二十七条 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対して報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときその他この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社の子会社若しくは会社からその業務の委託を受けた者(以下この項、第五項及び第三十三条第二項において「受託者」という。)に対して会社の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせ、又はその職員に、会社の子会社若しくは受託者の施設に立ち入り、会社の業務の状況

当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

第二十四条 第二十二条の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前条第一項の規定により社債等に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、会社を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

### (債務保証)

第二十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券等を失った者に交付するために会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて発行する社債券等又は第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定により発行する社債券等に係る債務について、保証契約をすることができる。

に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 会社の子会社又は受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

### (権限の委任)

第二十八条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 会社が第九条第一項の承認を受けた場合には、前各項の規定は、適用しない。

### (主務大臣)

第二十九条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

- 一 第十条において読み替えて準用する銀行法の規定に関する事項
  - 二 第二十六条第二項の規定による命令(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項
  - 三 第二十七条第一項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項
  - 四 第二十七条第二項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項
- 2 前項ただし書の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事項に係る権限は、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。
  - 3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。
    - 一 財務大臣 内閣総理大臣
    - 二 内閣総理大臣 財務大臣
  - 4 第一項ただし書の場合において、第三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、第十三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣(日本政策投資銀行債の発行に係る

## 第四章 罰則

第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十二条 第三十条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第三十三条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の子会社又は受託者の取締

ものについては、財務大臣及び内閣総理大臣)」と、第二十条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣」と、第二十一条中「財務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」とあるのは「財務省令(第九条第一項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。))にあっては、財務省令・内閣府令)で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣(同項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣)」と読み替えるものとする。

5 財務大臣は、第一項ただし書の場合において、第三条第一項第七号又は第八号の財務省令を改正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

6 内閣総理大臣は、この法律による権限(前条第一項から第三項までの規定によるものその他政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。

二 第四条第二項の規定に違反して、兼職の届出を行わなかったとき。

三 第九条第一項の規定に違反して、預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始したとき。

四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

五 第十二条第二項の規定に違反して、株式を交付した旨の届出を行わなかったとき。

六 第十三条第一項の規定に違反して、基本方針の認可を受けなかったとき。

七 第十三条第二項の規定に違反して、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行した旨又は借入金の借入れをした旨の届出を行わなかったとき。

八 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、限度額又は合計額を超えることとなったとき。

九 第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかったとき。

## 株式会社日本政策投資銀行法

- 十 第十七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。
- 十一 第十八条の規定に違反して、償還計画の認可を受けなかったとき。
- 十二 第十九条の規定に違反して、認可対象子会社を子会社としたとき。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第三条第一項第五号及び第十一号から第十七号まで、第三項、第四項第二号並びに第五項、第四条、第十条、第十四条第二項第三号、第十九条第三号並びに附則第二十一条の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 第十九条第四号の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

### (政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

### (政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

### (国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

十三 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十四 第二十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十五条 第二条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

### (国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

### (国債の返還等)

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

### (登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

### (会社が危機対応業務を行う責務)

第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。

### (危機対応業務に係る株式の政府保有)

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十三において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

### (危機対応業務に係る政府の出資)

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

### (危機対応業務の実施)

第二条の十 会社は、本店その他の財務大臣が指定する営業所(次項及び附則第二条の三十一第一項第一号において「指定営業所」という。)において危機対応業務を行うものとする。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、天災その他のやむを得ない理由により指定営業所において臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止する場合を除き、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止してはならない。

### (危機対応業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

### (特定投資業務)

第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二条の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。

2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機

関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から令和八年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するもの並びにこれに附帯する業務(同年四月一日以後に行うものを含む。)をいう。

- 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。
  - 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることを主とする経営の革新を行うことにより、その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動
  - 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動
- 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。
  - 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、財務省令で定めるものをいう。)による資金の貸付けを行うこと。
  - 資金の出資を行うこと。
  - 劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、財務省令で定めるものをいう。)の取得を行うこと。
  - 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ財務大臣の承認を受けた手法を用いて資金供給を行うこと。

### (特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

### (特定投資業務に係る政府の出資等)

第二条の十四 政府は、令和八年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

### (特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補完又は奨励)

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とするものとする。

### (特定投資指針)

第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たって従うべき指針(次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

- 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準

## 株式会社日本政策投資銀行法

- 二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項
- 三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項
- 四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
- 五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項
- 六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

### (特定投資業務規程)

第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程(次項において「特定投資業務規程」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

### (特定投資業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。

- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。
- 3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

### (特定投資業務等に係る収支の状況)

第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 一 特定投資業務
- 二 前号に掲げる業務以外の業務

### (特定投資業務の完了)

第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、令和十三年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。

- 2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

- 3 財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

### (適正な競争関係の確保)

第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。
- 3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

### (危機対応準備金)

第二条の二十二 会社は、危機対応準備金を設け、附則第二条の九の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 会社は、附則第二条の九の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

### (特定投資準備金及び特定投資剰余金)

第二条の二十三 会社は、特定投資準備金を設け、附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額、第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少した金額及び第四項の規定により剰余金の額を減少した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 会社は、附則第二条の十四第一項の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

- 3 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、資本金又は準備金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合における会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定の適用については、同法第四百四十七条第一項第二号中「準備金とするとき」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金(以下この号、次条第一項第二号及び第四百四十九条第一項において「特定投資準備金」という。)とするとき」と、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は特定投資準備金とする額」と、同法第四百四十八条第一項第二号中「資本金」とあるのは「資本金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十九条第一項中「資本金とする」とあるのは「資本金又は特定投資準備金とする」とする。

- 4 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、剰余金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
- 二 特定投資準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 5 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 6 第四項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。
- 7 会社は、特定投資剰余金を設け、財務省令で定めるところにより、毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額を計上するものとする。

### (受信限度額及び与信限度額の特則)

第二条の二十四 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、当該計上されている額の合計額を資本金及び準備金の額に算入するものとする。

### (剰余金の額等)

第二条の二十五 会社は、剰余金の額の計算上、最終事業年度(会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。次項において同じ。)の末日における危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

- 2 会社は、剰余金の額の計算上、第一号から第三号までに掲げる額の合計額を会社法第四百四十六条第一号から第四号までに掲げる額の合計額に、第四号から第六号までに掲げる額の合計額を同条第五号から第七号までに掲げる額の合計額に、それぞれ算入するものとする。
  - 一 最終事業年度の末日後に危機対応準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の危機対応準備金の額を除く。)
  - 二 最終事業年度の末日後に特定投資準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)
  - 三 最終事業年度の末日後に特定投資剰余金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資剰余金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)
  - 四 最終事業年度の末日後に資本金又は準備金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額
  - 五 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額
  - 六 前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額
- 3 会社は、会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額(附則第二条の二十七第六項において「分配可能額」という。)の計算に当たっては、同法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類につき同条第四項の承認(同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項の承認)を受けた場合における同条第一項第二号

の期間の特定投資業務に係る利益の額として各勘定科目に計上した額その他の財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を同法第四百六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から減ずるものとする。

### (欠損の填補を行う場合の危機対応準備金等の額の減少)

第二条の二十六 会社は、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額(特定投資剰余金の額にあっては、当該額が零を超えている場合に限る。)を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
- 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

- 2 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額は、それぞれ同項第二号の日における危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を超えてはならない。
- 4 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額の合計額は、同項の株主総会の日における欠損の額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
- 5 特定投資剰余金の額が零以下である場合には、第一項第一号の特定投資準備金の額は、特定投資準備金の額を減少することができる額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
- 6 会社は、第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少した後において会社の剰余金の額が零を超えることとなったときは、その超える部分の額に相当する金額により、この項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の増加額の累計額がそれぞれ当該減少した額の累計額に達するまで、財務省令で定めるところにより、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を増加しなければならない。

### (国庫納付金)

第二条の二十七 会社は、危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、会社は、当該国庫に納付する金額に相当する額により危機対応準備金を減少するものとする。

- 2 会社は、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認める場合には、特定投資準備金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定

## 株式会社日本政策投資銀行法

めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

- 3 会社は、特定投資剰余金の額が零を超えている場合において、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認めるときは、特定投資剰余金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。
- 4 前三項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
  - 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日
- 5 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 6 第一項から第三項までの規定により納付する金額の合計額は、第四項第二号の日における分配可能額を超えてはならない。

第二条の二十八 会社は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における危機対応準備金の額(附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、その不足額を加えた額)並びに同日における特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額(同条第一項の規定により特定投資準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合又は同条第一項の規定により特定投資剰余金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資剰余金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、それぞれの不足額を加えた額)のうち国庫に帰属すべき額に相当する額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額の合計額(当該残余財産の額が当該危機対応準備金の額及び当該算定した額の合計額を下回っているときは、当該残余財産の額)に相当する金額を国庫に納付するものとする。

- 2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立って行われるものとする。
- 3 前条第一項から第三項まで及び第一項の規定による納付金に關し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

### (法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の特例)

第二条の二十九 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定による出資又は附則第二条の十四第一項の規定による出資に対する利益又は剰余金の配当又は分配については前二条に定めるところによるものとする。

### (会社法の準用)

第二条の三十 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。第八百二十八条第一項第五号において同じ。))の額、特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。同号において同じ。))の額又は特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。同号において同じ。))と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同法附則第二条の二十六第一項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。))とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。))と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。))とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「危機対応準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該危機対応準備金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と読み替えるものとする。

3 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合について準用する。この場合

において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。))とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。))と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。))とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「特定投資準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該特定投資準備金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と読み替えるものとする。

- 4 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。))とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。))と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。))とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「特定投資剰余金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該特定投資剰余金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と読み替えるものとする。

### (罰則)

第二条の三十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 附則第二条の十第二項の規定に違反して、指定営業所におい

て危機対応業務を休止し、又は廃止したとき。

- 二 附則第二条の十四第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充てたとき。
- 三 附則第二条の十七第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 附則第二条の十九の規定に違反して、同条各号に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を提出せず、若しくは公表せず、又は虚偽の記載をしたものを提出し、若しくは公表したとき。
- 五 附則第二条の二十第二項の規定に違反して、特定投資業務を完了した旨の届出を行わなかったとき。

2 附則第二条の二十四の規定の適用がある場合における第三十四条第八号の規定の適用については、同号中「限度額」とあるのは、「附則第二条の二十四の規定により危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を資本金及び準備金の額に算入して計算した限度額」とする。

3 附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項又は第二条の二十一第二項の規定の適用がある場合における第三十四条第十号の規定の適用については、同号中「第十七条」とあるのは、「第十七条又は附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項若しくは第二条の二十一第二項」とする。

4 附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項又は第二条の二十一第三項の規定の適用がある場合における第三十四条第十三号の規定の適用については、同号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条又は附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項若しくは第二条の二十一第三項」とする。

### (この法律の廃止その他の措置)

第三条 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

### (準備期間中の業務等の特例)

第四条 会社がその成立の時において業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

2 政投銀は、この法律の施行の日の属する事業年度にあっては同日以後遅滞なく、平成二十年四月一日に始まる事業年度にあっては同日の前日までに、前項の規定による長期借入金の借入れについて、借入れの金額及び長期借入金の表示通貨その他の長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 政投銀は、第一項の規定による長期借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

4 第一項の規定による長期借入金については、政投銀法第四十二

## 株式会社日本政策投資銀行法

条第一項の借入金とみなして、政投銀法第四十四条の規定を適用する。

- 5 政投銀が、準備期間中に政投銀法第四十二条第二項の規定による短期借入金の借入れをした場合には、同条第三項の規定については、同項中「当該事業年度内」とあるのは、「一年以内」とする。
- 6 政投銀が第一項の規定による長期借入金の借入れをする場合には、政投銀法第十三条第二項第一号中「この法律、この法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)若しくはこれらの法律に基づく命令」と、政投銀法第四十八条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法並びにこれらの法律に基づく政令」と、政投銀法第四十九条、第五十条第一項及び第五十二条中「この法律」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法」と、政投銀法第五十四条第一号及び第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法」とする。
- 7 第一項から第四項まで及び前項に規定する「長期借入金」とは、銀行その他の金融機関からの借入金であって、第五項の規定により読み替えて適用する政投銀法第四十二条第三項に規定する短期借入金以外の借入金をいう。
- 8 政投銀法第二十二条第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

### (設立委員)

第五条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

### (定款)

第六条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

### (会社の設立に際して発行する株式)

- 第七条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。
- 一 株式の数(会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)
  - 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)
  - 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 2 会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第九条の規定により政投銀が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

### (株式の引受け)

- 第八条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政投銀が引き受けるものとし、設立委員は、これを政投銀に割り当てるものとする。
- 2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

### (出資)

第九条 政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

### (創立総会)

第十条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第八条第一項の規定による株式の割当後」とする。

### (会社の成立)

第十一条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る給付は、附則第二十六条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

### (設立の登記)

第十二条 会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

### (政府への無償譲渡)

第十三条 政投銀が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

### (会社法の適用除外)

第十四条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

### (政投銀の解散等)

- 第十五条 政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。
- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。
  - 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
  - 4 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、政投銀の解散の日の前日に終わるものとする。
  - 5 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、旧政投銀法第三十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び

- 第四十条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、旧政投銀法第三十八条第一項中「を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、」とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度ごとに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に」とあるのは「平成二十年十二月三十一日までに」と、旧政投銀法第三十九条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十一月三十日」と、旧政投銀法第四十条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。
- 6 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧政投銀法第四十一条の利益金の処分及び国庫への納付については、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
  - 7 第一項の規定により政投銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

### (承継される財産の価額)

- 第十六条 会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。
- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。
  - 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

### (権利及び義務の承継に伴う経過措置)

- 第十七条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧銀行債券及び利札については、旧政投銀法第四十三条第五項及び第六項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 2 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧北東債券(旧政投銀法附則第十七条第二号の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号。以下この項において「旧北東公庫法」という。))第二十七条第一項の規定に基づき発行された北海道東北開発債券をいう。)及び利札については、旧北東公庫法第二十七条第三項及び第四項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
  - 3 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について旧政投銀法第四十五条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
  - 4 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧政投銀法附則第十七条第一号の規定による廃止前の日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号。以下この項において「旧開銀法」という。))

第三十七条の二第一項又は第二項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する外貨債券等に係る債務について旧開銀法第三十七条の三第一項又は第二項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該外貨債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

- 5 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る旧銀行債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

### (主務大臣)

- 第十八条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
  - 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

### (事業年度に関する経過措置)

第十九条 会社の最初の事業年度は、第十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

### (基本方針等に関する経過措置)

- 第二十条 会社の最初の事業年度の基本方針、事業計画及び償還計画については、第十三条第一項、第十七条及び第十八条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。
- 2 会社の最初の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、第二十一条中「事業年度ごとに」とあるのは「会社の成立の日の属する事業年度に」と、「当該事業年度の間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。
  - 3 会社が第九条第一項の承認を受けた場合における前項の規定の適用については、同項において読み替えて適用する第二十一条中「財務省令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」とする。

### (登録金融機関業務等に関する特例)

第二十一条 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して三月間(当該期間内に金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務(同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金

## 株式会社日本政策投資銀行法

融機関業務をいい、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の八第一項の規定に基づき行われる第三条第一項第十六号に掲げる業務を含む。以下この条において同じ。)の廃止を命ぜられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間)は、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の二の規定にかかわらず、登録金融機関業務を行うことができる。会社が当該期間中に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 前項の規定により会社が登録金融機関業務を行う場合においては、会社を登録金融機関(金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)とみなして、同法(第三十三条の六、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第五十条の二第二項、第五十二条の二第一項第二号及び第三項、第五十四条並びに第六十四条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項(第二号を除く。)中「第三十三条の二の登録を取り消し」とあるのは「登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十四条の二第一号中「第五十二条第一項又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十六条第一項中「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた」と、同法第九十四条の三第三号中「第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあり、及び同法第九十四条の四第一項第五号中「第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定による登録金融機関業務の廃止の命令」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社が前項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた場合における同法第三十三条の五第一項第一号の規定の適用については、会社を同法第五十二条の二第一項の規定により同法第三十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

4 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して一年間は、金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

### (登録免許税に係る課税の特例)

第二十二條 附則第十二條の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 政投銀が附則第四十八条の規定の施行前に締結した契約に基づき、会社が旧政投銀法第二十条第一項第一号に規定する業務に係る債権で附則第十五条第一項の規定により政投銀から承継したものを担保するために受ける先取特権、質権若しくは抵当権の保存、設定若しくは移転の登記若しくは登録又は動産の譲渡若しくは債権の譲渡の登記に係る登録免許税については、附則第四十八条の規定による改正前の登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十二の項の規定は、なおその効力を有する。

### (法人税に係る課税の特例)

第二十三條 政投銀が会社に対し行う附則第九条の規定による出資(以下この条において「特定現物出資」という。)は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する政投銀の資産及び負債については、附則第十六条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については次項の規定により会社に引き継ぐものとされる金額を帳簿価額とみなし、退職給付引当金その他の政令で定める引当金の金額についてはこれらの帳簿価額を零とする。

3 政投銀の特定現物出資の日の前日の属する事業年度(次項において「最後事業年度」という。)において法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額又は同条第二項の規定により計算される同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、同条第七項の規定にかかわらず、会社に引き継ぐものとする。この場合において、会社が引継ぎを受けた金額は、会社の特定現物出資の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に政投銀の最後事業年度の旧政投銀法第三十八条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

### (地方税に係る課税の特例)

第二十四條 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

### (政令への委任)

第二十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立及び政投銀の解散に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

### (日本政策投資銀行法の廃止)

第二十六條 日本政策投資銀行法は、廃止する。

### (政投銀法の廃止に伴う経過措置)

第二十七條 前条の規定の施行前に旧政投銀法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 旧政投銀法附則第十六条第五項及び第六項の規定は、会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律百十七号)第二条第五項の選定事業者に対し行う資金の貸付けについては、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧政投銀法附則第十六条第五項中「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、「第二十条第一項第一号の規定により同法」とあるのは「同法」と、同条第六項中「日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。)」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け」と、「日本政策投資銀行に対し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行に対し」とする。

3 前二項に規定するもののほか、政投銀法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (罰則の適用に関する経過措置)

第二十八條 附則第二十六条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

### (令和二年五月二十二日法律第二十九号)附則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### (特定投資業務に関する検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行(以下この項において「会社」という。)による特定投資業務(この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。)の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要が

#### (検討)

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業者の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を含む。)の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

### (会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

## 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会  
令和二年四月二十二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期間延長が際限なく繰り返されることがないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与のあり方について十分に検討すること。
- 二 政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するよう努めること。
- 三 特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう注視すること。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。

四 昨今、株式会社日本政策投資銀行の配当が低下していることを踏まえ、株主である政府として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。

五 民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクが取られるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。

六 特定投資業務の法定期限の延長は、新型コロナウイルス感染症の被害対応とは直接関連することがないところではあるが、政府は、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

七 地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。

## 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会  
令和二年五月十四日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行の完全民営化方針を踏まえ、同行による業務については、民間金融機関等との協調に配慮し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意しつつ、その適確な実施に万全を期すこと。
- 二 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献し、民間による成長資金供給を促すよう、適切な運用を行うとともに、同業務の政策効果を定量的に把握し、的確に評価・検証すること。あわせて、同業務は民間による自立的な成長資金の供給が充足するまでの過渡的な対応であることを十分に認識し、同業務の期限の延長を漫然と繰り返すことのないよう、適切な措置を講ずること。
- 三 国民への説明責任を果たす観点から、特定投資業務の個別案件における投資状況を含め、同業務に係る情報の公開をより一層推進すること。また、株式会社日本政策投資銀行において、同業務の個別案件について進捗状況を継続的に把握し、財務の健全性が確保されるようにすること。

四 株式会社日本政策投資銀行の株式については、同行の業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保や同行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意し、同行の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講じつつ、その処分時期及び処分方法等の検討を行うこと。

五 株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関との協働等により、地域経済の自立的発展の実現に資する人材の育成や確保が図られるよう、適切な措置を講ずること。

六 新型コロナウイルス感染症による被害への対応のため、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

右決議する。

## 財務の状況

## I. 経理の状況

P 91 連結財務諸表等

P 91 連結財務諸表

P 91 連結貸借対照表

P 92 連結損益計算書

P 93 連結包括利益計算書

P 94 連結株主資本等変動計算書

P 95 連結キャッシュ・フロー計算書

P 96 注記事項

P126 連結附属明細表

P127 その他

P128 財務諸表等

P128 財務諸表

P128 貸借対照表

P130 損益計算書

P131 株主資本等変動計算書

P132 注記事項

P138 附属明細表

P138 主な資産及び負債の内容

P138 その他

## II. 参考情報

P139 財務諸指標

P146 開示債権と引当・保全の状況(単体)

P147 金融再生法開示債権の状況(単体)

P148 リスク管理債権の状況(連結)

P148 自己資本比率の状況

P149 特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体)

## III. 自己資本充実の状況

P151 自己資本の構成に関する開示事項

P154 定性的な開示事項

P156 定量的な開示事項

# 1. 経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

## 【1】連結財務諸表等

### (1) 連結財務諸表

#### ① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
現金預け金	※7,8	966,903	※7,8	1,298,955
コールローン及び買入手形		260,000		720,000
金銭の信託		20,182		20,082
有価証券	※1,2,7,11	1,961,054	※1,2,7,11	2,374,268
貸出金	※3,4,5,6,7,9	12,923,938	※3,4,5,6,7,9	12,415,985
その他資産	※7,8	191,317	※7,8	162,849
有形固定資産	※7,8,10	469,559	※7,8,10	423,433
建物		18,306		17,704
土地		91,214		90,794
リース資産		284		635
建設仮勘定		20		425
その他の有形固定資産		359,733		313,873
無形固定資産	※7,8	45,311	※7,8	42,284
ソフトウェア		13,288		11,379
のれん		25,668		24,494
リース資産		3		2
その他の無形固定資産		6,351		6,408
退職給付に係る資産		2,238		1,263
繰延税金資産		1,217		2,800
支払承諾見返		273,239		267,306
貸倒引当金		△35,336		△35,528
投資損失引当金		△46		△36
<b>資産の部合計</b>		<b>17,079,580</b>		<b>17,693,665</b>
<b>負債の部</b>				
債券	※7	3,190,536	※7	3,314,656
売現先勘定	※7	93,761	※7	—
借入金	※7,8	7,987,860	※7,8	8,070,948
社債	※7,8	2,106,463	※7,8	2,382,226
その他負債		101,869		204,265
賞与引当金		5,066		5,345
役員賞与引当金		15		15
退職給付に係る負債		7,969		8,092
役員退職慰労引当金		122		146
繰延税金負債		16,328		6,608
支払承諾		273,239		267,306
<b>負債の部合計</b>		<b>13,783,234</b>		<b>14,259,611</b>
<b>純資産の部</b>				
資本金		1,000,424		1,000,424
危機対応準備金	※12	206,529	※12	206,529
特定投資準備金	※13	588,000	※13	848,000
特定投資剰余金	※13	5,412	※13	12,436
資本剰余金		766,466		636,466
利益剰余金		651,887		675,842
<b>株主資本合計</b>		<b>3,218,719</b>		<b>3,379,698</b>
<del>その他有価証券評価差額金</del>		44,652		24,297
繰延ヘッジ損益		23,766		16,934
為替換算調整勘定		△1,202		△1,414
退職給付に係る調整累計額		△272		△958
その他の包括利益累計額合計		66,943		38,858
非支配株主持分		10,682		15,496
<b>純資産の部合計</b>		<b>3,296,345</b>		<b>3,434,054</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>17,079,580</b>		<b>17,693,665</b>

## ②連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
経常収益	301,204	289,144
資金運用収益	182,377	169,456
貸出金利息	151,006	138,413
有価証券利息配当金	23,994	24,569
コールローン利息及び買入手形利息	100	31
預け金利息	28	108
金利スワップ受入利息	7,263	6,339
その他の受入利息	△16	△6
役務取引等収益	16,280	17,167
その他業務収益	6,987	15,165
その他経常収益	95,559	87,355
貸倒引当金戻入益	4,915	—
償却債権取立益	1,994	6,255
投資損失引当金戻入益	—	9
その他の経常収益	※1 88,649	※1 81,089
経常費用	173,071	210,151
資金調達費用	89,504	78,730
債券利息	37,676	33,958
コールマネー利息及び売渡手形利息	△52	△72
売現先利息	△62	△60
借入金利息	46,693	38,009
短期社債利息	317	947
社債利息	4,822	5,730
その他の支払利息	109	216
役務取引等費用	1,354	326
その他業務費用	3,532	12,310
営業経費	64,889	67,346
その他経常費用	13,789	51,437
貸倒引当金繰入額	—	1,734
投資損失引当金繰入額	6	—
その他の経常費用	※2 13,783	※2 49,703
経常利益	128,133	78,992
特別利益	1	4,333
固定資産処分益	1	4,333
特別損失	1,397	301
固定資産処分損	1,397	135
減損損失	—	165
税金等調整前当期純利益	126,737	83,024
法人税、住民税及び事業税	34,953	31,637
法人税等調整額	△1,443	△131
法人税等合計	33,509	31,505
当期純利益	93,227	51,518
非支配株主に帰属する当期純利益	1,290	1,062
親会社株主に帰属する当期純利益	91,936	50,456

## 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
当期純利益	93,227	51,518
その他の包括利益	※1 △10,260	※1 △28,095
その他有価証券評価差額金	△1,834	△19,977
繰延ヘッジ損益	△4,359	△5,432
為替換算調整勘定	113	△75
退職給付に係る調整額	△249	△682
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,929	△1,927
包括利益	82,966	23,422
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	81,718	22,371
非支配株主に係る包括利益	1,248	1,050





連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

## (12) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

#### a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

#### b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

#### c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

### ③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

### ④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並び

に外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

### (13) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

### (14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

### (15) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

(米国会計基準ASU「金融資産及び金融負債の認識及び測定」)

米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している海外連結子会社において、米国財務会計基準審議会会計基準アップデート(ASU)第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識及び測定」を当連結会計年度から適用しております。

これにより、連結子会社及び持分法適用会社への投資を除く持分投資は原則として公正価値で評価し、その変動を純損益として認識しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が1,553百万円増加しております。また、当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

## (未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、

「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## (連結貸借対照表関係)

### ※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	60,473百万円	57,242百万円
出資金	189,520 //	194,159 //

### ※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	37,400百万円	37,689百万円

### ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	0百万円	8百万円
延滞債権額	30,184 //	30,341 //

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	—百万円	—百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	21,315百万円	26,914百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	51,499百万円	57,264百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	12,871百万円	19,235百万円
有価証券	87,731 //	— //
その他資産	4,400 //	4,208 //
有形固定資産	188,151 //	219,630 //
無形固定資産	5,414 //	5,130 //
計	298,569 //	248,205 //
担保資産に対応する債務		
売現先勘定	93,761百万円	—百万円
借入金	179,843 //	188,276 //
社債	250 //	5,125 //

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	129,452百万円	154,643百万円
貸出金	1,147,624 //	923,054 //

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	27,030百万円	11,782百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
金融商品等差入担保金	23,118百万円	17,572百万円
中央清算機関差入証拠金	34,284 //	10,273 //

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供してあります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	701,289百万円	701,289百万円

※8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	179,843百万円	188,276百万円
社債	250 //	5,125 //
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	12,871百万円	19,235百万円
その他資産	4,400 //	4,208 //
有形固定資産	188,151 //	219,630 //
無形固定資産	5,414 //	5,130 //

※9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	1,107,549百万円	1,054,844百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	774,442 //	719,776 //

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## ※10.有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	31,741百万円	39,825百万円

## ※11.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	5,700百万円	4,462百万円

## ※12.株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

## ※13.株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要ないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

## (連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
株式等売却益	17,324百万円	10,494百万円
持分法による投資利益	9,758 //	4,541 //
投資事業組合等利益	27,070 //	26,575 //
土地建物賃貸料	13,224 //	12,273 //
売電収入	12,240 //	12,747 //
株式等償還益	457 //	7,727 //

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
株式等償却	1,577百万円	32,758百万円
投資事業組合等損失	2,979 //	5,377 //
減価償却費	8,539 //	9,045 //

## (連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	14,139	△22,805
組替調整額	△15,836	△6,035
税効果調整前	△1,697	△28,840
税効果額	△137	8,862
その他有価証券評価差額金	△1,834	△19,977
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	1,233	△704
組替調整額	△7,520	△7,126
税効果調整前	△6,286	△7,830
税効果額	1,927	2,397
繰延ヘッジ損益	△4,359	△5,432
為替換算調整勘定:		
当期発生額	113	△75
組替調整額	—	—
税効果調整前	113	△75
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	113	△75
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	△508	△1,071
組替調整額	148	88
税効果調整前	△360	△983
税効果額	110	301
退職給付に係る調整額	△249	△682
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	△30	△1,820
組替調整額	△3,899	△107
税効果調整前	△3,929	△1,927
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,929	△1,927
その他の包括利益合計	△10,260	△28,095

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません

3. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	22,121	507	2018年 3月31日	2018年 6月29日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,030	利益剰余金	482	2019年 3月31日	2019年 6月28日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

当連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,030	482	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,948	利益剰余金	228	2020年 3月31日	2020年 6月29日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
現金預け金勘定	966,903百万円	1,298,955百万円
定期性預け金等	△63,086 //	△66,085 //
現金及び現金同等物	903,817 //	1,232,869 //

### (リース取引関係)

#### 1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	1,700	1,757
1年超	3,824	2,255
合計	5,525	4,013

(単位：百万円)

(貸手側)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	5,941	6,151
1年超	22,717	21,891
合計	28,659	28,043

(単位：百万円)

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達にあたっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、物品賃貸業、運輸業、郵便業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及び可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、及び金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建投融資等については為替リスクに晒されているため、見合いの外貨建負債として社債等の調達を行うほか、為替スワップや通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っ

ており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (12)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価のある有価証券については定期的な時価変動のモニタリングを実施しています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取り組み相手の信用力を常時把握した上で限度枠の設定により管理しており、また中央清算機関の利用及び相対のCSA(Credit Support Annex)に基づく証拠金の授受によるリスク管理を図っています。

##### ②市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度(Duration、BPV：Basis Point Value)、VaR(Value at Risk)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利スワップ等を利用して金利リスクの回避又は抑制を行っています。

###### (ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建社債等を調達しているほか、為替スワップや通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

###### (iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

###### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

###### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。市場リスク量(損失額の推定値)は、金利感応度分析(100BPV)や分散共分散法(保有期間1年、観測期間5年以上、信頼区間99.9%)によるVaRに基づく手法により算出しております。2020年3月31日現在の市場リスク(金利、為替、価格変動に関するリスク)量は、48,910百万円(前連結会計年度末は63,410百万円)です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、過去の相場変動をベースに算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているVaRや、100BPVについては通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当行グループでは、モデルが算出するリスク量と実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施するとともに、他のリスク指標による計測、ストレステストの実施等により、モデルのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることと認識しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性保有額及びキャッシュ・フロー・ラダーのモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(2019年3月31日)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	966,903	966,903	—
(2)コールローン及び買入手形	260,000	260,000	—
(3)金銭の信託	18,305	20,052	1,747
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	534,041	544,776	10,734
その他有価証券	559,404	559,404	—
関連会社株式	2,334	2,822	488
(5)貸出金	12,923,938		
貸倒引当金(*1)	△34,285		
	12,889,653	13,452,296	562,642
資産計	15,230,642	15,806,256	575,613
(1)債券	3,190,536	3,295,915	105,379
(2)売現先勘定	93,761	93,761	—
(3)借入金	7,987,860	8,086,527	98,667
(4)社債	2,106,463	2,118,548	12,085
負債計	13,378,621	13,594,754	216,132
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	30,160	30,160	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,162)	(3,162)	—
デリバティブ取引計	26,998	26,998	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	1,298,955	1,298,955	—
(2)コールローン及び買入手形	720,000	720,000	—
(3)金銭の信託	18,467	19,155	688
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	456,324	459,343	3,019
その他有価証券	1,001,977	1,001,977	—
関連会社株式	2,612	2,272	△340
(5)貸出金	12,415,985		
貸倒引当金(*1)	△35,463		
	12,380,522	12,885,374	504,852
資産計	15,878,859	16,387,078	508,219
(1)債券	3,314,656	3,399,500	84,844
(2)売現先勘定	—	—	—
(3)借入金	8,070,948	8,139,492	68,544
(4)社債	2,382,226	2,396,272	14,045
負債計	13,767,831	13,935,265	167,434
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	33,367	33,367	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,859	1,859	—
デリバティブ取引計	35,226	35,226	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

## 資 産

## (1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2)コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3)金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は「(5)貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

## (4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれがないものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## (5)貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。(一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。)なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負 債

## (1)債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。)

## (2)売現先勘定

売現先勘定は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行及び連結子会社が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。(一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。)

## (4)社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、

その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行及び連結子会社が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。(一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。)

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「デリバティブ取引関係」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
① 金銭の信託(*1)	1,877	1,615
② 非上場株式(*2)(*3)	340,182	328,439
③ 組合出資金(*1)	303,185	327,173
④ 非上場その他の証券等(*2)(*3)	253,570	286,597
合計	898,816	943,826

(\*1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*3) 前連結会計年度において、1,577百万円(うち非上場株式496百万円、非上場その他の証券1,080百万円)の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、28,374百万円(うち非上場株式28,692百万円、非上場その他の証券41百万円)の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	966,897	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	260,000	—	—	—	—	—
有価証券	160,808	269,424	175,538	121,084	137,120	146,502
満期保有目的の債券	128,787	170,576	114,088	61,848	50,717	8,022
国債	20,007	10,122	10,024	10,071	15,071	5,022
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	54,688	104,007	73,538	34,321	25,680	3,000
その他	54,092	56,446	30,525	17,456	9,964	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	32,021	98,848	61,450	59,235	86,403	138,479
国債	—	30,943	5,201	18,666	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	32,021	67,904	56,249	37,133	86,403	138,479
その他	—	—	—	3,436	—	—
貸出金(*)	2,893,034	3,274,683	2,355,054	1,778,849	1,911,117	681,015
合計	4,280,741	3,544,107	2,530,592	1,899,934	2,048,237	827,517

(\*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない30,184百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,298,950	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	720,000	—	—	—	—	—
有価証券	132,914	290,450	213,549	163,901	128,189	159,098
満期保有目的の債券	99,488	157,180	50,303	85,240	61,109	3,000
国債	—	15,077	10,061	10,070	45,315	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	59,382	102,328	28,286	54,628	5,794	3,000
その他	40,105	39,775	11,955	20,541	10,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	33,425	133,269	163,245	78,661	67,079	156,098
国債	5,069	25,447	18,483	5,139	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	28,355	107,713	144,762	73,522	67,079	156,098
その他	—	108	—	—	—	—
貸出金(*)	2,180,066	3,194,175	2,553,222	1,975,325	1,793,140	689,705
合計	4,331,931	3,484,626	2,766,772	2,139,226	1,921,329	848,803

(\*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない30,349百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,173,571	2,244,770	1,559,927	911,998	909,583	1,188,007
債券及び社債	616,192	1,297,462	1,390,372	783,657	1,004,043	205,270
合計	1,789,764	3,542,233	2,950,300	1,695,655	1,913,627	1,393,278

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,104,333	2,048,497	1,406,720	1,013,993	1,056,239	1,441,165
債券及び社債	557,653	1,677,754	1,246,749	912,840	988,613	313,271
合計	1,661,986	3,726,252	2,653,469	1,926,833	2,044,852	1,754,436

## (有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

## 1. 売買目的有価証券

該当ありません。

## 2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	70,321	77,085	6,763
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	265,195	269,052	3,857
	その他	134,328	135,691	1,363
	小計	469,845	481,829	11,984
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	30,040	28,926	△1,113
	その他	34,156	34,019	△136
	小計	64,196	62,946	△1,249
	合計	534,041	544,776	10,734

当連結会計年度(2020年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	50,241	55,670	5,428
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	171,981	174,010	2,029
	その他	66,739	67,150	410
	小計	288,963	296,831	7,868
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	30,282	30,261	△21
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	81,439	78,533	△2,905
	その他	55,638	53,716	△1,921
	小計	167,360	162,511	△4,849
	合計	456,324	459,343	3,019

## 3. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	72,595	25,172	47,423
	債券	433,969	428,458	5,511
	国債	54,811	53,452	1,358
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	379,158	375,005	4,152
	その他	5,910	3,581	2,329
	小計	512,475	457,211	55,263
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,896	10,005	△2,109
	債券	39,032	39,165	△133
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	39,032	39,165	△133
	その他	60,000	60,000	—
	小計	106,929	109,171	△2,242
	合計	619,404	566,383	53,021

当連結会計年度(2020年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	348,451	320,959	27,491
	債券	249,726	246,558	3,167
	国債	54,139	53,246	893
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	195,586	193,312	2,274
	その他	12,652	8,199	4,453
	小計	610,830	575,717	35,112
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,516	8,913	△1,397
	債券	381,944	386,158	△4,213
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	381,944	386,158	△4,213
	その他	61,685	61,754	△69
	小計	451,146	456,826	△5,679
	合計	1,061,977	1,032,544	29,433

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	37,643	16,514	—
債券	78,390	283	16
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	78,390	283	16
その他	4,428	810	80
合計	120,462	17,608	96

当連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	16,148	9,634	92
債券	55,303	299	5
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	55,303	299	5
その他	10,584	1,321	—
合計	82,035	11,256	98

6. 保有目的を変更した有価証券  
記載すべき重要なものはありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当連結会計年度における減損処理額は、3,984百万円(全額が株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

#### (金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託  
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託  
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	20,182	19,554	628	867	239

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	20,082	19,693	388	986	597

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### (その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	金額
評価差額	57,554
その他有価証券	56,686
その他の金銭の信託	867
(△)繰延税金負債	17,250
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	40,303
(△)非支配株主持分相当額	—
(+ )持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,349
その他有価証券評価差額金	44,652

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額684百万円(収益)は、評価差額より控除しております。  
2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	金額
評価差額	28,713
その他有価証券	27,727
その他の金銭の信託	986
(△)繰延税金負債	8,387
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,325
(△)非支配株主持分相当額	—
(+ )持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,971
その他有価証券評価差額金	24,297

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,565百万円(損失)は、評価差額より控除しております。  
2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ					
店頭	受取固定・支払変動	992,660	842,185	55,996	55,996
	受取変動・支払固定	987,611	839,729	△26,188	△26,188
	合計	—	—	29,807	29,807

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ					
店頭	受取固定・支払変動	968,637	807,300	62,460	62,460
	受取変動・支払固定	965,871	804,875	△33,290	△33,290
	合計	—	—	29,169	29,169

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
通貨スワップ					
店頭	為替予約	5,226	5,226	80	80
	売建	172,643	—	5	5
	買建	89,460	—	264	264
	合計	—	—	350	350

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
通貨スワップ					
店頭	為替予約	5,226	5,226	71	71
	売建	188,973	—	3,867	3,867
	買建	234,247	—	259	259
	合計	—	—	4,198	4,198

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引  
該当ありません。

(4) 債券関連取引  
該当ありません。

(5) 商品関連取引  
該当ありません。

前連結会計年度(2019年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
クレジット・デフォルト・オプション					
店頭	売建	7,500	4,000	96	96
	買建	7,500	4,000	△94	△94
	合計	—	—	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
クレジット・デフォルト・オプション					
店頭	売建	1,500	—	6	6
	買建	1,500	—	△7	△7
	合計	—	—	△1	△1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金 及び貸出金	73,150	65,765	△1,592
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	債券、借入金、 社債及び貸出金	1,849,613 8,948	1,725,556 8,592	(注)3
合計			—	—	△1,592

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定  
店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金 及び貸出金	73,200	65,246	△3,977
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	債券、借入金、 社債及び貸出金	2,059,552 9,111	2,038,302 9,111	(注)3
合計			—	—	△3,977

- (注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。
2. 時価の算定  
店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	△25
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	320,813	267,332	(注)3
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建の その他有価証券	86,494	—	△1,544
合計			—	—	△1,570

- (注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。
3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	142
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	267,332	267,332	(注)3
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建の その他有価証券	66,320	—	5,694
合計			—	—	5,836

- (注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。
3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

## (3) 株式関連取引

該当ありません。

## (4) 債券関連取引

該当ありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	34,476	35,372
勤務費用	1,560	1,574
利息費用	376	385
数理計算上の差異の発生額	892	542
退職給付の支払額	△1,933	△1,707
退職給付債務の期末残高	35,372	36,167

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
年金資産の期首残高	29,009	29,641
期待運用収益	145	148
数理計算上の差異の発生額	384	△529
事業主からの拠出額	1,018	945
退職給付の支払額	△916	△866
年金資産の期末残高	29,641	29,338

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	27,402	28,074
年金資産	△29,641	△29,338
	△2,238	△1,263
非積立型制度の退職給付債務	7,969	8,092
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,731	6,828
退職給付に係る負債	7,969	8,092
退職給付に係る資産	△2,238	△1,263
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,731	6,828

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
勤務費用	1,560	1,574
利息費用	376	385
期待運用収益	△145	△148
数理計算上の差異の費用処理額	136	81
過去勤務費用の費用処理額	12	7
確定給付制度に係る退職給付費用	1,940	1,900

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
過去勤務費用	12	7
数理計算上の差異	△372	△990
合計	△360	△983

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	△19	△11
未認識数理計算上の差異	△363	△1,353
合計	△382	△1,365

## (7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
債券	89%	73%
株式	10%	9%
その他	1%	18%
合計	100%	100%

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
割引率	1.1%	1.1%
予想昇給率	1.7%~5.3%	1.7%~5.3%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

## 3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度237百万円、当連結会計年度243百万円であります。

**(税効果会計関係)**

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	14,478百万円	12,589百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	11,955 //	21,313 //
連結子会社の資産時価評価差額	3,426 //	3,426 //
退職給付に係る負債	1,986 //	2,014 //
税務上の営業権	1,416 //	1,275 //
税務上の繰越欠損金	6,289 //	6,498 //
その他	16,583 //	16,961 //
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>56,137 //</b>	<b>64,080 //</b>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△38,765 //	△46,208 //
<b>評価性引当額小計(注)1</b>	<b>△38,765 //</b>	<b>△46,208 //</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>17,371 //</b>	<b>17,871 //</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	△17,085 //	△7,278 //
繰延ヘッジ損益	△10,696 //	△8,398 //
その他	△4,701 //	△6,002 //
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△32,483 //</b>	<b>△21,679 //</b>
<b>繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額(注)2</b>	<b>△15,111 //</b>	<b>△3,808 //</b>

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、有価証券償却に係る評価性引当額の増加であります。

2. 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	1,217百万円	2,800百万円
繰延税金負債	△16,328 //	△6,608 //

## 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	△1.83%	8.96%
持分法による投資損益	△2.36%	△1.67%
その他	0.01%	0.03%
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>26.44%</b>	<b>37.94%</b>

**(資産除去債務関係)**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**(セグメント情報等)****【セグメント情報】**

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. サービスごとの情報	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	157,916	69,255	74,032	301,204

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. サービスごとの情報	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	144,669	70,141	74,332	289,144

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 【関連当事者情報】

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)		
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	129,000	-	-		
							資金の借入(注2)	300,000	借入金	4,379,934		
							借入金の返済	444,524				
							利息の支払	28,376			未払費用	9,677
							債務被保証(注3)	3,102,852			-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2039年2月20日であります。なお、担保は提供していません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から1,793,756百万円の借入金があります。

当連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)		
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	130,000	-	-		
							資金の借入(注2)	800,000	借入金	4,816,195		
							借入金の返済	363,739				
							利息の支払	23,485			未払費用	6,277
							債務被保証(注3)	3,226,516			-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2039年12月20日であります。なお、担保は提供していません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から1,433,843百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等  
該当ありません。(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
記載すべき重要なものはありません。(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
該当ありません。(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等  
該当ありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
1株当たり純資産額	63,769円82銭	63,755円66銭
1株当たり当期純利益	2,080円56銭	1,075円90銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2019年3月31日)	当連結会計年度末 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	3,296,345百万円	3,434,054百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	513,917 //	652,244 //
(危機対応準備金)	206,529 //	206,529 //
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	294,000 //	424,000 //
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	2,706 //	6,218 //
(非支配株主持分)	10,682 //	15,496 //
普通株式に係る期末の純資産額	2,782,427 //	2,781,810 //
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	43,632千株	43,632千株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載していません。

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	91,936百万円	50,456百万円
普通株主に帰属しない金額	1,156 //	3,511 //
(特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	1,156 //	3,511 //
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	90,780 //	46,944 //
普通株式の期中平均株式数	43,632千株	43,632千株

## (重要な後発事象)

当行の取引先であるNordic Aviation Capital Designated Activity Companyが、2020年6月5日、アイルランド会社法に基づく債務整理の申立を行い、受理されました。当連結会計年度末の当該取引先に関連する債権総額は14,652百万円であります。なお、担保設定済の債権総額は4,516百万円、今後担保設定を行う予定の債権総額は10,136百万円であり、回収可能見込額については協議及び精査中です。債権総額のうち、回収不能見込額につきましては、2021年3月期において貸倒引当金を計上、または債権額から直接減額する予定であります。

## ⑤連結附属明細表

## 債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要	
	12, 14, 15, 17, 19, 20, 22回	2006年6月28日～ 2008年6月19日	210,008	210,005	2.0～2.2	一般 担保	2021年6月28日～ 2023年6月19日	(注)1	
	政府保証債 (国内債)					(注)7			
	3～7, 9, 11, 14, 16, 19～62回	2008年12月18日～ 2020年3月18日	1,580,828	1,631,134 [270,054]	0.001～2.1	無担保	2019年4月15日～ 2059年12月16日		
	政府保証債 (国内債)								
	67次	1998年9月4日	25,038	25,034	1.81	一般 担保	2028年9月4日	(注)2	
	政府保証債 (外国債)					(注)7			
	5～7, 10, 11, 14次	2002年12月13日～ 2007年11月26日	369,018 (697,981千EUR)	369,017 (698,216千EUR)	1.05～4.75	一般 担保	2022年9月20日～ 2027年11月26日	(注)1	
	政府保証債 (外国債)					(注)7			
	6, 10～20次	2012年9月25日～ 2019年8月28日	908,675 (8,221,234千\$)	982,494 (9,061,809千\$)	1.625～ 3.25	無担保	2019年9月25日～ 2029年8月28日	(注)3	
	政府保証債 (ユーロMTN)								
	20, 31, 34～36, 42, 49回	2005年8月9日～ 2008年6月11日	94,967	94,970 [19,999]	1.7～2.74	一般 担保	2020年6月22日～ 2047年3月20日	(注)4	
	財投機関債 (国内債)					(注)7			
当行	2回	2008年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般 担保	2023年9月19日	(注)4 (注)5	
	財投機関債 (ユーロMTN)					(注)7			
	26, 31, 40, 44, 46, 47, 49, 50, 52, 54, 56, 57 59, 60, 62～121回	2012年5月16日～ 2020年1月17日	1,213,200	1,357,601 [205,600]	0～1.183	無担保	2019年6月20日～ 2059年3月19日		
	普通社債 (公募債)(国内債)								
	3～25, 27～37, 39～107回	2015年2月5日～ 2020年1月23日	402,000	433,000 [62,000]	0～1.16	無担保	2019年5月10日～ 2058年3月19日		
	普通社債 (私募債)(国内債)								
	31, 32, 34, 36, 45, 48, 49, 51, 52, 54～57, 60～83回	2012年4月16日～ 2019年12月3日	491,012 (2,644,351千\$)	586,499 (3,659,705千\$)	0.251～ 3.749	無担保	2019年4月16日～ 2049年5月7日	(注)6	
	普通社債 (ユーロMTN)		(1,029,819千EUR) (32,000千GBP) (665,000千AUD) (30,000千NZD)	(999,961千EUR) (—千GBP) (665,000千AUD) (30,000千NZD)					
	コアイン ベストメ ントジャ パン特定 目的会社	3回 特定社債	2019年6月28日	—	5,000	0.26909	一般 担保	2026年6月30日	(注)8
	平塚ホー ルディング 特定目的 会社	4, 5回 特定社債	2014年9月30日～ 2019年9月30日	250	125 [—]	0.13909～ 0.36727	一般 担保	2019年9月30日～ 2026年9月30日	(注)8
合計	—	—	5,296,999	5,696,882	—	—	—	—	

(注) 1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

- 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。
- メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。
- 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
- メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建財投機関債であります。
- メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ建、ユーロ米ドル建、ユーロ円建、ユーロ英ポンド建、ユーロ豪ドル建及びユーロニュージーランドドル建無担保社債であります。
- 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
- これらの社債はノンリコース債務に該当します。
- 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。
- 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
- 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券・社債	557,653	839,586	838,167	639,553	607,195
ノンリコース社債	—	—	—	—	—

## 借入金等明細表

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	7,987,860	8,070,948	0.423%	—
借入金	7,808,016	7,882,672	0.415%	2020年4月～2039年12月
ノンリコース借入金	179,843	188,276	0.746%	2024年9月～2036年12月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金及びノンリコース借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,097,375	1,186,167	848,248	715,622	667,977
ノンリコース借入金	6,958	7,011	7,070	7,152	15,967

## 資産除去債務明細表

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

## (2) その他

該当事項はありません。

## 【2】財務諸表等

## (1) 財務諸表

## ① 貸借対照表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	959,585	1,252,106
現金	4	2
預け金	959,581	1,252,104
コールローン	260,000	720,000
金銭の信託	18,305	18,467
有価証券	※1, 2, 7, 9 1,984,876	※1, 2, 7, 9 2,400,948
国債	125,132	134,664
社債	733,526	830,952
株式	452,755	705,370
その他の証券	673,461	729,960
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8 13,063,197	※3, 4, 5, 6, 7, 8 12,521,358
証書貸付	13,063,197	12,521,358
その他資産	177,711	151,158
前払費用	2,659	2,414
未収収益	24,970	18,576
金融派生商品	57,468	71,757
金融商品等差入担保金	23,118	17,572
その他の資産	※7 69,494	※7 40,837
有形固定資産	110,833	110,442
建物	18,247	17,611
土地	91,214	90,794
建設仮勘定	20	420
その他の有形固定資産	1,351	1,616
無形固定資産	13,883	12,038
ソフトウェア	13,187	11,046
その他の無形固定資産	695	991
前払年金費用	1,215	1,191
支払承諾見返	273,239	267,306
貸倒引当金	△35,412	△35,578
投資損失引当金	△46	△36
資産の部合計	16,827,388	17,419,402

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
債券	※7 3,190,536	※7 3,314,656
売現先勘定	※7 93,761	※7 —
借入金	7,807,941	7,882,447
借入金	7,807,941	7,882,447
社債	2,106,213	2,377,101
その他負債	85,544	187,896
未払法人税等	11,875	11,949
未払費用	17,908	13,662
前受収益	305	546
金融派生商品	29,371	35,145
金融商品等受入担保金	14,066	116,268
資産除去債務	230	230
その他の負債	11,787	10,093
賞与引当金	4,688	4,831
役員賞与引当金	15	15
退職給付引当金	6,355	6,419
役員退職慰労引当金	115	136
繰延税金負債	15,882	5,047
支払承諾	273,239	267,306
負債の部合計	13,584,295	14,045,859
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	※10 206,529	※10 206,529
特定投資準備金	※11 588,000	※11 848,000
特定投資剰余金	※11 5,412	※11 12,436
資本剰余金	766,466	636,466
資本準備金	766,466	636,466
利益剰余金	610,436	629,290
その他利益剰余金	610,436	629,290
別途積立金	526,249	589,406
繰越利益剰余金	84,187	39,884
株主資本合計	3,177,268	3,333,145
その他有価証券評価差額金	42,079	20,709
繰延ヘッジ損益	23,745	19,687
評価・換算差額等合計	65,824	40,396
純資産の部合計	3,243,093	3,373,542
負債及び純資産の部合計	16,827,388	17,419,402

















2. 開示債権と引当・保全の状況(単体)

資産自己査定、債権保全状況(2020年3月末)

(単位:百万円)

Table with columns: 債務者区分, 金融再生法に基づく開示債権, 非分類~II分類, III分類, (IV分類), 貸倒引当金, (参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率, リスク管理債権. Rows include 破綻先実質破綻先, 破綻懸念先, 要管理先, 要注意先, 正常先, 債権残高合計.

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。
2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について
当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

3. 金融再生法開示債権の状況(単体)

金融再生法開示債権は、前事業年度末比112億円減少して533億円となりました。
債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が18億円、危険債権が302億円、要管理債権が213億円となっております。

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

Table with columns: 前事業年度末(2019年3月末), 当事業年度末(2020年3月末). Rows include 破産更生債権及びこれらに準ずる債権, 危険債権, 要管理債権, 小計, 正常債権, 合計, 部分直接償却実施額.

開示債権合計残高(末残、部分直接償却実施後)に対する比率

Table with columns: 前事業年度末(2019年3月末), 当事業年度末(2020年3月末). Rows include 破産更生債権及びこれらに準ずる債権, 危険債権, 要管理債権, 正常債権.

保全状況

Table with columns: 前事業年度末(2019年3月末), 当事業年度末(2020年3月末). Rows include 保全率(部分直接償却実施後), 破産更生債権及びこれらに準ずる債権, 危険債権, 要管理債権, 信用部分に対する引当率(部分直接償却実施後), 破産更生債権及びこれらに準ずる債権, 危険債権, 要管理債権, その他の債権に対する引当率(部分直接償却実施後), 要管理債権以外の要注意先債権, 正常先債権.

DBJグループの価値創造ストーリー / DBJグループの戦略 / DBJグループのコーポレート・ガバナンス / コーポレート・データ



### III. 自己資本充実の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に基づき、自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

当行および当行グループは、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行および当行グループはマーケット・リスク規制を導入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」（平成31年金融庁告示第11号）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

#### 【1】自己資本の構成に関する開示事項

##### 自己資本の構成に関する開示事項(連結)

項目	2019年3月31日	2020年3月31日	(単位: 百万円、%)
			国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)			
普通株式に係る株主資本の額	2,397,747	2,302,784	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,766,890	1,636,890	1a
うち、利益剰余金の額	651,887	675,842	2
うち、自己株式の額(△)	—	—	1c
うち、社外流出予定額(△)	21,030	9,948	26
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
普通株式に係る新株予約権の額	—	—	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	866,884	1,105,824	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	5
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,264,631	3,408,609	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	40,014	37,509	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	25,668	24,494	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	14,346	13,015	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	67	1,455	10
繰延ヘッジ損益の額	23,766	16,934	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	72	36	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
退職給付に係る資産の額	1,553	876	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	21

(iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(iv) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る収益(特定投資業務に直接整理できるものを除く。) 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(v) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法(昭和40年法律第34号)第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

(vi) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。

(2) (1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。



## 【2】定性的な開示事項

<p>1. 連結の範囲に関する事項</p>	<p>(1) 告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲(以下、「会計連結範囲」)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 相違はありません。</p> <p>(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 連結子会社 33社 主要な連結子会社 P165(『グループ会社』欄)をご参照ください。</p> <p>(3) 告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融関連業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容 該当ありません。</p> <p>(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の名称 該当ありません。</p> <p>(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 該当ありません。</p>
<p>2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p>	<p>P58～61(『リスク管理』の『統合リスク管理』欄)をご参照ください。</p>
<p>3. 連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</p>	<p>P58～61(『リスク管理』)をご参照ください。</p>
<p>4. 信用リスクに関する事項</p>	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要 P58～59(『リスク管理』の『統合リスク管理 信用リスク』欄)をご参照ください。</p> <p>ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関等 リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは実施しておりません。 (株)格付投資情報センター(R&amp;I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&amp;P)</p>
<p>5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要</p>	<p>当行では、与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。</p> <p>担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。</p>
<p>6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p>	<p>当行は、取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。</p>

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

<p>イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要 当行が保有している証券化エクスポージャーは、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第1条第47号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評価制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。</p> <p>また、当行は主に投資家として証券化取引及び再証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。</p> <p>ロ. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要 当行では信用リスク管理の枠組みの中で必要な体制の整備を構築しております。すなわち、営業担当部署においては信用リスク管理の一環として包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するよう努めており、信用力に変動が生じていないかどうかについてモニタリングを行っております。また、斯かる情報については審査部にも提供され、審査部は必要に応じて係る情報に基づき債務者格付の変更等を随時実施しております。</p> <p>ハ. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化を行った場合の当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等及び関連法人のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称 該当ありません。</p> <p>ニ. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響 該当ありません。</p> <p>ホ. 証券化取引に関する会計方針 投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。</p> <p>ヘ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適合格付機関の使い分けは行っておりません。 (株)格付投資情報センター(R&amp;I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&amp;P)。</p> <p>マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。</p>
---

## 8. マーケット・リスクに関する事項

## 9. オペレーショナル・リスクに関する事項

## 10. 出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

## 11. 金利リスクに関する次に掲げる事項

<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要 P60(『リスク管理』の『統合リスク管理 オペレーショナル・リスク』欄)をご参照ください。</p> <p>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法を採用しております。</p>
--

P59(『リスク管理』の『統合リスク管理 投資リスク』欄)をご参照ください。

<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要 P60(『リスク管理』の『統合リスク管理 市場リスク 金利リスク』欄)をご参照ください。</p> <p>ロ. 金利リスクの算定手法の概要 定量的な開示事項である<math>\Delta</math>EVE及び<math>\Delta</math>NIIは、平成26年金融庁告示第7号にて定められている金利ショックに対する経済価値変動額及び期間収益変動額を通貨別に計測した上で、<math>\Delta</math>EVEは変動額が損失となる通貨についてのみの単純合算、<math>\Delta</math>NIIは変動額の単純合算により、算定しております。</p> <p>また、当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。</p> <p>①VaR：保有期間1年、観測期間10年、信頼区間99.9%、分散・共分散法により計測</p> <p>②100BPV：金利が1%平行移動(パラレルシフト)した場合の経済価値変動額を計測</p>
--





## 八. 担保の内訳

(単位:百万円)

	2020年3月31日					
	派生商品取引で使用される担保				レボ形式の取引で使用される担保	
	受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
	分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
現金(国内通貨)	—	—	—	—	—	—
現金(外国通貨)	—	—	—	—	—	—
国内ソブリン債	—	—	—	—	—	—
その他ソブリン債	—	—	—	—	—	—
政府関係機関債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
その他担保	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

## ニ. クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

(単位:百万円)

	2020年3月31日	
	購入したプロテクション	提供したプロテクション
想定元本		
シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	1,500	—
インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	—	1,500
トータル・リターン・スワップ	—	—
クレジットオプション	—	—
その他のクレジット・デリバティブ	—	3,000
想定元本合計	1,500	4,500
公正価値		
プラスの公正価値(資産)	—	6
マイナスの公正価値(負債)	7	—

## ホ. 中央清算機関向けエクスポージャー

(単位:百万円)

	2020年3月31日	
	中央清算機関向けエクスポージャー (信用リスク削減手法適用後)	リスク・アセットの額
適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)	/	309
適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初証拠金を除く。)	15,498	309
(i) 派生商品取引(上場以外)	15,498	309
(ii) 派生商品取引(上場)	—	—
(iii) レボ形式の取引	—	—
(iv) クロスプロダクト・ネットワーキングが承認された場合の ネットワーキング・セット	—	—
分別管理されている当初証拠金	20,000	/
分別管理されていない当初証拠金	—	—
事前拠出された清算基金	—	—
未拠出の清算基金	—	—

## 4. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 原資産の種類の証券化エクスポージャー(信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)

(単位:百万円)

	2020年3月31日				
	自金融機関が オリジネーター	自金融機関が スポンサー	自金融機関が投資家		
			資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	小計
リテール(合計)	—	—	—	—	—
ホールセール(合計)	0	—	1,465,487	—	1,465,487
ストラクチャード・ファイナンス	0	—	1,465,487	—	1,465,487
その他	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—

(2) 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本

(単位:百万円)

	2020年3月31日
エクスポージャーの額(リスク・ウェイト区分別)	
20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	83,018
20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	4,772
50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	1,177,955
100%超1,250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	8,540
1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	191,201
所要自己資本の額(算出方法別)	
外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	2,579
標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	94,106
1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	191,201

## 5. 金利リスク(単体)

(単位:億円)

	2019年3月31日		2020年3月31日	
	ΔEVE	ΔNII	ΔEVE	ΔNII
上方パラレルシフト	569	39	1	82
下方パラレルシフト	11	△97	458	△141
スティーブ化	303	/	15	/
フラット化	1	/	492	/
短期金利上昇	154	/	185	/
短期金利低下	21	/	26	/
最大値	569	39	492	82
	2019年3月31日		2020年3月31日	
Tier1資本の額	31,877		33,346	

## 連結レバレッジ比率の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2019年 3月31日	2020年 3月31日	国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号
オン・バランス資産の額(1)				
調整項目控除前のオン・バランス資産の額	16,725,746	17,337,028	1	
連結貸借対照表における総資産の額	17,079,580	17,693,665	1a	1
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれない子法人等の資産の額(△)	—	—	1b	2
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—	1c	7
連結貸借対照表における総資産の額から控除される 調整項目以外の資産の額(△)	353,834	356,636	1d	3
Tier1資本に係る調整項目の額(△)	41,644	39,859	2	7
オン・バランス資産の額 (イ)	16,684,101	17,297,169	3	
デリバティブ取引等に関する額(2)				
デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額	—	—	4	
デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	53,794	147,336		
デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額	—	—	5	
デリバティブ取引等に関するアドオンの額	57,256	70,174		
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	23,118	17,572		
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して差し入れた担保の対価の額	—	—	6	
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—		
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の 対価の額のうち控除する額(△)	—	—	7	
清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務づけられて いない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)	—	—	8	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額	7,500	1,500	9	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額から控除した額(△)	—	—	10	
デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	141,669	236,582	11	4
レボ取引等に関する額(3)				
レボ取引等に関する資産の額	—	—	12	
レボ取引等に関する資産の額から控除した額(△)	—	—	13	
レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクの エクスポージャーの額	—	—	14	
代理取引のエクスポージャーの額	—	—	15	
レボ取引等に関する額 (ハ)	—	—	16	5
オフ・バランス取引の額(4)				
オフ・バランス取引の想定元本の額	1,876,615	1,797,519	17	
オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への 変換調整の額(△)	692,441	666,306	18	
オフ・バランス取引の額 (ニ)	1,184,173	1,131,213	19	6
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率(5)				
資本の額 (ホ)	3,200,682	3,353,665	20	
総エクスポージャーの額((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)	18,009,944	18,664,965	21	8
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率((ホ)/(ヘ))	17.77%	17.96%	22	

## 主要な指標(連結)

(単位:百万円、%)

	2019年3月31日	2019年9月30日	2020年3月31日
資本			
普通株式等Tier1資本の額	3,199,157	3,222,794	3,351,796
Tier1資本の額	3,200,682	3,225,179	3,353,665
総自己資本の額	3,214,802	3,245,545	3,373,441
リスク・アセット			
リスク・アセットの額	19,203,324	18,905,045	19,418,634
自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率	16.65%	17.04%	17.26%
連結Tier1比率	16.66%	17.05%	17.27%
連結総自己資本比率	16.74%	17.16%	17.37%
連結レバレッジ比率			
総エクスポージャーの額	18,009,944	17,738,487	18,664,965
連結レバレッジ比率	17.77%	18.18%	17.96%

## 会社情報

商号	株式会社日本政策投資銀行
設立	2008年10月
本店所在地	〒100-8178 東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー Tel: 03-3270-3211
資本金	1兆4億24百万円
従業員数	1,703名(単体:1,195名)

(2020年3月31日現在)

## グループ会社

DBJグループはお客様のニーズにあわせて多様なサービスを提供しています。

### 海外拠点

DBJ Singapore Limited	DBJ Europe Limited	政投銀投資諮詢(北京)有限公司	DBJ Americas Inc.
2008年12月に設立したシンガポールに拠点を置く現地法人子会社。主にアジア・太平洋地域における投融資サポート業務やアドバイザーサービス業務、現地情報の収集・発信を実施しています。	2009年11月に設立した英国ロンドンに拠点を置く現地法人子会社。主に欧州における投融資のサポート業務を展開しているほか、現地情報の収集・発信を実施しています。	2014年6月に完全子会社化した北京・上海に拠点を置く現地法人子会社。主に中国における投融資のサポート業務を展開しているほか、現地情報の収集・発信を実施しています。	2018年10月に開業した米国ニューヨークに拠点を置く現地法人子会社。主に米州における投融資サポート業務を展開しているほか、現地情報の調査・発信を実施しています。

### 投資/証券/アセットマネジメント

DBJキャピタル株式会社	DBJ投資アドバイザー株式会社	DBJ証券株式会社	DBJアセットマネジメント株式会社
DBJグループのベンチャーキャピタル。主にアーリーステージのベンチャー企業に対するエクイティ投資とハンズオンによる成長支援を行っています。	DBJが行う「VG(value for growth)投資プログラム®」に関するアドバイスを提供しています。 ※ 成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資	DBJグループの投融資機能を補完する証券子会社。オルタナティブ商品分野を中心に最適な資金調達をサポート、資金運用機会を提供し、多様なニーズに柔軟に対応します	不動産、PE、インフラ投資専門の投資運用会社。DBJグループの総合的な金融力を背景としながら、投資家に対し良質な投資機会を提供しています。

### DBJキャピタル株式会社

### DBJ証券株式会社



### 調査/コンサルティング

株式会社日本経済研究所	株式会社価値総合研究所	DBJリアルエステート株式会社	株式会社コンシスト
調査・コンサルティングを主とする総合シンクタンク。パブリック、ソリューション、国際の3つの調査分野のシナジー効果を活かし、総合的な観点からお客様のニーズに応えます。	先進的技術知見や独自の経済モデルを用いた分析に強みを有する総合シンクタンク。広範な政策課題にテーマードのソリューションを提供しています。	DBJグループの管財機能を担う会社として、オフィスビルの賃貸、貸会議室、ビジネスライブラリー等の事業を行っています。	ITに関するコンサルティングから開発、保守・運用までワンストップで提供し、社会の課題をITの視点と技術で解決します。

